

Smile Vision



TAKETOYO

第6次武豊町総合計画

後期基本計画

令和8年度(2026)▶令和12年度(2030)

心つなぎ
みんなでつくる
スマイルタウン

武豊町

第6次武豊町総合計画

スマイルビジョンTAKETOYO

後期基本計画

令和8年度(2026)▶令和12年度(2030)

心つなぎ
みんなでつくる
スマイルタウン

武豊町

心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン



「スマイルビジョンTAKE TOYO 第6次武豊町総合計画後期基本計画」の策定にあたって

武豊町は1954年(昭和29年)に誕生し、これまでの町の発展とともに人口増加を続けてきましたが、少子高齢化により全国的にも人口が減少している中、本町も2019年(令和元年)をピークに人口減少に転じました。

また、新型コロナウイルス感染症、物価高騰、DX等、本町を取り巻く環境は日々、目まぐるしく変化しています。これまでどおりの行政運営では、これまでどおりの行政サービスを維持することすら難しい時代となりました。

このような時代のなかで、私は町長に就任しましたが、まだまだ武豊町は発展していくことが可能だと考えております。きめ細やかな支援体制の整備、対話を通じたまちづくり、DXの推進による事業の効率化等により、これまで以上に住み続けたい、住んでみたいと思っていただける、魅力あふれるまちづくりを進めてまいります。

そして、第6次武豊町総合計画の中間見直しに伴い、これまでのまちづくりの成果や課題を再確認し、今後のまちづくりに必要となる施策を盛り込んだ、後期基本計画を策定しました。

計画の策定にあたっては、町民等意識調査やパブリックコメントの実施、まちづくり会議や総合計画審議会の開催等により、行政だけではない、町に関わる様々な方との協働による計画策定を進めてまいりました。

改めまして、多くの関係者の方々に感謝申し上げると同時に、計画の推進にあたりましても、引き続き、町民の皆さまと一緒に「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」の実現に向け、邁進してまいりたいと思います。

2025年(令和7年)12月

武豊町長

鳥羽 悠史



町民憲章

わたくしたち武豊町民は、心をあわせ、明るいあすの武豊をめざし、ここに憲章を定めます。

(1979年(昭和54年)10月5日制定)

- ・思いやりと感謝の気持ちを持ちましょう。
- ・きそく正しい生活をし、健康でたくましい体をつくりましょう。
- ・家族の話しあいで、心のかよう家庭をつくりましょう。
- ・社会のきまりを守り、明るく住みよいまちをつくりましょう。
- ・自然を守り、美しい環境のまちをつくりましょう。

町 章



武豊(タクトヨ)の「タ」と「ケ」の合成で、力強い横線は町の発展を、上下の曲線は調和を表現し、全体ははばたく鳥のイメージによって明るい将来を象徴しています。

1974年(昭和49年)10月5日制定

町の木:クスノキ



クスノキは、大きいものだと30メートルに達するものもあります。町内には、楠という地名も存在します。

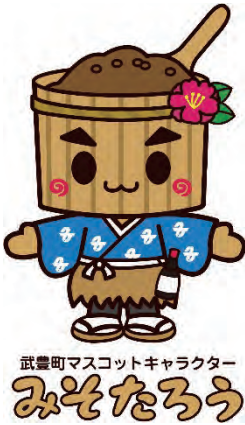
1976年(昭和51年)4月9日制定

町の花:サザンカ



サザンカは花の少ない冬に咲く花です。ツバキの中国名「山茶花(さんさか)」がなまって「さざんか」になったともいわれます。

1976年(昭和51年)4月9日制定



武豊町マスコットキャラクター
みそたろう



武豊町キャラクターマーク
ゆめたろう

目次

第1編 はじめに

第1章 総合計画策定にあたって	6
第2章 まちを知る	12

第2編 基本構想

第1章 まちの将来像	34
第2章 まちづくりの目標	35
第3章 まちの主要指標	40
第4章 土地利用構想	44
第5章 計画の体系	48

第3編 後期基本計画

第1章 SDGs(持続可能な開発目標)	52
第2章 重点施策方針	62
第3章 分野別計画	70
分野1 都市環境	72
分野2 こども	82
分野3 学び	88
分野4 健康・福祉	100
分野5 安全・安心	112
分野6 産業・交流	122
分野7 環境	130
分野8 まちづくり・地域経営	138
分野9 行財政	146
第4章 計画の推進に向けて	154

第4編 資料編

156

第1編 はじめに

第1章 総合計画策定にあたって 6

- 1 総合計画ってなに？ 6
- 2 総合計画ってなぜ必要？ 7
- 3 第6次武豊町総合計画 後期基本計画について 8
- 4 町を取り巻く時代の流れは？ 8

第2章 まちを知る 12

- 1 まちのこれまで～現在 12
- 2 町民は武豊町での暮らしをどう思っているの？ 24
- 3 まちの課題は？ 28



計画の期間は何年？

第6次武豊町総合計画における基本構想の目標年度を2030年度(令和12年度)とします。

今回策定する後期基本計画の計画期間は、2026年度(令和8年度)～2030年度(令和12年度)までの5年間とします。

年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
西暦年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本構想	10年間									
基本計画	5年間(前期基本計画)					5年間(後期基本計画)				
実施計画						3年間				
							3年間			
								3年間		

基本構想：2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度)までの10年間。

基本計画：前期基本計画 2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までの5年間。
後期基本計画 2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間。

実施計画：2026年度(令和8年度)から3年間ごと、毎年度、ローリング方式で見直し。

第1章 総合計画策定にあたって

① 総合計画ってなに？

総合計画は、健康福祉、生活経済、都市基盤、教育等あらゆる分野の計画の基本となる行政運営の最上位計画で、町が目指すべき将来像、ならびにそれを実現していくための施策方針を定めた計画です。

また、まちの将来像や施策方針を住民や事業者等と行政が共有することで、町全体でまちづくりを進めていくための、行政経営のビジョンとなるものです。

本町では、1976年(昭和51年)に「明るく 住みよい 豊かな町づくり」を基本理念とする第1次武豊町総合計画を策定し、それ以降、おおむね10年ごとに改定を行ってきました。本計画は第6次の計画となります。

計画の構成と役割は？

武豊町総合計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の3層で構成しています。

① 基本構想

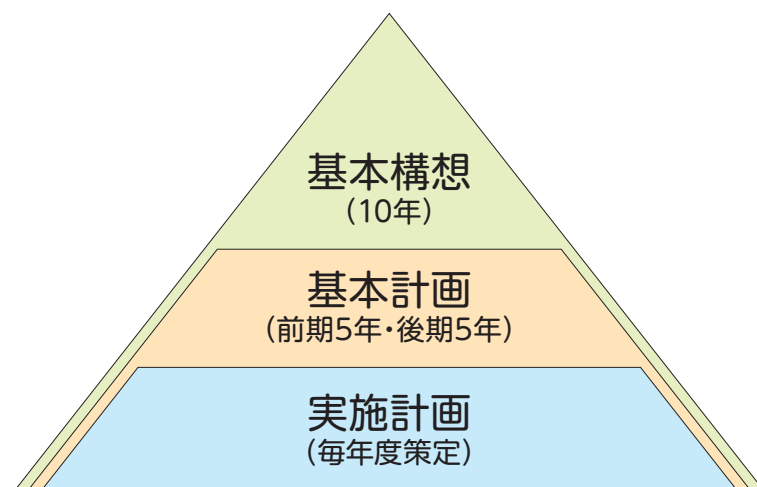
計画期間の10年間(2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度))で私たちが目指すまちの将来像を示し、あわせてその将来像を実現するためのまちづくりの基本目標を明らかにします。

② 基本計画

基本構想の下で、施策分野ごとの目標ならびに施策方針を明らかにするとともに、分野横断的な視点として重点施策方針を示します。
なお、本町を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、基本計画は実績をふまえ検証を行い、5年で見直します。

③ 実施計画

各施策の主な事業と実施時期を明らかにするもので、3年単位の計画を毎年度作成します。(別冊で作成します)



② 総合計画ってなぜ必要？

我が国は、人口が継続して減少する人口減少社会となっており、世界に類を見ない超高齢社会を迎えています。加えて、IoT*1、AI*2等の情報通信技術の革新に伴う産業構造の変化、持続可能な社会づくりに向けた国際的な取組の進展、人々の働き方・暮らし方の変化等、社会を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。

一方、本町はこれまで順調に人口増加を続けてきましたが、2019年(令和元年)をピークに人口減少に転じており、将来に向けてまちの活気の低下が懸念されます。町の財政状況もいつまで堅固な状態で維持できるかは不透明なものがあります。

こうした中であって、本町が新しい時代に的確に対応していくためには、将来を見据え、行政・住民・事業者等とビジョンを共有し、それに基づく行政運営を着実に推進していく必要があります。

本計画は、こうした将来に向けたまちづくりの方向性、目標、方針を明らかにし、いわばまちづくりの指針として策定するものです。

用語解説

*1 IoT(モノのインターネット化)……Internet of Thingsの略で、自動車、家電、ロボット、施設等のあらゆるモノがインターネットにつながることです。情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出します。

*2 AI(人工知能)……Artificial Intelligenceの略。コンピュータがデータを分析し、推論(知識を基に、新しい結論を得ること)や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習(情報から将来使えそうな知識を見つけること)等を行うことです。人間の知的能力を模倣する技術を意味します。

③ 第6次武豊町総合計画 後期基本計画について

「第6次武豊町総合計画」を2021年(令和3年)3月に策定してから5年近くが経過し、コロナ禍・円安・物価高騰・DX・気候変動など、本町を取り巻く社会環境は世界規模で大きく変化してきました。この間に、本町も人口減少と、少子高齢化が進行し、今後もこの傾向は続く見込みです。

こうした状況の中、目まぐるしく変化する社会環境に対応しながら、基本構想に定めるまちの将来像「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」と9つのまちづくりの目標の実現を更に推進していくため、「第6次武豊町総合計画」の中間評価、中間見直しを行いました。

町民等意識調査の結果等による成果指標の確認や施策の評価、現状分析と課題の検証、また、まちづくり会議による住民ニーズの把握により、前期基本計画における分野別計画と重点施策方針の見直しを実施し、持続可能なまちづくりの指針となる「第6次武豊町総合計画後期基本計画」を策定しました。

④ 町を取り巻く時代の流れは？

(1)人口減少・超高齢社会

日本の人口は2010年(平成22年)の1億2,806万人をピークに減少に転じ、2020年(令和2年)には1億2,615万人となり、人口減少社会に突入しています。日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所推計)では今後も人口は減少を続け、50年後の2070年には8,700万人に減少(2020年(令和2年)時点の約7割に減少)すると推計されています。

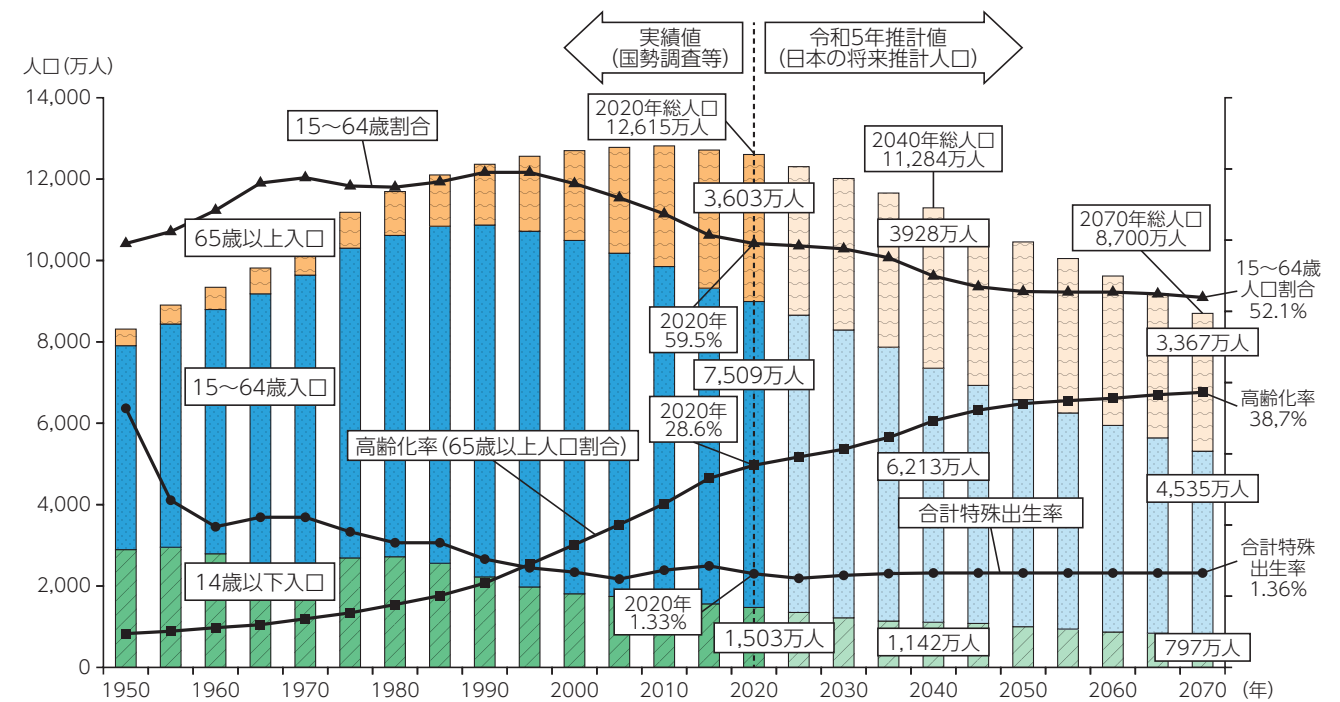
また、2020年(令和2年)10月1日時点の日本の高齢化率は28.6%であり、高齢化率が21%を超えた「超高齢社会」を迎えています。

こうした人口減少社会・超高齢社会では、生産年齢人口の減少による労働力の減少、高齢者の増加による社会保障費等の増大、消費の落ち込みといった形で、従来の社会制度や経済状況に大きな影響を与えます。

そのため、労働力の確保に向け、外国人労働者への支援、高齢者の就業支援、女性活躍の推進等を図っていく必要があります。また、東京圏への人口集中、とりわけ若い女性の集中が著しくなっているため、東京圏への転出抑制や圏外への移住促進に向けた取組として、若者女性にとっての仕事や暮らしの魅力づくり等に取り組むとともに、結婚・出産・子育てがしやすい社会づくりのための施策・事業を考えていく必要があります。さらに、人口減少によって空き家が増加していくため、空き家対策等も考えていく必要があります。

また、高齢者も社会を支える役割を果たし、生きがいを持って社会に参加していく等、年齢にかかわらず活躍できる生涯現役社会づくりに取り組んでいくことが求められます。高齢者の健康づくりの支援、介護予防、在宅医療、在宅介護等の体制や仕組みを更に整えていくとともに、生涯学習や地域活動といった多様な場において高齢者の知識や技能を生かす仕組みづくり、高齢者の生活や移動の支援、地域での支え合い等を行い、高齢者が健康で安心して暮らすことができる環境を作っていくことが求められます。

図表1 日本の総人口及び人口構造の推移と見通し

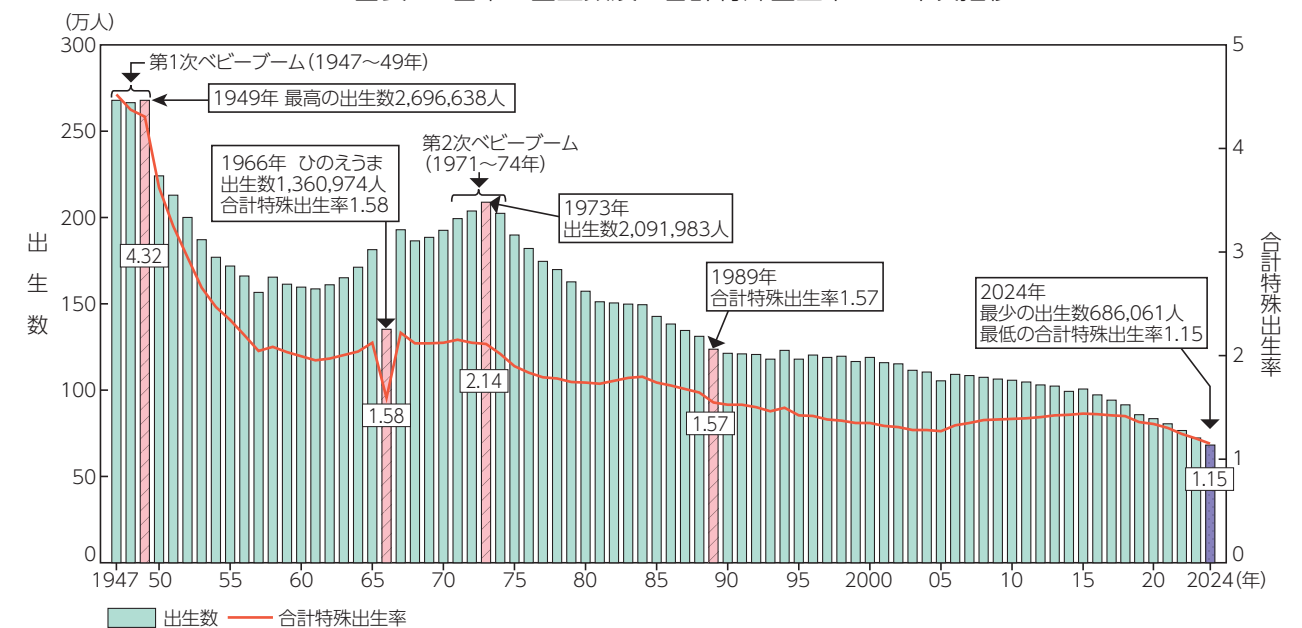


出典:我が国の人口について(厚生労働省)

資料:2020年までの人口は国勢調査(総務省)、合計特殊出生率*3は人口動態統計(厚生労働省)、

2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位(死亡中位)推計による推計結果

図表2 日本の出生数及び合計特殊出生率*3の年次推移



出典:令和6年版こども白書(こども家庭庁)

資料:人口動態統計(厚生労働省)

用語解説

*3 合計特殊出生率……15～49歳の女性が1年間に出産したこどもの数に基づいて、一人の女性が生涯に産むこどもの数を算出したものです。全国値を厚生労働省が毎年算出しています。

(2) DX (デジタルトランスフォーメーション)

IoTやビッグデータ*4、AI、RPA*5技術の発達は、健康、医療、公共サービス、働き方、ライフスタイル及び新たなビジネスモデル等、社会を取り巻く環境に大きく影響しており、人々に豊かさをもたらすスマート社会へとつなげていくDX*6が進行しています。

日本では新型コロナウイルス感染症への対応において、デジタル化の遅れが課題となり、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のDXが求められています。住民にとって身近な行政を担う地方自治体の役割は極めて重要であり、ビッグデータの活用、AI・RPAの導入、リモートワークやキャッシュレス決済の普及等のデジタル技術を活用し、住民サービスの向上だけでなく、人材不足を補うための業務の効率化をDXにより一層推進していくことが重要となっています。

用語解説

- *4 ビッグデータ……利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS(全地球測位システム)から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータ等、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群のことです。
- *5 RPA……Robotic Process Automationの略であり、デスクワーク(主に定型作業)をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化するというものです。
- *6 DX……DX(Digital Transformation)とは、ビッグデータ等のデータとAIやIoTを始めとするデジタル技術を活用して、業務プロセスを改善していくだけでなく、製品やサービス、ビジネスモデルそのものを変革するとともに、組織、企業文化、風土をも改革することです。

(3) 危機管理

昨今の猛暑、集中豪雨、地震等といった環境問題や自然災害は、社会や人命に大きな影響をもたらすことから、リスク等を想定した危機管理を行っていく必要があります。

近年では、東日本大震災、西日本豪雨、能登半島地震、奥能登豪雨等、大規模な災害が多数発生したこと、そして南海トラフ地震発生の危険性が高まっていることにより、安全・安心な暮らしに対しての関心が高まっており、減災・防災対策、地域での自助・共助の強化等を行っていく必要があります。

また、新型コロナウイルスが猛威を振るい、世界の人々の暮らしに大きな影響を与えたことから、新たな感染症へのリスク対応も求められます。

加えて、愛知県は交通事故による死者数が多いことから、日常の安全な暮らしを確保するためにも、交通環境の整備も重要となっています。

(4) 多文化共生社会・産業活性化

グローバル化の進展や社会の成熟に伴う人々のライフスタイルや価値観の多様化を背景として、年齢、性別、国籍、民族性、文化・習慣、障がいの有無等にかかわらず、尊厳ある個人として尊重され、それぞれが活躍できる環境づくりへの要請が高まっています。

日本で働く外国人、日本で学ぶ留学生、外国からの観光客等も、新型コロナウイルス感染症の影響により一時期落ち込んでいましたが、近年は回復・増加しています。そのため、多様な言語、文化、宗教等の背景を持つ人々に対応した環境づくり、地域において多様性を認め合う多文化共生の社会づくりに取り組んでいく必要があります。

また、インバウンドによる外国人観光客が増加してきており、観光客の誘客を図るためにも地域の資源を最大限に活用した取組を進め、地域の魅力発信を強化し、賑わいを創出していくことが求められます。

(5) 限られた財源と安定したサービス

国、地方ともに財政状況がひっ迫する中で、行財政改革が進められ、基礎自治体の果たすべき役割についても見直しが進められています。高度経済成長期に集中的に整備された道路、橋りょう、上下水道管路を始めとする公共施設は、耐用年数を迎え、老朽化が急速に進行してきています。施設の機能を維持するためには、更新が必要ですが、限られた財政状況の中で、ニーズに応じた行政サービスを維持するため、計画的に施設の統廃合、集約化、長寿命化等を行うファシリティマネジメント*7を行っていく必要があります。

また、急速な少子化の進展による人口減少や東京一極集中を是正し、各自治体がそれぞれの特徴を生かした、持続的な社会を創生することを目指す必要があります。「デジタル田園都市国家構想*8」総合戦略に基づき、地方での雇用創出、地方への人口移動、若年世代の支援、地域間連携の強化を促進するため、地域の特性を生かすための取組を進めていく必要があります。

限られた財源の中で、継続的に安定した質の高い行政サービスを提供するため、必要性、有益性を勘案した事業の取捨選択や新たな財源確保に向けた取組が求められています。

また、近年は行政だけでなく住民やNPO、企業等が公的サービスの提供者となり、様々な場において共助的な活動を行っています。新しい公共の担い手として地域の課題解決のための社会的な活動を行っています。

用語解説

- *7 ファシリティマネジメント ……企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動のことです。
- *8 デジタル田園都市国家構想……2023年(令和5年)に閣議決定された、「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残さずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」ための構想のことです。

① まちのこれまで～現在

(1) まちの位置

本町は知多半島の中央部東沿岸に位置しており、北は半田市、西は常滑市、南は美浜町に隣接しています。東西は4.8km、南北は6.5kmで、面積は25.91km²です。標高は高いところでも83.68mと比較的なだらかな地形となっています。

交通条件には比較的恵まれ、主に南北方向を軸とする交通網が整備されています。

鉄道についてはJR武豊線と名鉄河和線・知多新線が乗り入れており、JR武豊駅、名鉄知多武豊駅、富貴駅、上ゲ駅の4駅があります。JR武豊駅と知多武豊駅の周辺は町の中心市街地を形成し、また富貴駅は、名鉄線の知多半島南部の東岸、西岸双方への分岐点として重要な位置となります。

道路交通については、知多半島道路・南知多道路や国道247号等により名古屋及び周辺市町と結ばれています。南知多道路には既存の武豊インターチェンジに加え、武豊北インターチェンジを整備中で2026年（令和8年）の供用開始が予定されています。また、国道247号は臨海部の南北軸としての役割とともに市街地形成の軸となっています。

名古屋市中心部までの利便性は良く、直線距離にして約35kmで、自動車で約50分、鉄道で約40分です。

図表3 武豊町 広域位置図



図表4 町の概況図



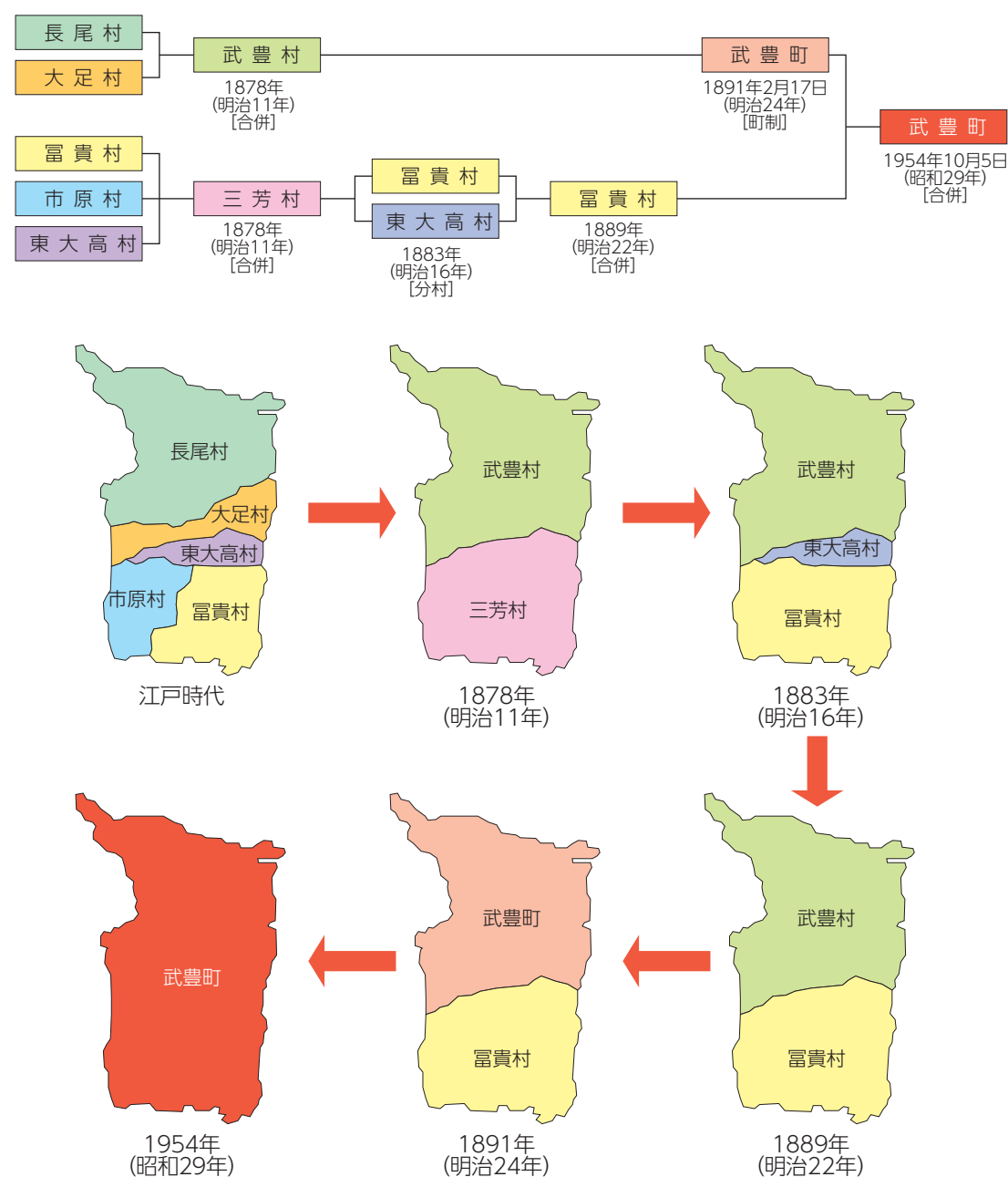
(2) まちの歩み

1878年(明治11年)に長尾・大足の二村、富貴・市原・東大高の三村がそれぞれ合併して武豊村、三芳村になり、その後離合集散を経て、1954年(昭和29年)10月5日、現在の武豊町が誕生しました。

本町は港と鉄道に古い歴史があり、港は古くから天然の良港としての条件を備え1884年(明治17年)には早くも港域の測量が行われ、東海道線敷設のための荷揚げ基地として整備されました。港からは資材輸送用の軌道(レール)が敷かれ、これが1886年(明治19年)開業の国鉄武豊線となりました。

その後も港の整備には力が注がれ、1957年(昭和32年)国の重要港湾の指定を受けるに際し、武豊港を衣浦港と改名し、港湾施設の整備や臨海工業地帯の造成が進み、工業都市として発展を遂げてきました。また、最近では北部を中心に土地区画整理事業等の宅地開発が進み、利便性の良い交通網と相まって、名古屋市とその近郊エリアのベッドタウンとしての役割も担ってきました。

図表5 町の変遷



(3) 人口

全国的に人口が減少する中であって、本町の総人口はわずかながら増加を続けていましたが、2019年(令和元年)の43,642人をピークに減少に転じ、2024年(令和6年)は43,408人となっています。

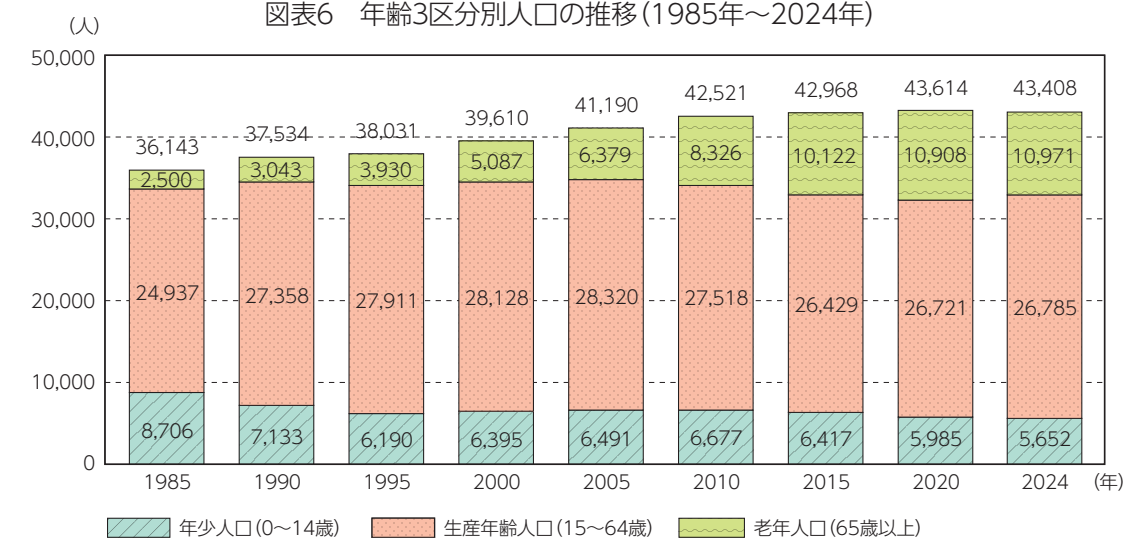
年少人口(0～14歳)は1985年(昭和60年)には8,706人でしたが、その後は減少傾向にあり、2024年(令和6年)には5,652人となっています。また、生産年齢人口(15～64歳)は2005年(平成17年)をピークに減少に転じています。老年人口(65歳以上)の比率は25.3%(2024年(令和6年))で、経年的にみるとその割合は年々高まっています。

また、男女別年齢別人口構成をみると、50歳代前半までで全国平均と比較して、男性の割合が多いことが特徴です。

過去10年間の人口動態をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いていますが、コロナ禍の影響を受けた2021年(令和3年)を除き、転入者が転出者を上回る社会増となっています。

世帯の状況をみると、核家族世帯、一人暮らし世帯、また高齢者世帯が増加しています。

図表6 年齢3区分別人口の推移(1985年～2024年)

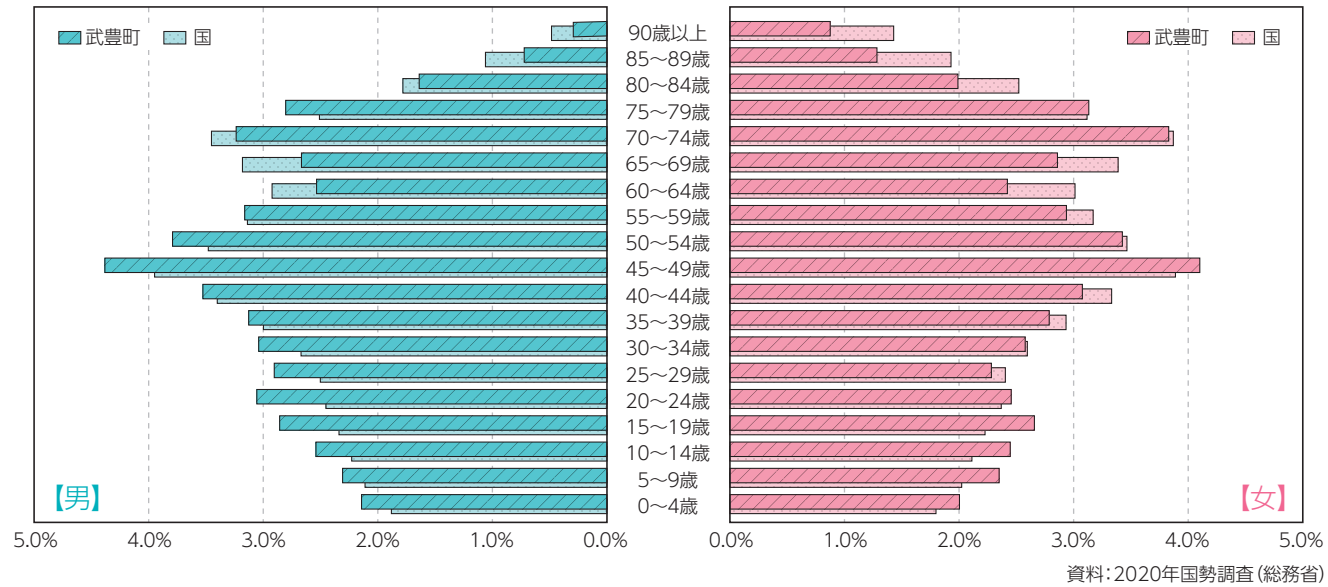


	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2024
年少人口(0～14歳)	8,706	7,133	6,190	6,395	6,491	6,677	6,417	5,985	5,652
生産年齢人口(15～64歳)	24,937	27,358	27,911	28,128	28,320	27,518	26,429	26,721	26,785
老年人口(65歳以上)	2,500	3,043	3,930	5,087	6,379	8,326	10,122	10,908	10,971
合 計	36,143	37,534	38,031	39,610	41,190	42,521	42,968	43,614	43,408

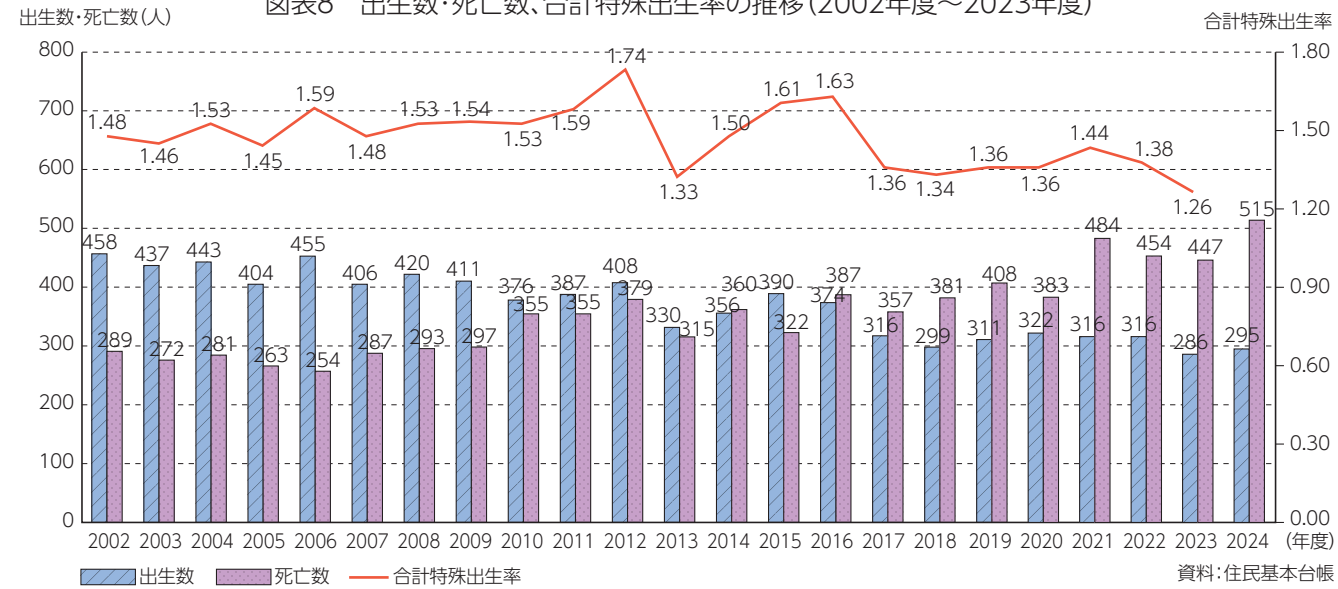
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

※端数調整の関係で、構成比の合計が100%にならないところがある。

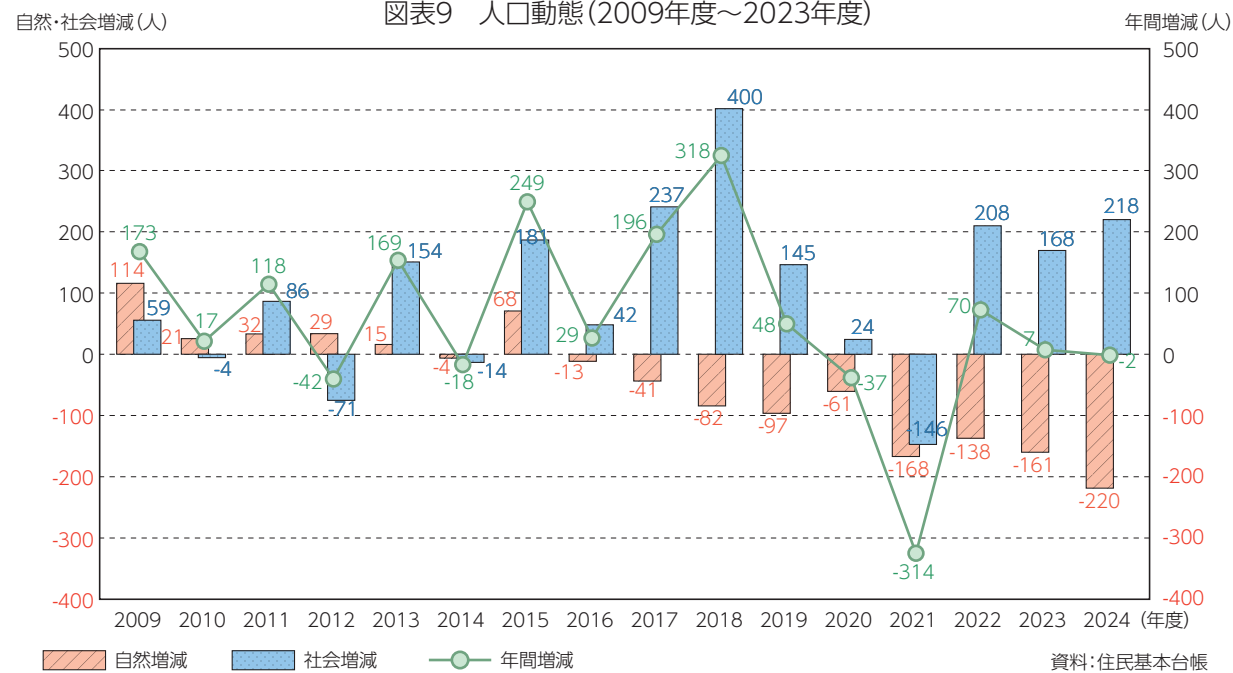
図表7 男女別年齢5歳階級別人口構成比(2020年)



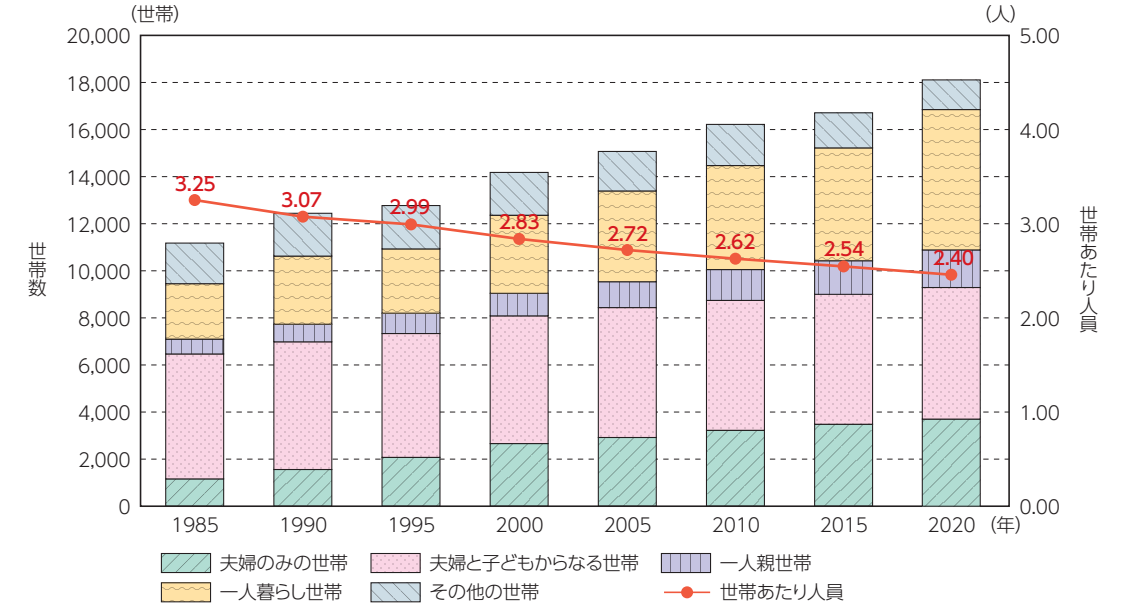
図表8 出生数・死亡数、合計特殊出生率の推移(2002年度～2023年度)



図表9 人口動態(2009年度～2023年度)



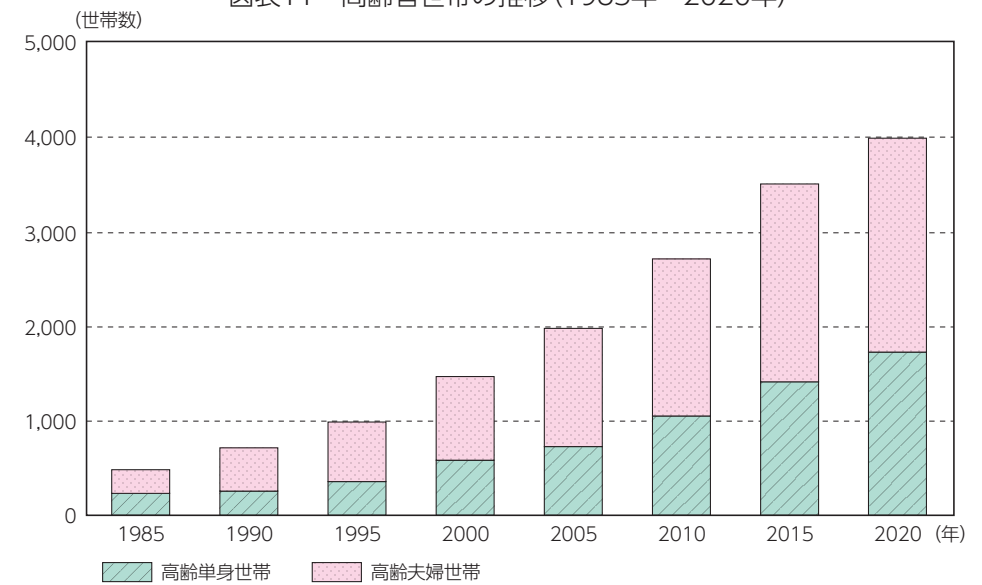
図表10 家族類型別世帯数と世帯あたり人員の推移(1985年～2020年)



	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
夫婦のみの世帯	1,110	1,491	2,041	2,609	2,912	3,200	3,436	3,701
夫婦と子どもからなる世帯	5,393	5,515	5,303	5,491	5,498	5,547	5,552	5,589
一人親世帯	564	686	816	900	1,080	1,293	1,439	1,597
一人暮らし世帯	2,342	2,944	2,779	3,380	3,891	4,465	4,817	5,962
その他の世帯	1,776	1,757	1,816	1,765	1,707	1,676	1,467	1,260
合 計	11,185	12,393	12,755	14,145	15,088	16,181	16,711	18,109

資料: 国勢調査(総務省)

図表11 高齢者世帯の推移(1985年～2020年)



	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
高齢単身世帯	233	254	371	562	773	1,052	1,418	1,726
高齢夫婦世帯	259	441	595	888	1,217	1,665	2,086	2,262
合 計	492	695	966	1,450	1,990	2,717	3,504	3,988

資料: 国勢調査(総務省)

(4)産業の推移

本町は港と鉄道とともに発展してきた歴史を持ち、臨海部エリアや内陸部の工業団地に製造業を中心とした多様な業種の企業が集積していることから、“産業都市”としての性格を有しており、町にとって堅調な雇用力・財政力をもたらす根幹となってきました。

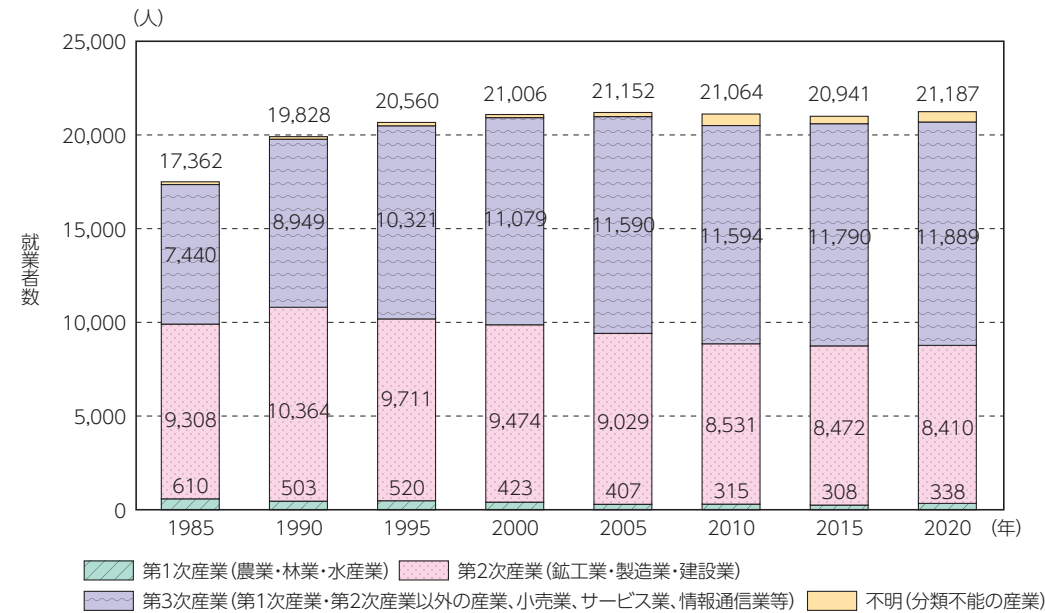
産業別就業者数の構成割合をみると、かつては製造業を中心とした第2次産業が中心の産業構造でしたが、近年は第3次産業の割合が半数以上となっています。

産業（大分類）別就業者の構成割合をみると、製造業が全体の3分の1を占めています。また、産業別製造品出荷額等でみると、窯業・土石、化学等特定業種の割合が高いことが特徴です。

町内総生産は2013年度（平成25年度）以降増加傾向を示していましたが、2019年度（令和元年度）から2021年度（令和3年度）までは減少傾向であり、特に製造業でその影響が顕著でした。

2020年（令和2年）の通勤・通学者の流出人口は13,573人、流入人口は7,430人で、6,143人の流出超過となっています。流出先をみると、半田市、名古屋市、常滑市、東海市への流出が多く、半田市、美浜町、常滑市からの流入が多くなっています。

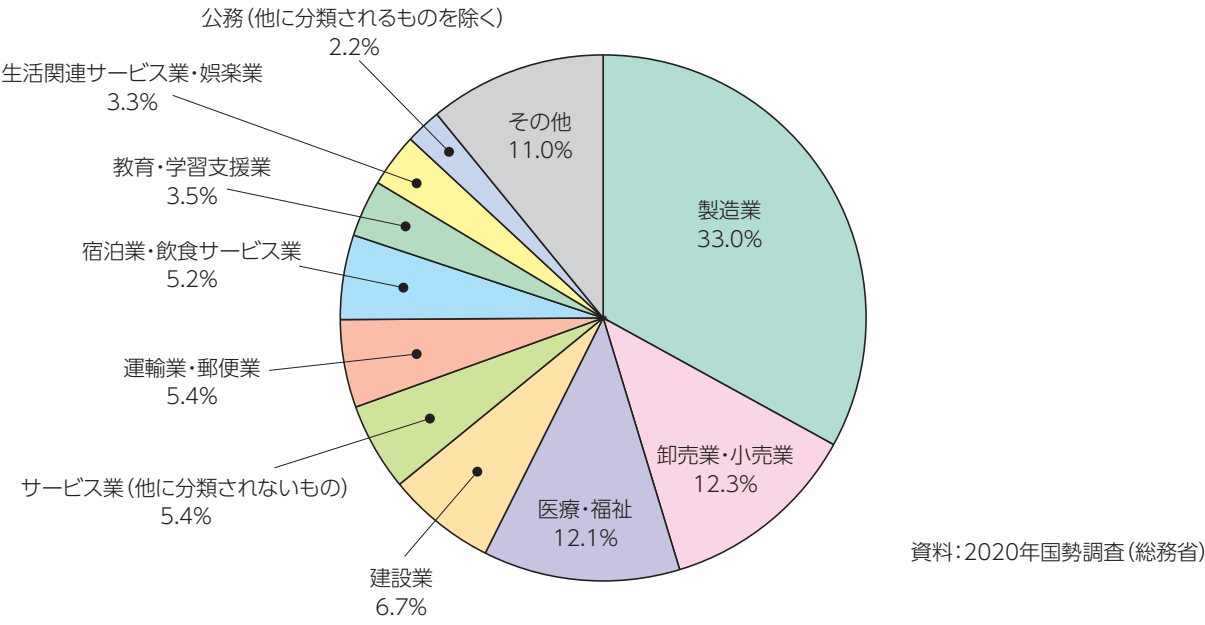
図表12 産業別就業者数の推移（1985年～2020年）



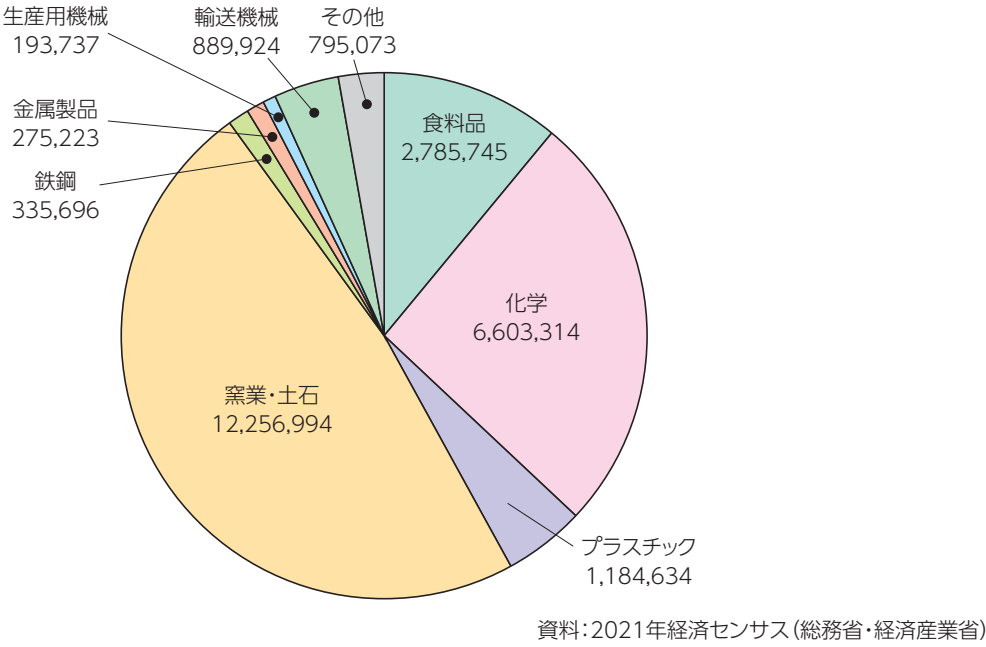
	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
第1次産業	610	503	520	423	407	315	308	338
	3.5%	2.5%	2.5%	2.0%	1.9%	1.5%	1.5%	1.6%
第2次産業	9,308	10,364	9,711	9,474	9,029	8,531	8,472	8,410
	53.6%	52.3%	47.2%	45.1%	42.7%	40.5%	40.5%	39.7%
第3次産業	7,440	8,949	10,321	11,079	11,590	11,594	11,790	11,889
	42.9%	45.1%	50.2%	52.7%	54.8%	55.0%	56.3%	56.1%
合 計	17,362	19,828	20,560	21,006	21,152	21,064	20,941	21,187
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

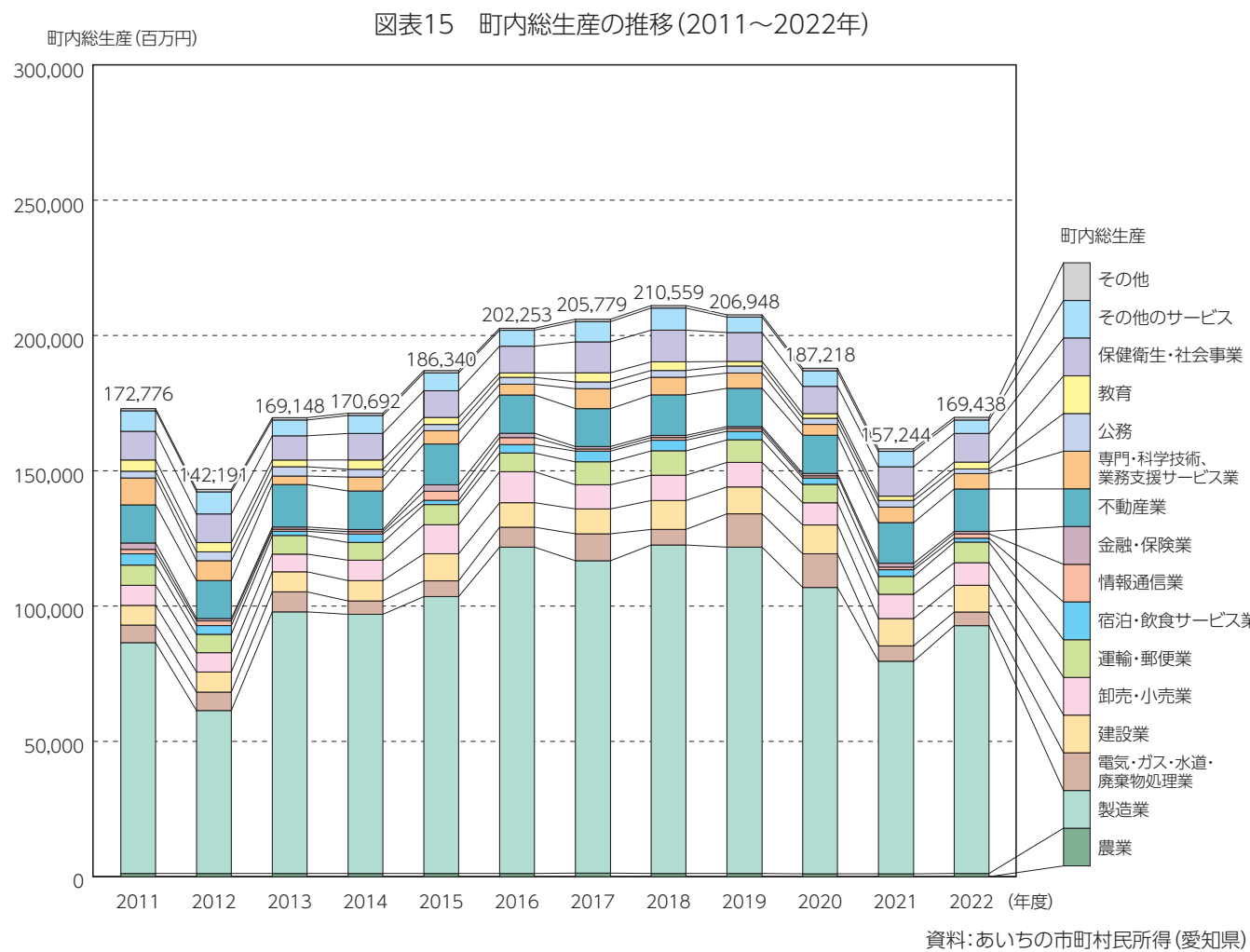
資料：国勢調査（総務省）
※合計には「不明（分類不能の産業）」を含む。

図表13 産業（大分類）別就業者の割合（2020年）



図表14 産業別製造品出荷額等（2020年） 単位：万円





(5)伝統的産業

豆みそ・たまり醸造業は本町の伝統的な地場産業であり、みそ蔵の集まる地区は黑板塀の続く昔ながらの趣のある町並みとなっています。

知多半島に醸造業がもたらされたのは、江戸初期の慶長年間と伝えられています。本町の豆みそ・たまりは、この地域の温暖で適度な湿度や、カルシウム塩をふくむ硬水が湧き出る等醸造に適した風土と、陸路(JR武豊線)、海路(武豊港)の優れた交通条件が相まって、最盛期には50軒ほどの蔵元がありました。現在では5軒の蔵元が伝統的な木桶による天然仕込み醸造を守り続けています。

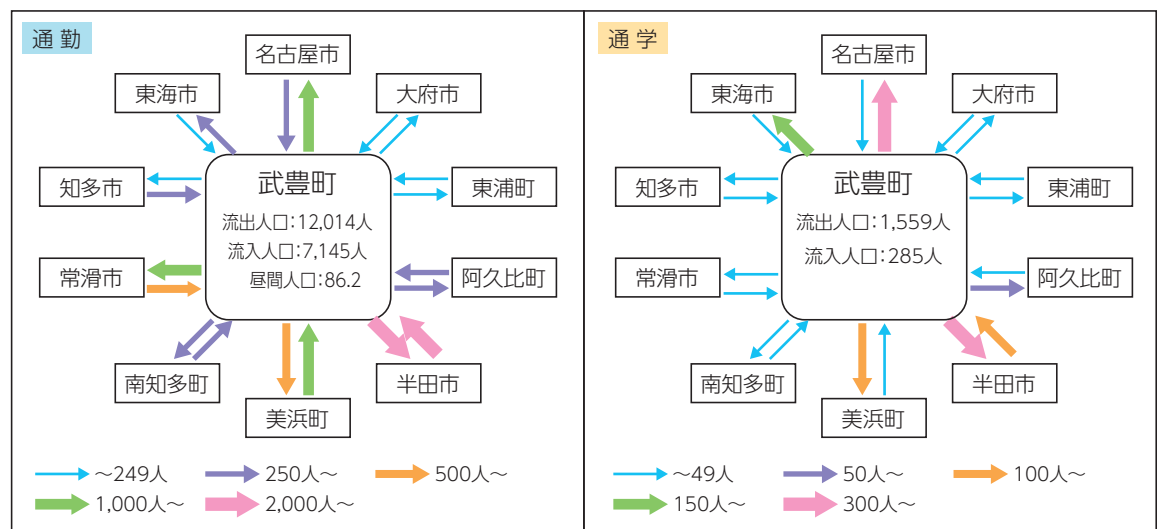


たまりの汲みかけ



味噌桶

図表16 人口流動 通勤・通学(2020年)



	流出口			流入人口			夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
	総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者			
2015年	13,646	12,001	1,631	7,040	6,646	386	42,473	35,867	84.4%
2020年	13,573	12,014	1,559	7,430	7,145	285	43,535	37,528	86.2%

資料:2020年国勢調査(総務省) ※通勤・通学者は15歳以上の就業者・通学者の数

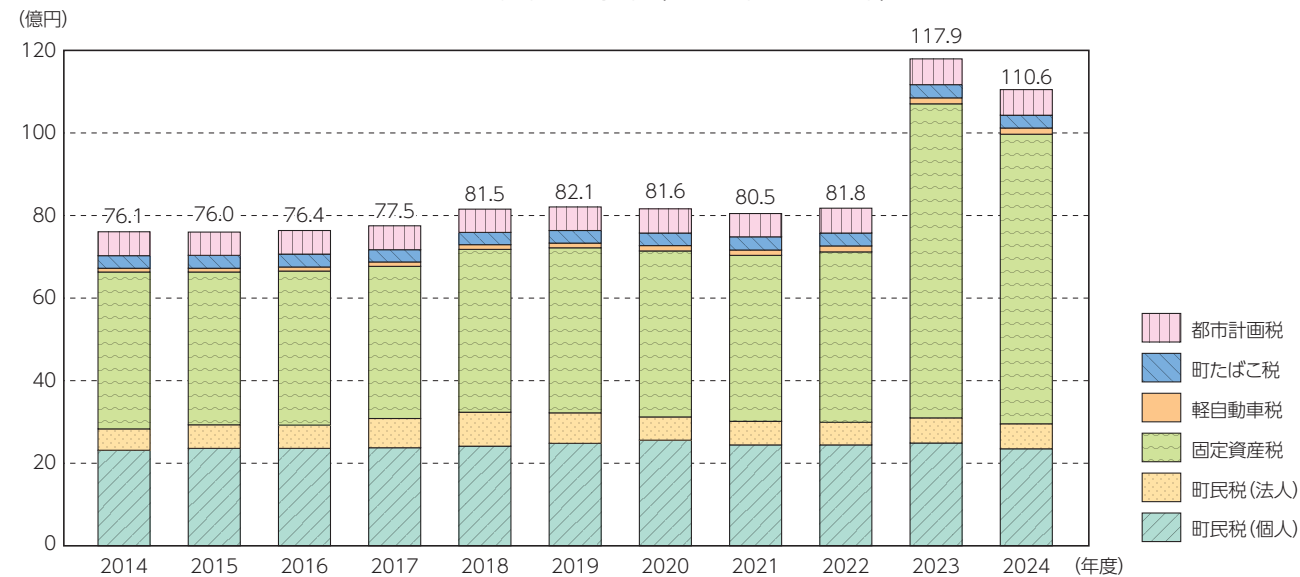
(6) 財政

2024年度(令和6年度)の一般会計決算では、歳入総額から歳出総額を差し引いた経常収支は約6億5千万円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、約4億1千万円の黒字でした。

歳入については、自主財源が約65%を超え、そのうち大部分は町税が占めています。法人の設備投資の影響により、2023年度(令和5年度)以降は固定資産税が大幅に増加しています。

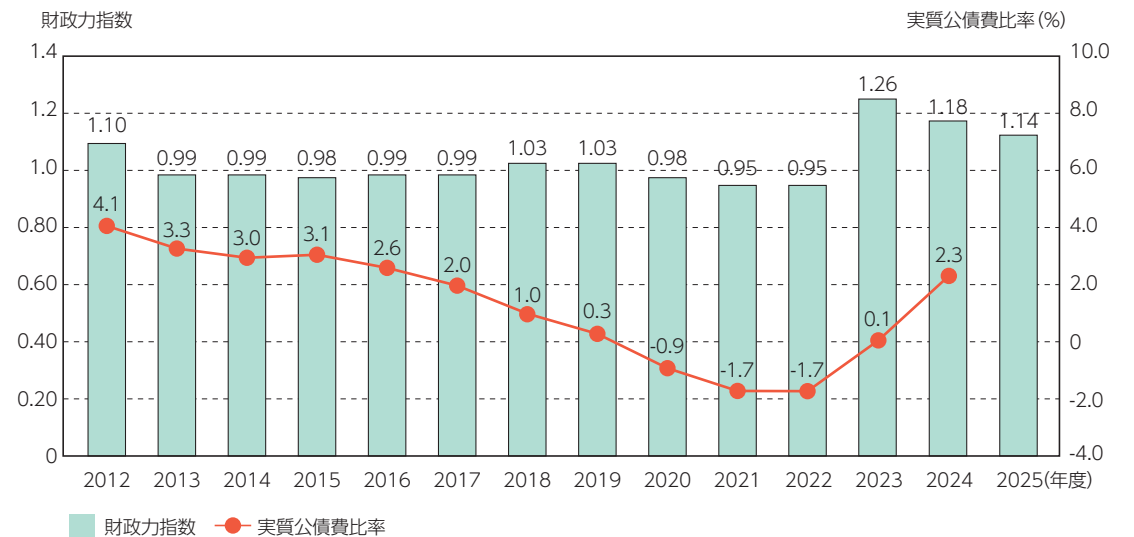
歳出については、義務的経費がおよそ40%で、そのうち人件費と扶助費が90%近くを占めています。

図表17 税収入の推移(2014年～2024年)



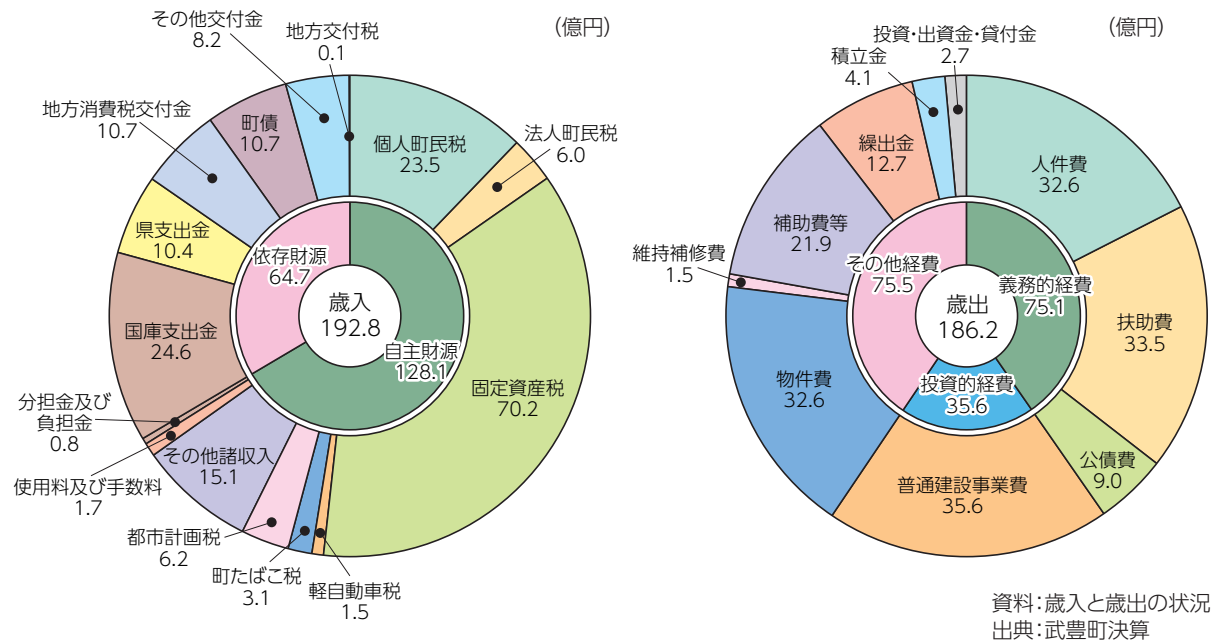
出典:武豊町決算

図表19 財政力指数、実質公債費比率(2012年度～2025年度)



資料:町調べ
※実質公債費比率は当該年度の翌年8月頃算出。

図表18 歳入と歳出の状況(2024年度)



資料:歳入と歳出の状況
出典:武豊町決算

用語解説

*9 財政力指数……地方公共団体の財政力を示す指標で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値のことです。この数値が高いほど財政力があり、1以上の団体は普通交付税の不交付団体となります。

*10 実質公債費比率……一般財源(自治体の収入)に対する公債費(負債返済)の割合を示します。通常、3ヵ年の平均値を使用します。

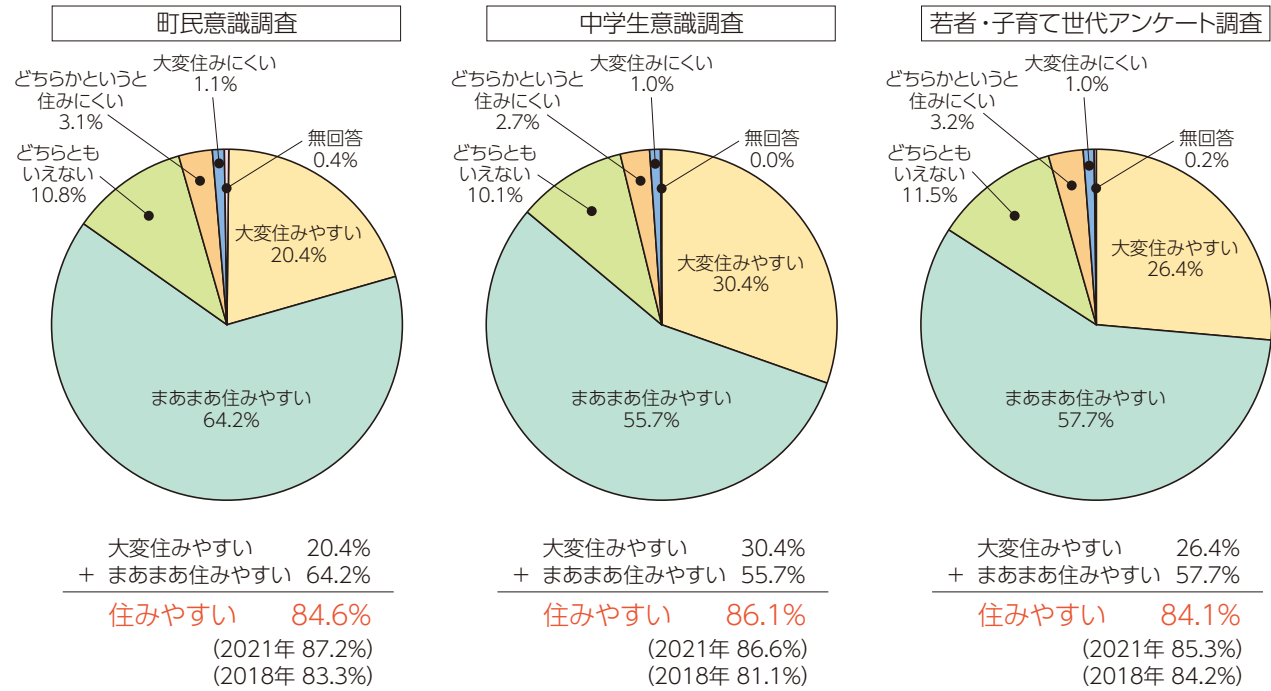
② 町民は武豊町での暮らしをどう思っているの？

2018年(平成30年)、2021年(令和3年)に引き続き、2024年(令和6年)に実施した町民意識調査、中学生意識調査、若者・子育て世代アンケート調査から、町民意向の把握につながる主な結果を整理しました。

(1) 住みごころ

町民意識調査、中学生意識調査、若者・子育て世代アンケートのいずれの調査でも、回答者の8割以上が『住みやすい』と回答しています。

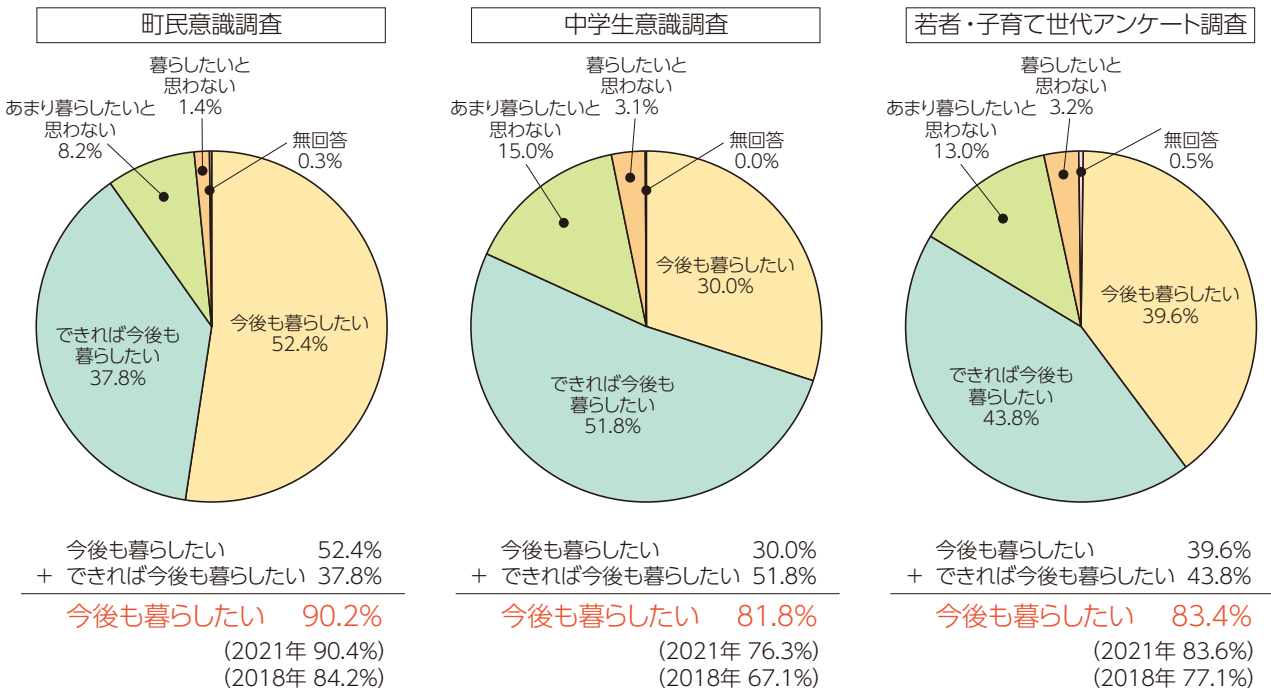
図表20 住みごころ



(2) 今後の居住意向

町民意識調査では回答者の9割以上が『今後も暮らしたい』と回答。中学生、若者・子育て世代でも8割以上が『今後も暮らしたい』と回答しています。

図表21 今後の居住意向



図表22 今後も暮らしたい理由、暮らしたいとは思わない理由

●武豊町で「今後も暮らしたい」理由(複数回答) (「今後も暮らしたい」と回答した方が対象)

町民意識調査		中学生意識調査		若者・子育て世代アンケート調査	
①住みなれていて愛着がある	51.8%	①住みなれていて愛着がある	48.5%	①住みなれていて愛着がある	41.9%
②住環境が良い	32.5%	②自然環境が良い	39.7%	②学校や仕事、家族の都合	32.6%
③買い物や外食が便利	30.3%	③公共施設が充実している	38.8%	③買い物や外食が便利	25.8%

●武豊町で「暮らしたいとは思わない」理由(複数回答) (「暮らしたいとは思わない」と回答した方が対象)

町民意識調査		中学生意識調査		若者・子育て世代アンケート調査	
①交通の便が良くない	56.9%	①買い物や外食が不便	43.9%	①買い物や外食が不便	42.4%
②買い物や外食が不便	52.9%	②遠くで進学や就職を考えている	34.5%	②交通の便が良くない	40.9%
③医療・福祉サービスが充実していない	17.6%	③愛着がもてない	25.2%	③公共施設が充実していない	24.2%

(3) 幸福度

幸福度の平均点*11をみると、町民意識調査では7.0点、中学生意識調査では7.1点となっています。今回の調査結果はいずれも2018年(平成30年)調査より上がっており、2021年(令和3年)調査と同じ点数となっています。

また、町民意識調査では、5年前と比べた幸福感の変化で「より幸せになった」と感じている方の割合が前回調査の21.7%から23.9%に増えており、「変わらない」とする方は69.4%から65.2%に減少しています。

【町民意識調査】 幸福度 **7.0**
(2024年調査 7.0)
(2018年調査 6.8)

【中学生意識調査】 幸福度 **7.1**
(2024年調査 7.1)
(2018年調査 6.7)

用語解説

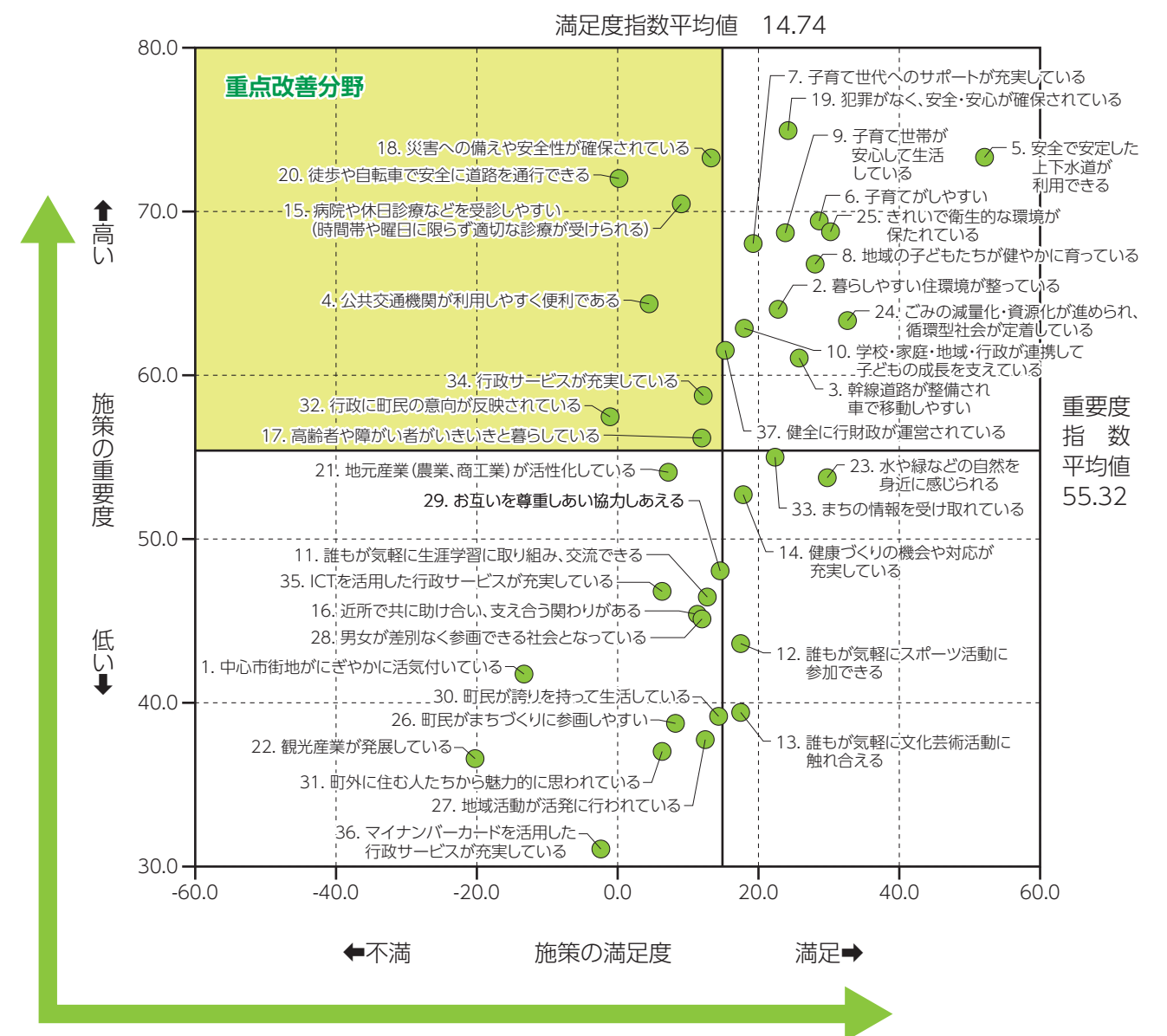
*11 幸福度の平均点……回答者が幸福度について10段階評価した点数を平均したものです。

(4) まちづくりに対する評価

町民意識調査では、37項目の行政施策について満足度と重要度を評価しました。『重要度指数』が高いにもかかわらず『満足度指数』が低い「重点改善分野」には、次の7つの施策が該当する結果となりました。

- 4.公共交通機関が利用しやすく便利である
- 15.病院や休日診療等を受診しやすい(時間帯や曜日に限らず適切な診療が受けられる)
- 17.高齢者や障がい者がいきいきと暮らしている
- 18.災害への備えや安全性が確保されている
- 20.徒歩や自転車で安全に道路を通行できる
- 32.行政に町民の意向が反映されている
- 34.行政サービスが充実している

図表23 満足度指数と重要度指数 散布図



③ まちの課題は？

町を取り巻く背景や現状、町民意識調査等のアンケート調査、また町職員で構成する策定部会でのまちの主要課題の考察結果を参考に、本町の主要課題を次の9点に整理しています。

(1) 住宅都市としての魅力の向上と定住人口の確保

分野1 都市環境

- ①本町は、名古屋の都心部から35km圏域にありながら自然環境が豊かで、住民からは住みやすい町との評価を得ています。これからの人口減少時代を生き抜くためには、本町の大きな「強み」である“住みやすさ”に着目し、住宅都市としての魅力を高め、新しい住民を受け入れていく積極的な戦略が不可欠です。
- ②本町が“選ばれるまち”となるためには、ハード、ソフトの両面から定住環境整備を強く進める必要があります。
- ③町民意識調査では、「公共交通の利便性、安全な道路環境」が重点改善分野となっており、これらは解決すべき重要な課題です。
- ④新しい住民を受け入れていく戦略の一環として、住宅都市(=“住みやすいまち”)としてのブランドイメージの確立を目指し、町の認知度を向上させつつ、まちの魅力を町内外に積極的に情報発信していくこと(タウンプロモーション*12の展開)が必要です。

(2) 子育てしやすい環境づくり

分野2 こども

- ①新しい住民を受け入れていくうえで、とりわけ子育て世代を中心とした転入者は大きなターゲットとなります。安心してこども*13を産み育てることができる町としてのイメージを浸透させていくことが必要です。
- ②子育て世帯の働き方に応じたニーズを的確にとらえながら、保育サービス及び学校教育の充実、こどもの遊び場や居場所の確保等多様な子育て支援を展開し、子育てしやすい環境づくりに取り組むことが必要です。
- ③世帯の少人数化が進行し、さらには地域社会との関係が希薄化する状況がみられる中、家庭だけで子育てすることの不安や負担を軽減するために、気軽に相談できる公的な相談機能を充実させることで、地域との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを支え合う環境づくりを展開していく必要があります。

用語解説

*12 タウンプロモーション……町が行う宣伝・広報活動のことを指し、まちの魅力や施策・情報を広く町外の方々にも発信し、まちをよく理解してもらうと同時に、地域ブランドの確立、地域経済の活性化等につなげていく活動です。

*13 こども……こども基本法の理念に基づく、「心身の発達の過程にある者」を指します。本計画では、特別な場合(法令に根拠がある場合、固有名詞を用いる場合等)及び基本構想(第2章まちづくりの目標)を除き、「こども」表記をしています。

(3) 学びと活躍の場づくり

分野3 学び

- ①変化する時代の要請に合わせた学校教育を実現するとともに、地域ぐるみでこどもの健やかな成長を支える体制づくりを進める必要があります。
- ②人生100年時代を見据え、生涯を通じて誰もがその持てる能力と個性を発揮し、ライフスタイルにあわせていきいきと住み続けられる社会をつくる必要があります。
- ③生涯にわたり学び続けることができるように、ライフスタイルに合わせた学習の支援や環境づくり、さらには、学んだことを地域社会に活かせる仕組みが必要です。
- ④生涯学習、スポーツ、文化活動、地域活動等様々な場面で、住民が生涯にわたって活躍できる場づくりを進めていく必要があります。

(4) 元気に、そして安心して暮らせる地域社会の実現

分野4 健康・福祉

- ①人口減少社会、超高齢社会を迎え、社会構造や暮らしの変化に応じた地域づくりを展開していく必要があります。安心して住み続けられる社会保障制度の維持とともに、こどもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりを展開していく必要があります。
- ②地域と行政、企業、団体等が連携し、生活習慣病予防、介護予防等に取り組むことにより、健康寿命の延伸を目指していく必要があります。
- ③介護需要の高まりに社会全体で対処していくため、介護予防に向けた住民の自発的な取組や身近な地域における地域福祉活動を促すとともに、「地域共生社会」の実現に向けた「互助」の仕組みづくりを積極的に展開していく必要があります。
- ④新しい感染症の拡大に対しては、事態の変化に応じた措置を講じる必要があります。また、コロナ禍を経て、健康格差は拡大しており、全ての人が心豊かに生活できる社会の実現を目指していく必要があります。

(5) 魅力ある暮らしを支える安全・安心なまちづくり

分野5 安全・安心

- ①地震や集中豪雨等の自然災害、犯罪・事故から生命・財産を守るため、生活する上でのインフラの改善や住民への防災教育・交通安全教育の充実等、ハードとソフトを組み合わせた総合的な施策を展開することにより、誰もが安全・安心に暮らせるまちを実現する必要があります。
- ②災害時における被害を最小限に留めるための住民との協働による防災対策は重要度を増しており、自主防災活動等の取組をさらに充実させていくことが必要です。
- ③大規模な自然災害や新しい感染症の拡大に備えた対策を強化し、致命的な被害を防止するとともに、被害を受けたとしても迅速に回復できる、「強さとしなやかさ」を備えたシステムを平時から構築していく必要があります。

(6) 産業発展基盤の強化と新たな雇用確保

分野6 産業・交流

- ①現在の町の経済を支えている既存産業の発展基盤を強化する必要があります。とりわけ、人材確保が大きな社会課題となる中で、外国人労働者の受入れや中小企業の事業承継といった問題に対処していく必要があります。また、新たな産業用地のニーズに対応するため、企業参入について調査・研究することも必要です。
- ②本町の就業は町外への依存度が高い状況にあります。定住者の確保に向けて、新しい雇用確保に取り組むことが必要です。
- ③若い世代の就労・雇用確保や仕事と子育ての両立に向けた雇用環境づくり、さらには、女性の視点や高齢者の知識・経験等を活かした多様な働き方のできる環境づくりにも取り組んでいく必要があります。

(7) 環境との調和・共生への貢献

分野7 環境

- ①国連で「持続可能な開発目標(SDGs)*14」が採択され、世界規模で、国、自治体、企業、住民等が協調し、持続可能な社会づくりに向けた取組を進めていく必要があります。
- ②自然環境の保全とともに、環境との調和・共生に向けた取組を着実に進展させていくことは重要な課題となっています。
- ③本町においても、緑豊かで美しい自然環境の保全・再生に向けた取組、資源循環、適正な廃棄物処理、省エネルギー対策等、環境に負荷をかけないための取組をさらに推進していく必要があります。

(8) 協働のまちづくりのさらなる進化

分野8 まちづくり・地域経営

- ①地域社会の課題が複雑・多様化する中、住民主体の自治「住民自治」の確立を目標に、住民活動団体と企業、行政が協力して課題解決に取り組む、協働のまちづくりをさらに推進していく必要があります。
- ②現在、地域福祉、地域防災、地域自治の活動は、高齢化の進展に伴い、担い手不足が大きな課題となりつつあります。新たな担い手の発掘・育成を進めていく必要があります。
- ③新しい公共の担い手として活動するNPOやボランティア団体等との関係強化、あるいは、産官学連携、広域連携といった視点を加味したより効果的な関係づくり等、協働のまちづくりをさらに進化させていくことが必要となっています。

用語解説

*14 持続可能な開発目標(SDGs)……第3編第1章(52～61頁)参照。

(9) 継続的な行財政改革の推進

分野9 行財政

- ①かつてない人口減少、超高齢社会における行財政課題に柔軟に対応できる町となるため、DXの推進等による行財政改革に継続的に取り組んでいく必要があります。
- ②公共施設の老朽化に伴う施設の維持管理コストの増大は避けて通れない行政課題です。PPP(公民連携)*15、広域連携の可能性も含めて、施設の集約・再配置(統合)・複合化についても長期的な視野の下、対応する必要があります。
- ③施設(ハード)のみならず、サービス(ソフト)施策についても、従来の考え方の枠にとらわれることなく、業務の効率化も図りながら、合理的で効果的なサービス提供を展開していく必要があります。

用語解説

*15 PPP(公民連携)……Public Private Partnershipの略で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという手法です。

第2編 基本構想

- 第1章 まちの将来像 34
- 第2章 まちづくりの目標 35
- 第3章 まちの主要指標 40
 - 1 人口・世帯数 40
 - 2 就業者数 42
 - 3 幸福度 43
- 第4章 土地利用構想 44
 - 1 土地利用の基本方針 44
 - 2 拠点・軸形成の方針 45
 - 3 ゾーン別土地利用の方針 46
- 第5章 計画の体系 48



第2章 まちづくりの目標

まちづくりの目標を9つ設定しました。

(1) 定住先として選択されるまち

分野1 都市環境

豊かな自然環境と交通の利便性を活かし、良好で潤いのある環境の中で快適性を感じながら暮らせるまちをつくとともに、住宅地としての良好なイメージを形成し、町の将来を担う若い世代を中心に定住先として選択されるまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①豊かな自然環境を活かした良質な住宅地の整備及び良好な住環境の保全を図り、快適な生活ができる都市環境を実現します。
- ②安全な道路交通環境の整備及び公共交通の利便性の向上を図り、安全で利便性の高い交通環境を実現します。
- ③水道の安定供給と持続的な污水处理を維持します。
- ④若い世代から居住地として選択されるために、住宅都市としての魅力を町内外に発信します。



(2) 安心して子どもを産み育てることができるまち

分野2 こども

子育て世帯に対する充実した様々な支援とともに、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります。そして、一人ひとりの子どもが、個性や能力が育まれる教育を受けながら、健やかに成長できる環境をつくり、地域の様々な人々と関わる中で、これからの地域を担う人材が育つまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①子育てしやすいまちとするために、妊娠、出産、育児、就学そして卒業までの切れ目のない相談・支援の充実を図ります。
- ②子育てと仕事の両立を可能にするため、子育て世帯の働き方に応じた保育や子どもの居場所づくり等を支援し充実を図ります。
- ③学校、地域、家庭が連携して、子どもの豊かな体験・学びの場を増やすとともに、交通事故や犯罪から子どもを守り、地域ぐるみで子どもを支援する体制を構築します。



第1章 まちの将来像

まちの将来像を次のように定めます。

心つなが
みんなでつくる
スマイルタウン

心つなが

住民一人ひとりが互いを認め合い、支え合う、『**人がつながるまち**』の姿を表しています。そして、将来の住民にも心に向け、みんなの想いを未来につなげるという意味も込めました。

みんなでつくる

「みんなでつくる」という言葉には、まちで暮らすすべての人はもとより、地域の団体や事業者等の様々な主体がみんな主役となって、ともにつくり上げる『**協働のまち**』の姿を表しています。

スマイルタウン

私たちが目指すまちは、みんなの笑顔の絶えない『**しあわせのまち**』です。その目標とするまちの姿を「スマイルタウン」という言葉で表現しました。

本計画の愛称は、
目標とするまちの姿「スマイルタウン」を目指して、
“スマイルビジョンTAKETOYO”とします。



(3) 楽しく学び、いきいきとした生活ができるまち

分野3 学び

人生100年時代を見据え、子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って活躍できるまちを目指します。

そのため、区、NPO、ボランティア、文化・スポーツ等の様々な団体・グループの活動が活発に展開され、住民同士の交流に加えて、町外からも様々な人が集まり、にぎわいのある交流が生まれる等、いきいきとした生活を送ることができるまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①学校、家庭、地域、行政が連携、協働し、子どもの学び・育ちを応援します。
- ②誰もが生涯にわたって自分らしく学ぶことができるよう、学びの機会の充実を図ります。
- ③生涯学習、スポーツ、文化・芸術活動等に多くの住民が参加でき、活動しやすい環境を整備します。



(4) 人と人がつながり、互いに支え合い、健康で安心して暮らせるまち

分野4 健康・福祉

住民や区、医療及び介護関係者、NPO、ボランティア、各種団体、企業、行政等の多様な主体が連携しながら、様々な困難を抱えている個人や家庭を支え合い・助け合う仕組みを構築するとともに、その担い手の発掘・育成を行い、誰もが継続して安心して暮らせるまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①健康で生きがいのある生活ができるように、健康づくりの活動を促進します。
- ②必要な医療を受けられる体制づくりを進めるため、広域的な医療機関の連携強化に努めます。
- ③高齢者や障がいのある方が地域で安心して生活できるように、福祉サービス等必要な支援体制を整えとともに、地域資源等を活かした支え合い・助け合いの仕組みを構築します。
- ④多様な主体が連携しながら、誰もがそれぞれの体力、能力を活かして活動できる機会を増やし、地域の担い手の発掘・育成を図ります。
- ⑤新型コロナウイルスのような新しい感染症に関する情報の収集と提供を行い、感染予防及びまん延予防対策を図ります。



(5) 災害に強く、安全・安心に暮らせるまち

分野5 安全・安心

住民一人ひとりの防犯・交通安全意識を高め、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちを目指します。また、地震や集中豪雨等の自然災害に対する個人や地域、組織の対応力を高めるとともに、新型コロナウイルス等の感染症拡大への対応を強化し、災害に強く、安全性の高いまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①地域ぐるみで取り組む防犯活動を支援します。
- ②安全な道路交通環境を整備するほか、幼児及び児童、高齢者に重点を置いた交通安全教育や意識啓発活動を推進します。
- ③地震や集中豪雨等の自然災害に備え、都市基盤・施設の耐震化を始めとする防災・減災に対応するための事前対策を講じるほか、自主防災活動等の取組を支援・拡充することにより、地域防災力の向上を図ります。
- ④自然災害等に起因する様々なリスク(最悪の事態)を回避するため、地域の強靱化に向けた施策を推進します。



(6) 産業が持続・発展する活力のあるまち

分野6 産業・交流

既存産業の集積や多様な地域資源を活用して、既存産業の振興や新たな産業の創出を推進するとともに、町外からの観光交流を活発にすることにより、産業が持続・発展する活力のあるまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①産業用地の検討を進めるため、新規企業の誘致について調査を進めます。また、農業の分野においては、付加価値の高い作物の生産・販売を促進します。
- ②地域の産業・文化資源を有効活用して個性的な魅力を発信し、観光客等の交流人口の拡大を図ります。
- ③人材不足に悩む町内企業の従業員や後継者等の人材の確保を支援し、産業の活力を高めます。



(7)環境にやさしいまち

分野7 環境

自然に囲まれた潤いのある環境の保全、町内の事業者や住民による省資源・低炭素化に向けた取組、地元農畜産物の地産地消の推進及びクリーンエネルギーの利用、自動車に過度に依存せずに歩いて暮らせるまちづくり等を推進し、環境にやさしいまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①住民、事業者の地球環境に対する意識を高め、一人ひとりが可能な取組を促進します。
- ②貴重な自然資源の保全や緑豊かな環境の整備による潤いのある環境の保全・整備を図ります。
- ③ごみの減量化、省エネルギー及び再生可能なエネルギーの普及等、低炭素社会に向けた取組を促進します。



(8)多様な主体が連携・協働するまち

分野8 まちづくり・地域経営

協働のまちづくりの担い手を育成するとともに、新たな協働の関係構築を促しながら、地域における課題の発見や解決に向けて、住民や区、NPO、ボランティア、各種団体、企業、大学、行政等、様々な主体が連携・協働するまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①協働によるまちづくりの有益性について、多くの主体が学び共有できる機会を増やし、協働についての理解を促します。
- ②これまでに取り組んできた協働のまちづくりの実績を活かしつつ、区やNPO、ボランティア等と連携しながら、新たな活動の担い手を発掘・育成します。
- ③住民と行政とがまちづくりの目標を共有し、信頼関係の下で、ともに創るまちを目指します。
- ④様々な活動主体の交流を促すことで、地域活動の活性化や新たな協働によるまちづくりの促進を図ります。
- ⑤性別、国籍に関わりなく、互いを理解し合いながら共生できる社会づくりを進めます。



(9)効率的で効果的な行政運営のまち

分野9 行財政

行財政改革を着実に進め、効率的な行政運営を進めるとともに、住民、各種団体、町内外の企業の知恵や力を活用して、地域課題の解決、社会資本の効率的な維持管理、社会経済環境の変化への的確な対応を図り、限られた財源の中で効果的な行政サービスが提供できるまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①住民と行政が信頼関係の下で協働のまちづくりを推進していくために、住民への情報提供を充実するとともに、住民が町政に対して意見を反映する機会を充実します。
- ②行財政改革に継続的に取り組み、安定した財政基盤を確保し、必要な事業を確実に進めることができる財政運営を行います。
- ③インフラ・公共施設を効率的に維持し、長寿命化を促進するためのシステムを導入し、公共施設の統合・複合化を計画的に進め、老朽化に的確に対応した維持管理、加えてインフラ・公共施設等を含めた都市機能の集約化や誘導を目指します。
- ④民間の新技術やノウハウを積極的に活用して、業務の効率化や新たなサービスの提供を行い、行政サービスの向上を図ります。



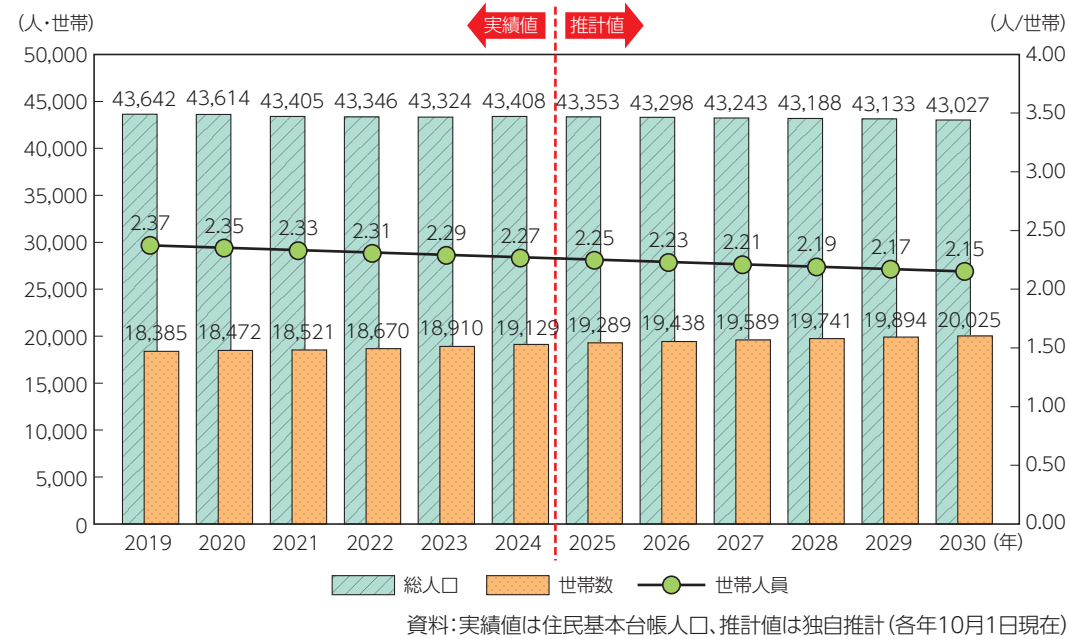
1 人口・世帯数

人口 43,000人、世帯数 20,000世帯

本町の人口は、2020年(令和2年)より減少に転じました。しかしながら、社会経済状況による変動はあるものの、本町の社会動態(転入者数-転出者数)はこれまで概ね、増加で推移してきたことから、従来と同程度の水準で社会増を維持していくことで人口減少の緩和を図り、目標とする人口を43,000人とします。

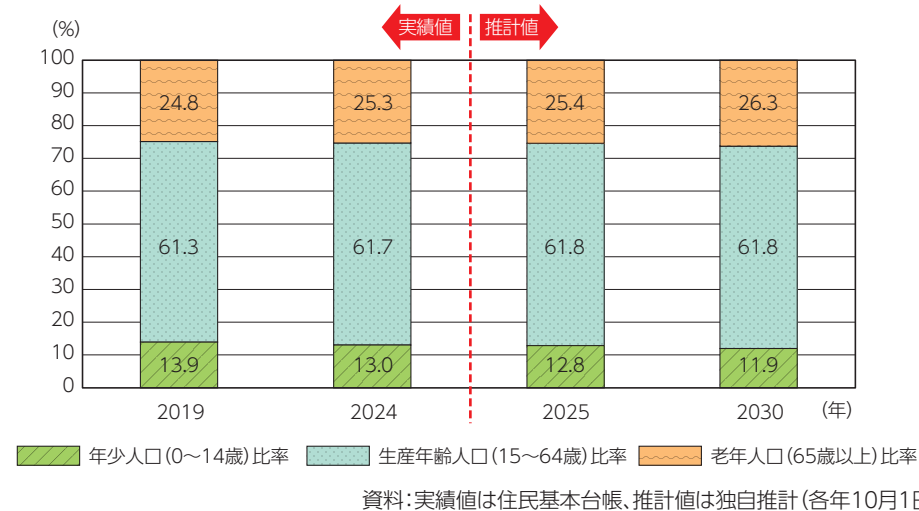
世帯数については、外国人や高齢者の単身世帯が増加することから、今後も世帯人員は減少し、2030年(令和12年)には2.15人/世帯になることが推計されるため、概ね20,000世帯に増加することが見込まれます。

図表1 総人口・世帯数・1世帯あたりの人員の推移



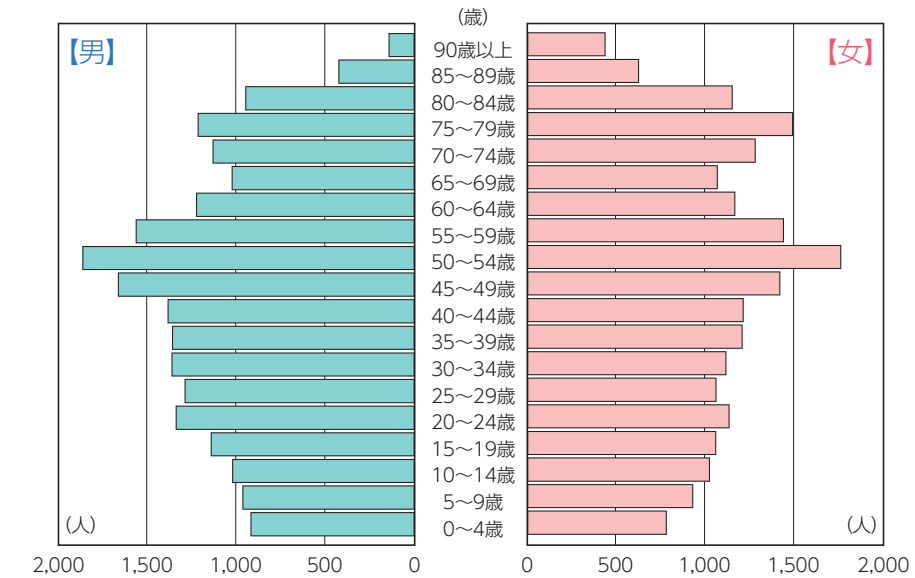
少子高齢化が一層進み、年齢3区分別では、2030年(令和12年)には、年少人口(0～14歳)の構成割合は11.9%に減少、一方、老年人口(65歳以上)の構成割合は26.3%まで増加することが見込まれます。

図表2 年齢3区分別人口の推移



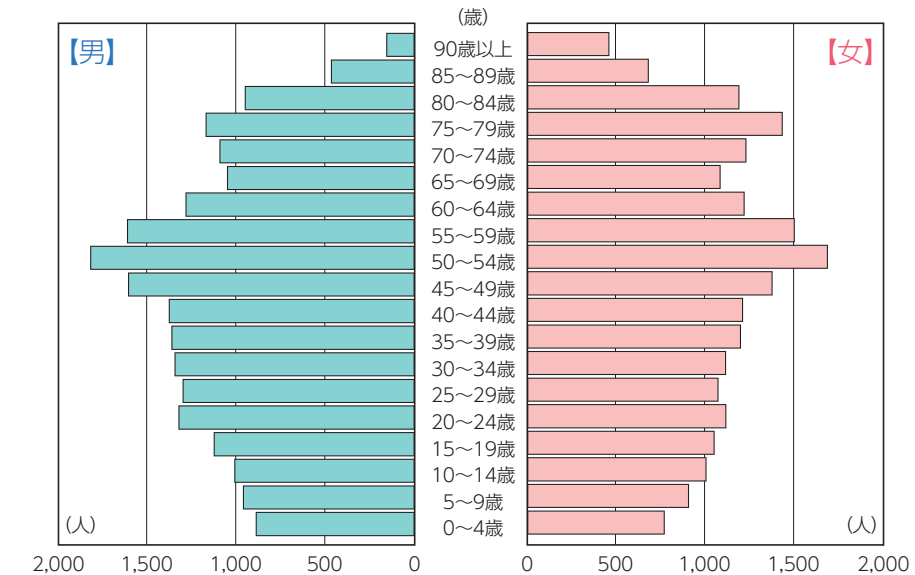
図表3 人口ピラミッドの比較

2024年



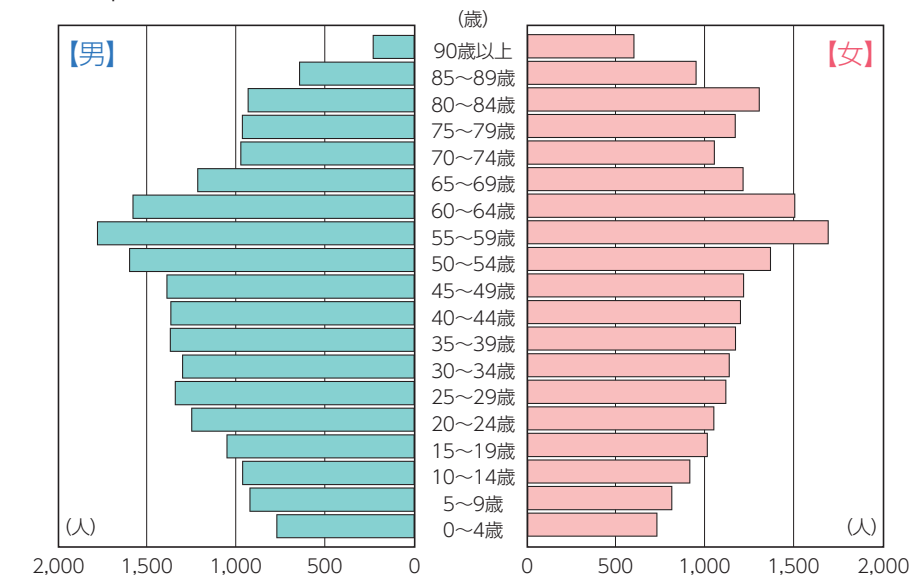
高齢者1人を
支える
現役世代の人数
2.4人

2025年



高齢者1人を
支える
現役世代の人数
2.4人

2030年



高齢者1人を
支える
現役世代の人数
2.3人

資料:実績値は住民基本台帳、推計値は独自推計(各年10月1日現在)

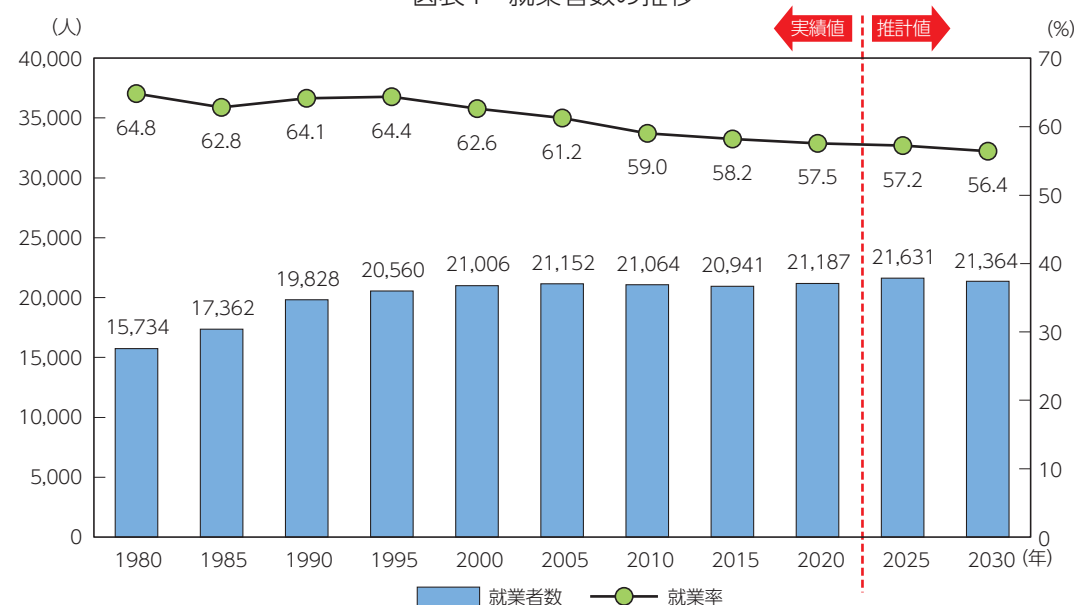
② 就業者数

就業者数 21,400人、就業率 56%

これまでは人口の増加に伴い、就業人口は増加傾向にありましたが、今後は人口減少が予想されることから、就業人口も減少に転じることが見込まれます。また、少子高齢化が進み、主な労働力となる生産年齢人口(15～64歳)の減少が予想されることから、就業率も低下することが見込まれます。

人口の社会増を維持するとともに、新たな産業の育成、雇用確保を図りながら、就業者数の減少を抑制することに努め、目標とする2030年(令和12年)の就業者数を21,400人、就業率を56%とします。

図表4 就業者数の推移



資料:実績値は国勢調査、推計値は住民基本台帳人口による独自推計(各年10月1日現在)



③ 幸福度

幸福度 7.0よりも上を目指して

私たちが目指す「しあわせのまち」の状況を経年的にみていくため、町民意識調査における幸福度を「しあわせ指標」として設定し、その向上を目指していくものとします。

2018年(平成30年)に実施した町民意識調査の幸福度の平均点*11は6.8、2021年(令和元年)は7.0、2024年(令和6年)も7.0でした。今後もこの数値の向上を目指します。

用語解説

*11 幸福度の平均点……26頁参照



第4章 土地利用構想

港と鉄道に古い歴史を持つ本町は、我が国の高度経済成長を背景に、港湾施設の整備、臨海工業用地の造成が進み、それとあわせて平野部・丘陵部での市街地整備、農地開発といった様々な地域開発・整備が展開されてきました。

地理的条件、交通条件、自然条件に恵まれた本町は、こうした地域開発・整備の結果として、生活利便性が向上し、暮らしやすいまちとなっています。

今後は、これまでの土地利用を基本としながらも、世界共通の開発目標である“持続可能な都市”の構築に向けた視点にも配慮しつつ、効率的で秩序ある土地利用を進めていきます。

① 土地利用の基本方針

(1) 4層構造の土地利用を基本とします

本町の土地利用は、臨海部の工業用地、平野部の市街地、平野部から丘陵部にかけて広がる農地、そして背後に広がる森林・丘陵地が、海岸線と並行するかたちで4層構造を形成しています。今後も、この土地利用構造を基本として、安定した土地利用を図ります。

(2) 自然環境と調和した土地利用を進めます

海、河川、ため池、森林及び農地等を含めた自然環境は、まちに潤いをもたらし、人に癒しを与える大切な存在です。将来世代に継承すべき貴重な財産であることを深く認識し、自然環境と都市環境が調和する土地利用を進めます。

(3) 既成市街地の再生と有効活用を促します

本町の人口・産業規模に応じた持続可能な市街地の形成を目指し、快適に暮らせる住宅地や町のさらなる活力を創出する産業地(工場及び流通業務等の施設用地・観光交流施設用地)の確保を検討します。また、既成市街地の再生と土地の有効活用を図ることに重点を置き、人とまちが活気づく土地利用を進めます。

② 拠点・軸形成の方針

(1) 都市拠点

名鉄知多武豊駅とJR武豊駅、2つの駅をつなぐ一帯を本町の都市構造における中心的な核である都市拠点に位置づけます。都市拠点では、まちの中心として商業・サービス・住居等の機能が整い、住民や来訪者に魅力ある拠点形成を進めます。

(2) 地区拠点

名鉄富貴駅周辺を本町南部における核として地区拠点に位置づけます。地区拠点では暮らしに必要な機能が整った南部地域の暮らしを支える拠点形成を図ります。

(3) 交流拠点

都市拠点に近接し、今後、公共公益施設の集積を検討していく武豊中央公園周辺を始め、文化、生涯学習、憩い、ふれあいの場等として、住民が活発に交流し、意欲的に活動できるよう、次のような拠点形成を進めます。

- ・公共交流拠点：武豊中央公園、役場庁舎、保健センター 等
- ・学習交流拠点：中央公民館、図書館、歴史民俗資料館 等
- ・文化交流拠点：町民会館、総合体育館 等
- ・観光交流拠点：地域交流施設、屋内温水プール 等
- ・スポーツ交流拠点：運動公園 等

(4) 緑の拠点

自然公園や総合公園といった大規模な公園緑地を緑の拠点に位置づけます。緑の拠点では、自然や緑との触れ合いを通じ、人々が憩い・楽しみ・やすらぎを感じる緑豊かな拠点形成を進めます。

(5) 交通軸

名古屋市等との広域的連携を担う知多半島道路・南知多道路や、本町と近隣市町を結ぶとともに町全体から各種拠点等へのアクセスを担う都市計画道路等の主な道路を交通軸に位置づけます。交通軸では、都市計画道路の整備により、広域圏、近隣市町や地域を結び、ひと・もの・情報の活発な交流を支える利便性と快適性を兼ね備えた交通ネットワークを形成します。

(6) 親水軸

本町を流れる石川、堀川、新川を親水軸に位置づけます。親水軸では、住民の健康的で快適な暮らしを支え、周辺景観と調和した親水性の高い潤いのある水辺を形成します。

③ ゾーン別土地利用の方針

(1) 住居ゾーン

住宅地を主体とした土地利用が図られている地域及び今後計画的に住宅地を形成していく地域を住居ゾーンに位置づけます。住居ゾーンでは、土地区画整理事業や地区計画の活用等を進め、良質な居住環境の創出及び維持・保全を図るとともに、防災機能の向上や居住環境の改善を進め、各地区の特性に応じて、快適で安心して住み続けられる住宅地としての土地利用を進めます。

また、都市拠点に近接し、既存の市街地と一体的な住宅地の形成が可能な地域では、農地等の自然環境の保全に配慮しつつ、若者世代を始め多様な世代の定住を促進する良好な住環境を有する市街地の形成を市街化区域への編入等を視野に入れながら検討します。

(2) 産業ゾーン

工業地を主体とした土地利用が図られている地域及び今後計画的に産業地(工場及び流通業務等の施設用地、観光交流施設用地)を形成していく地域を産業ゾーンに位置づけます。産業ゾーンでは、健全な生産環境の維持・保全や、近接する居住環境や緑の環境と調和した産業用地としての土地利用を進めます。

(3) 商業ゾーン

名鉄知多武豊駅・富貴駅、JR武豊駅周辺や知多東部線等の幹線道路の沿道を商業ゾーンに位置づけます。商業ゾーンでは、商業・サービス等の機能集積を図り、生活利便性の向上やまちのにぎわい形成につながる商業地としての土地利用を進めます。

(4) 農業ゾーン

市街化調整区域に広がる農地及び既存集落地を農業ゾーンに位置づけます。農業ゾーンでは、良好な自然景観の形成、保水機能等多面的な観点から積極的に農地を保全するとともに、耕作放棄地の発生防止、解消に努めます。また、既存集落地における周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の保全を図ります。

(5) 自然ゾーン

自然公園や総合公園、運動公園を含む南部丘陵地を自然ゾーンに位置づけます。自然ゾーンでは、緑豊かな大切な自然環境を積極的に保全するとともに、保全を基本としながら、住民が自然と接し、触れ合うことができるように、自然を活かした憩いやレクリエーションの場として活用します。

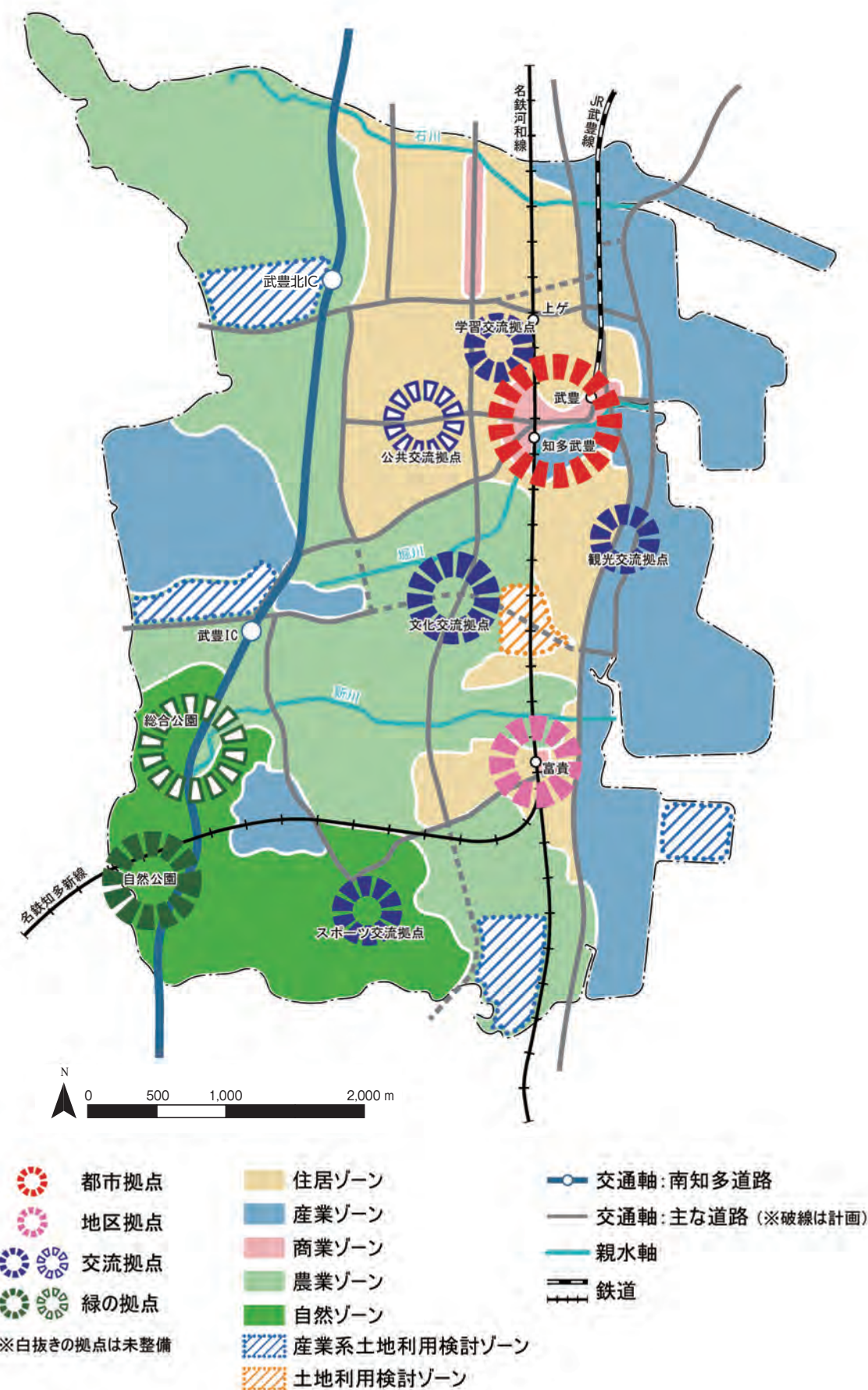
(6) 産業系土地利用検討ゾーン

武豊インターチェンジや武豊北インターチェンジ周辺、知多東部線の沿線等の広域交通の利便性が高い地域、臨海部の埋立地を産業系土地利用検討ゾーンに位置づけます。産業系土地利用検討ゾーンでは、農地等の自然環境の保全に配慮しつつ、新たな企業誘致を図ることができる産業系市街地の形成を市街化区域への編入等を視野に入れながら検討します。

(7) 土地利用検討ゾーン

文化交流拠点の東側に隣接する地域を土地利用検討ゾーンに位置づけます。土地利用検討ゾーンでは、公共公益施設が立地する文化交流拠点や工業集積が進む衣浦港と隣接する地区特性を活かし、住居系と産業系の両面の可能性を視野に入れながら、都市計画道路の整備推進とあわせた有効な土地利用を検討します。

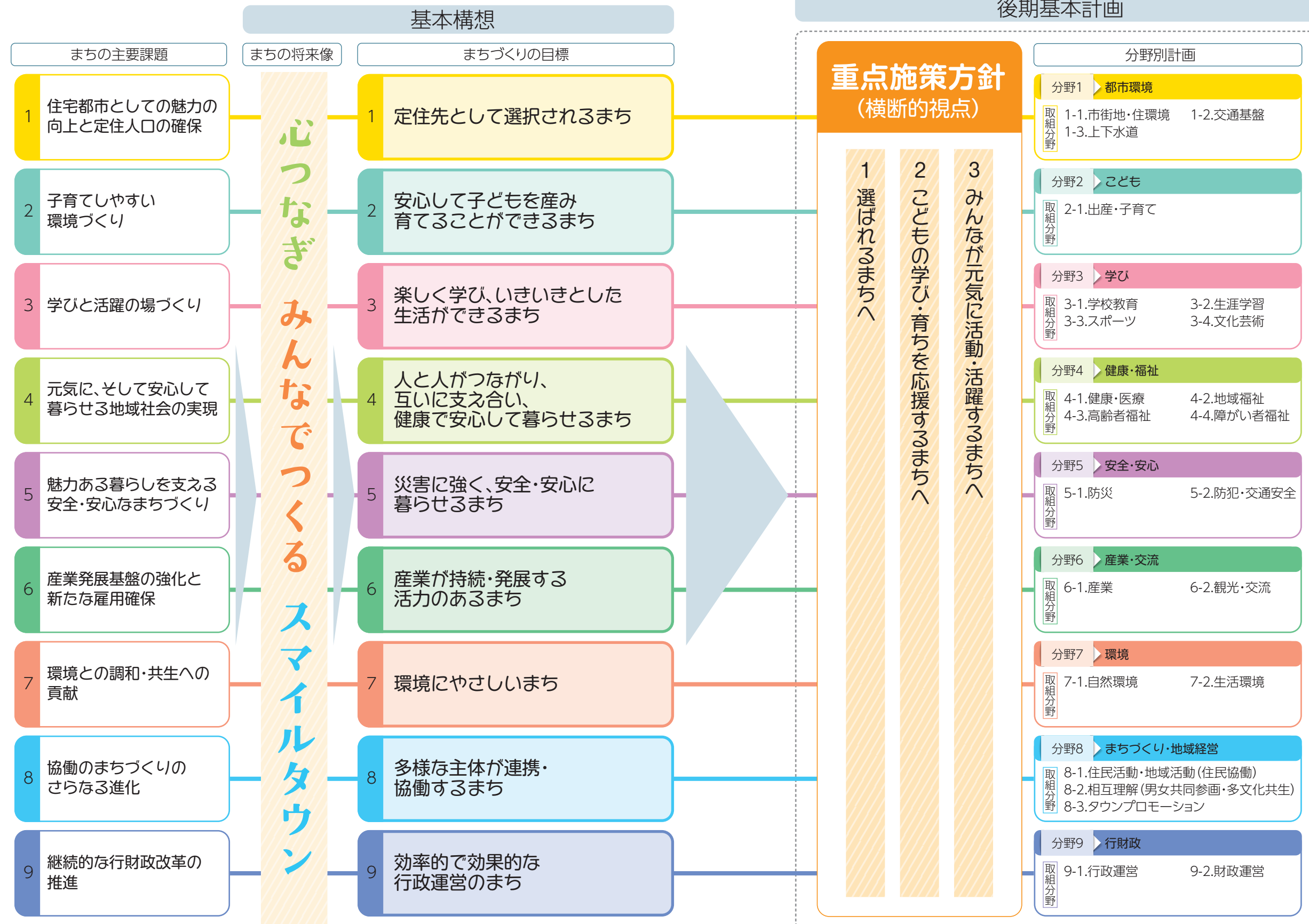
図表5 土地利用のゾーニング



第5章 計画の体系

基本構想では、まちの将来像、まちづくりの目標を定めました。

基本計画では、まちの将来像の実現に向けて、分野横断的な視点からみた3つの重点施策方針を掲げるとともに、9つのまちづくりの目標に沿って、分野別計画を示します。



実施計画

毎年度策定の実施計画(3年間分) ※別冊で作成

第3編 後期基本計画

第1章	SDGs(持続可能な開発目標)	52
第2章	重点施策方針	62
第3章	分野別計画	70
分野1	都市環境	72
分野2	こども	82
分野3	学び	88
分野4	健康・福祉	100
分野5	安全・安心	112
分野6	産業・交流	122
分野7	環境	130
分野8	まちづくり・地域経営	138
分野9	行財政	146
第4章	計画の推進に向けて	154

後期基本計画



第1章 SDGs(持続可能な開発目標)

エスディー・ジョーズ SDGsって何？

2015年(平成27年)9月、ニューヨークの国連本部で、「国連持続可能な開発サミット」が開催されました。このサミットで「我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」が採択されました。

このアジェンダに記載された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標を『SDGs(持続可能な開発目標)』と呼んでいます。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。

17の目標は、世界共通で誰もがわかりやすいようにカラフルなアイコンで表されています。



17の目標は大きく分けて、3つの視点で分類できます。

目標1～目標6は、貧困や飢餓、水の衛生等。開発途上国の基礎的な目標が中心となっていますが、目標5のジェンダー*16平等については先進国でも多くの課題を抱えています。

目標7～目標12は、働きがい、経済成長、技術革新、クリーンエネルギー等の言葉が並んでいます。先進国や企業にとっても取り組むべき課題が少なくありません。また、目標12のつかう責任では一人ひとりの消費者にも持続可能な世界のために責任があるとされています。

目標13～目標15は、気候変動、海洋資源、生物多様性等グローバルな課題です。そして目標16では世界平和、目標17では国や企業や人々の協力を呼びかけています。

用語解説

*16 ジェンダー……「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

SDGsと本計画との関係

SDGsは国際社会全体の開発目標です。本町においてもSDGsが目指す17の目標に沿って、その目標達成に貢献していく必要があります。

本町の最上位計画である総合計画(2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度))に示す「まちの将来像」や「まちづくりの目標」、そして第3章分野別計画に示す「施策方針」等の方向性は、そのスケールは異なるものの、SDGsの理念に通じることから、総合計画の推進を図ることが、SDGs達成に向けた取組を推進することに資すると考えます。

図表2 SDGsの17の目標と分野別計画の関係

分野別計画			SDGsの17の目標		① 貧困をなくそう ② 飢餓をゼロに ③ すべての人に健康と福祉を ④ 質の高い教育をみんなに ⑤ ジェンダー平等を実現しよう ⑥ 安全な水とトイレを世界中に ⑦ エネルギーをみんなにそしてクリーンに ⑧ 働きがいも経済成長も ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう ⑩ 人や国の不平等をなくそう ⑪ 住み続けられるまちづくりを ⑫ つくる責任つかう責任 ⑬ 気候変動に具体的な対策を ⑭ 海の豊かさを守ろう ⑮ 陸の豊かさを守ろう ⑯ 平和と公正をすべての人に ⑰ パートナリシップで目標を達成しよう																
分野1	都市環境	1-1.市街地・住環境										⑨		⑪					⑮		
		1-2.交通基盤										⑨		⑪							
		1-3.上下水道							⑥						⑪					⑯	
分野2	こども	2-1.出産・子育て	①		③	④														⑯	
分野3	学び	3-1.学校教育				④	⑤									⑫					
		3-2.生涯学習				④								⑪							
		3-3.スポーツ			③	④							⑩	⑪							
		3-4.文化芸術				④								⑪							
分野4	健康・福祉	4-1.健康・医療	①	②	③																
		4-2.地域福祉	①										⑩								
		4-3.高齢者福祉									⑧		⑩	⑪							
		4-4.障がい者福祉				④							⑩	⑪							
分野5	安全・安心	5-1.防災												⑪		⑬					
		5-2.防犯・交通安全			③										⑪					⑯	
分野6	産業・交流	6-1.産業		②								⑧	⑨								
		6-2.観光・交流										⑧			⑪	⑫					
分野7	環境	7-1.自然環境						⑥	⑦							⑬	⑭	⑮			
		7-2.生活環境													⑫		⑭				
分野8	まちづくり・地域経営	8-1.住民活動・地域活動																		⑯	⑰
		8-2.相互理解				④	⑤						⑩								
		8-3.タウンプロモーション													⑫						⑰
分野9	行財政	9-1.行政運営																		⑯	
		9-2.財政運営																			⑯

SDGsの17の目標と分野別計画における取組分野・施策方針との関係は次表(図表3)のとおりです。SDGsとそれぞれの施策との関係性を理解して、総合的に計画を推進していきます。

図表3 SDGsの17の目標と分野別計画における施策方針との関係

ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	ゴール 【目標1】 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 【自治体行政の果たし得る役割】 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細かな支援策が求められています。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	2-1 出産・子育て	(5) 支援を必要とするこどもと家庭への支援
	4-1 健康・医療	(3) 必要な医療を受けられる体制づくり
	4-2 地域福祉	(2) 多様な福祉ニーズに対応した体制づくり
ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	ゴール 【目標2】 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 【自治体行政の果たし得る役割】 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産等の食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	4-1 健康・医療	(1) 疾病予防・健康づくりに対する意識の向上
	6-1 産業	(2) 担い手農業者の確保・育成 (3) 地元産品の消費の推進

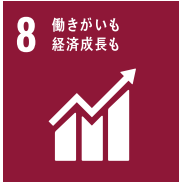
ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	ゴール 【目標3】 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 【自治体行政の果たし得る役割】 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	2-1 出産・子育て	(2) こどもを産み、育てやすい環境づくり
	3-3 スポーツ	(1) スポーツ機会の拡充 (2) スポーツ団体の活動支援 (3) スポーツ施設の整備及び充実
	4-1 健康・医療	(1) 疾病予防・健康づくりに対する意識の向上 (2) 各種健診(検診)事業の充実
	5-2 防犯・交通安全	(3) 歩行者や自転車の安全確保 (4) 防犯、交通安全意識の啓発
ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	ゴール 【目標4】 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。 【自治体行政の果たし得る役割】 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の学び力を伸長するためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	2-1 出産・子育て	(2) こどもを産み、育てやすい環境づくり (3) こどもがのびのび育つ環境づくり (5) 支援を必要とするこどもと家庭への支援
	3-1 学校教育	(1) 地域と行政が連携した教育の構築 (2) 時代や社会環境に対応したきめ細かな教育の実現 (3) 健全な心と体の育成 (4) 不登校への学びの場の確保といじめ見逃しゼロへの対応 (5) 学校生活における安全・安心の確保
	3-2 生涯学習	(1) ライフステージに応じた多様な学びの機会の充実 (2) 学びの成果を活用できる機会づくりの支援
	3-3 スポーツ	(1) スポーツ機会の拡充
	3-4 文化芸術	(1) 文化芸術活動の育成・支援 (2) 多様な交流による文化芸術の振興 (3) 文化・芸術・科学に触れる機会の充実 (5) 文化創造に関する情報発信の充実
	4-4 障がい者福祉	(4) 療育・教育の充実
	8-2 相互理解 (男女共同参画・多文化共生)	(1) 性別に関わりなく活躍できる社会づくり (2) 多文化共生

図表3 SDGsの17の目標と分野別計画における施策方針との関係

ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
5 ジェンダー平等を実現しよう 	【目標5】ジェンダー*16平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。 【自治体行政の果たし得る役割】 自治体による女性や子ども等の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	3-1 学校教育	(2)時代や社会環境に対応したきめ細かな教育の実現
	8-2 相互理解 (男女共同参画・多文化共生)	(1)性別に関わりなく活躍できる社会づくり
ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
6 安全な水とトイレを世界中に 	【目標6】安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 【自治体行政の果たし得る役割】 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	1-3 上下水道	(2)上下水道施設の整備・維持 (4)生活排水の適切な処理の推進
	7-1 自然環境	(1)自然環境の保全
ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	【目標7】エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 【自治体行政の果たし得る役割】 公共建築物に対して率先して省エネルギーや再生可能エネルギーの利用を推進したり、住民が省／再生可能エネルギー対策を推進したりするのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	7-1 自然環境	(2)地球温暖化対策の推進

用語解説

*16 ジェンダー……52頁参照。

ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
8 働きがいも経済成長も 	【目標8】働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。 【自治体行政の果たし得る役割】 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	4-3 高齢者福祉	(1)高齢者の生きがいづくり
	6-1 産業	(1)産業基盤の強化 (5)雇用対策の推進
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	【目標9】産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション(技術革新)の推進を図る。 【自治体行政の果たし得る役割】 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援等を盛り込むことで新たな産業やイノベーション(技術革新)を創出することにも貢献することができます。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	1-1 市街地・住環境	(1)駅周辺及び公共交流拠点におけるまちづくり (2)住環境の整備 (4)景観を活かしたまちづくり
	1-2 交通基盤	(1)道路や橋梁の適切な管理・修繕 (2)幹線道路の整備
	6-1 産業	(1)産業基盤の強化 (4)農業生産基盤の整備・改善

図表3 SDGsの17の目標と分野別計画における施策方針との関係

ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	【目標10】 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。 【自治体行政の果たし得る役割】 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見にも傾聴し、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	3-3 スポーツ	(1) スポーツ機会の拡充
	4-2 地域福祉	(1) 地域福祉を支える人づくり
	4-3 高齢者福祉	(1) 高齢者の生きがいづくり (2) 介護予防事業の充実 (3) 社会的に支援が必要な方への暮らし支援
	4-4 障がい者福祉	(2) 障がいのある方に対する理解の促進
	8-2 相互理解 (男女共同参画・多文化共生)	(1) 性別に関わりなく活躍できる社会づくり (2) 多文化共生

ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	【目標11】 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 【自治体行政の果たし得る役割】 包摂的で、安全、強靱(レジリエント)で持続可能なまちづくりを進めることは自治体行政にとって重要な目標です。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	1-1 市街地・住環境	(2) 住環境の整備 (3) 集い憩える場づくり
	1-2 交通基盤	(3) 駅前広場の整備 (4) 公共交通の充実
	1-3 上下水道	(2) 上下水道施設の整備・維持 (3) 雨水排水施設の整備・維持
	3-2 生涯学習	(3) 学びの場、活動の場の整備・充実 (4) 文化財・史跡等の保存と活用
	3-3 スポーツ	(3) スポーツ施設の整備及び充実
	3-4 文化芸術	(4) 安全・安心で魅力的な文化芸術活動の場所の確保
	4-3 高齢者福祉	(1) 高齢者の生きがいづくり (3) 社会的に支援が必要な方への暮らし支援
	4-4 障がい者福祉	(3) 障がいのある方の自立支援の推進
	5-1 防災	(1) 地域防災体制の充実・強化 (4) 災害に強い基盤の構築
	5-2 防犯・交通安全	(2) 空き家等対策の推進
	6-2 観光・交流	(1) 駅周辺の魅力向上
ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	【目標12】 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。 【自治体行政の果たし得る役割】 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネルギーや3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底等、住民対象の環境教育等を行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	3-1 学校教育	(1) 地域と行政が連携した教育の構築
	6-2 観光・交流	(2) 地域交流施設周辺の魅力向上
	7-2 生活環境	(1) ごみの減量化・資源化の推進 (2) 持続可能なごみ処理体制の構築
	8-3 タウンプロモーション	(2) シビックプライドの醸成

図表3 SDGsの17の目標と分野別計画における施策方針との関係

ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	【目標13】気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 【自治体行政の果たし得る役割】 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	5-1 防災	(1) 地域防災体制の充実・強化 (2) 防災意識の啓発及び向上 (3) 災害時における情報通信手段の強化 (4) 災害に強い基盤の構築
	7-1 自然環境	(2) 地球温暖化対策の推進
ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	【目標14】海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 【自治体行政の果たし得る役割】 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	7-1 自然環境	(1) 自然環境の保全
	7-2 生活環境	(3) 美化活動の推進
ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	【目標15】陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 【自治体行政の果たし得る役割】 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	1-1 市街地・住環境	(3) 集い憩える場づくり
	7-1 自然環境	(1) 自然環境の保全

ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	【目標16】平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 【自治体行政の果たし得る役割】 平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進し、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	1-3 上下水道	(1) 安定した経営基盤の維持・確立
	2-1 出産・子育て	(2) こどもを産み、育てやすい環境づくり (5) 支援を必要とするこどもと家庭への支援
	5-2 防犯・交通安全	(1) 地域での防犯活動の支援 (4) 防犯、交通安全意識の啓発
	8-1 住民活動・地域活動（住民協働）	(1) まちづくりの新たな担い手の発掘・育成 (2) 多様な主体による地域活動の活性化
	9-1 行政運営	(1) まちの情報発信の充実 (2) 住民意向の反映機会の充実 (3) 住民サービスの向上
	9-2 財政運営	(2) 財政の健全化
ゴール 目標と自治体行政の果たし得る役割		
	【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 【自治体行政の果たし得る役割】 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPO等多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。	
	分野別計画における施策方針との関係	
	取組分野	施策方針
	8-1 住民活動・地域活動（住民協働）	(1) まちづくりの新たな担い手の発掘・育成 (2) 多様な主体による地域活動の活性化
	8-3 タウンプロモーション	(1) 町外へ向けたまちの魅力発信 (2) シビックプライドの醸成 (3) 新たなまちの魅力づくり

参考：【自治体行政の果たし得る役割】については、「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン-（2018年3月版（第2版））」（一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター）を参考にしました。

第2章 重点施策方針

まちの将来像「心つなが みんなでつくる スマイルタウン」の実現に向けて、次の3つの重点施策方針を定めまし
た。

町民意識調査の結果や、まちづくり会議*17でいただいた意見を参考に、9つの「まちづくりの目標」を分野横断的
にとらえ、重点施策方針として、計画期間内に重点的に取り組む施策方針を明らかにしました。

まちの将来像と3つの重点施策方針

まちの将来像 心つなが みんなでつくる スマイルタウン	関連分野								
	分野1 都市環境	分野2 こども	分野3 学び	分野4 健康・福祉	分野5 安全・安心	分野6 産業・交流	分野7 環境	分野8 まちづくり・ 地域経営	分野9 行財政
重点施策方針									
1. 選ばれるまちへ まちの魅力を再発見し、情報発信するとともに、都市基盤や産業基盤の整備等を戦略的に展開し、武豊町に住みたい、企業進出したいと思われる、選ばれるまちを目指します。 	◎ 1-1.市街地・住環境 1-2.交通基盤 1-3.上下水道	◎ 2-1.出産・子育て	◎ 3-4.文化芸術		◎ 5-1.防災 5-2.防犯・交通安全	◎ 6-1.産業 6-2.観光・交流	◎ 7-1.自然環境 7-2.生活環境	◎ 8-1.住民活動・地域活動 8-2.相互理解 8-3.タウンプロモーション	◎ 9-1.行政運営 9-2.財政運営
2. こどもの学び・育ちを応援するまちへ 学校・保育園等とはもとより地域住民や民間企業・団体が連携して、子育て・子育ちをサポートするとともに、こども一人ひとりに合った居場所づくりやこどもの意見や声を反映できる、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。 		◎ 2-1.出産・子育て	◎ 3-1.学校教育 3-4.文化芸術					◎ 8-1.住民活動・地域活動	
3. みんなが元気に活動・活躍するまちへ 多様な主体の活動を活性化しつつ、すべての住民が元気に活動・活躍するまちを目指します。 			◎ 3-2.生涯学習 3-3.スポーツ 3-4.文化芸術	◎ 4-1.健康・医療 4-2.地域福祉 4-3.高齢者福祉 4-4.障がい者福祉	◎ 5-1.防災	◎ 6-1.産業		◎ 8-1.住民活動・地域活動 8-2.相互理解	

用語解説

*17 まちづくり会議……総合計画の策定にあたって、重点的なまちづくりの施策・事業（取組のアイデア）を検討した会議のことです。メンバーは公募と団体推薦による住民と町職員で構成されました。（詳細は第4編資料編175頁参照）

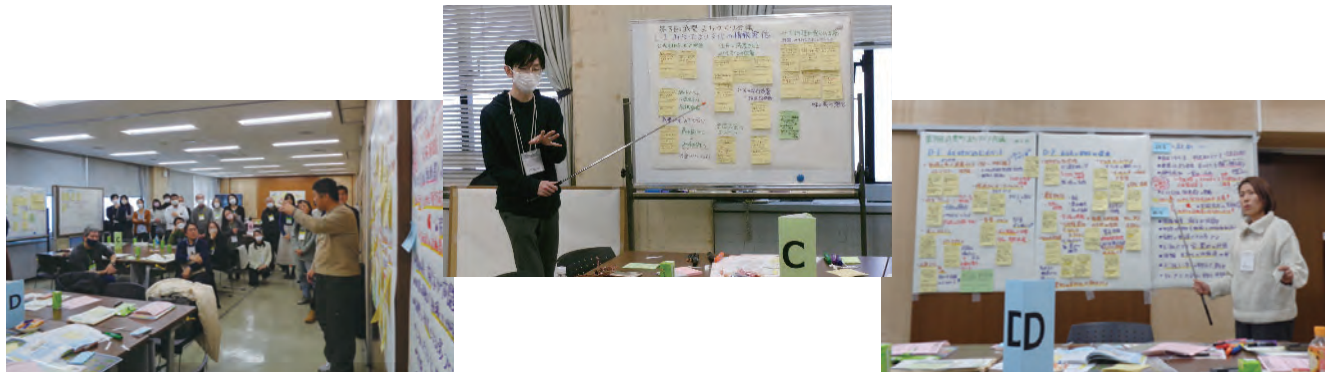
重点施策方針1 選ばれるまちへ

- 今後、人口減少が進む中、町外の人へのまちの認知度を高めるとともに、町内の人へのまちへの愛着を高め、武豊町で住み続けたい、住んでみたい、働きたい、と思われるような施策をこれまで以上に積極的かつ戦略的に推進していく必要があります。
- まちの魅力を再発見し、情報発信するとともに、都市基盤や産業基盤の整備などを展開し、武豊町に住みたい、企業進出したいと思われる、選ばれるまちを目指します。



まちづくり会議の意見

- 町民にみそ・たまりの文化を根付かせる。
- みそ・たまりの「たけとよブランド」をつくり、町外にPRしていく。
- みそ・たまりを知るスタディツアー＆食事ツアーなど、みそ・たまり文化を広く発信する。
- 人を呼び込むイベント、特色あるイベント、ターゲットを絞り込んだイベント、回遊性のあるイベントがあるといい。
- いろんなイベントを開催するために、行政にはもっと、公園や施設の規制緩和や駐車場整備等の支援をしてほしい。
- 商店街に若者がチャレンジできるスペースをつくり、仲間を広げていく取組を。
- まちの情報発信の拠点をつくる。誰もが立ち寄れて、情報発信、収集ができる場所をつくる。遊びの拠点がほしい。
- LINEなどのSNS等を活用して、武豊のいいところ・すごいところを発信する。
- 武豊町の魅力の再発見。まちのにぎわいを取り戻す。“たけとよルネッサンス”。
- お試し移住体験（農業、DIY、キャンプなど）を行う。
- インフルエンサー*18に移住してもらい、魅力ある情報を町外へ発信してもらう。
- 空き家の情報を広く周知する仕組みがあるといい。



用語解説

*18 インフルエンサー……影響や勢力、効果といった意味を持つ「influence」という英語が語源で、世間や人の思考・行動に大きな影響を与えるSNSユーザーのこと。

施策の方向

()内は関連する取組分野

- たけとよファンの拡充
(3-4.文化芸術、6-1.産業、6-2.観光・交流、8-1.住民活動・地域活動、8-2.相互理解、8-3.タウンプロモーション)
町内の人に、まちに今まで以上の関心を持ってもらうため、豆みそ・たまりをはじめとした、特色のある地域資源を活かし、まちと関わる機会や活躍できる場の提供や支援を行い、愛着を持って住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。
町外の人に向け、「たけとよ」に関心を持つ“たけとよファン(関係人口*19)”を増やすため、人を呼び込むことのできる、特色のあるイベント等の開催に向け、各種団体への支援を強化します。
- 町の情報発信と住民サービスの向上
(6-2.観光・交流、8-3.タウンプロモーション、9-1.行政運営、9-2.財政運営)
町内の人へのまちへの関心・愛着が高まるよう、SNS等を活用したまちの魅力の再発見や情報発信を進めるとともに、デジタル技術等を活用した住民サービスの向上を目指します。
まちの魅力情報を、メディアやSNSを活用しながら広く発信することで、町外の人をターゲットに、武豊町の認知度向上を図ります。
- 若者に選ばれるまちづくり
(1-1.市街地・住環境、1-2.交通基盤、1-3.上下水道、2-1.出産・子育て、5-1.防災、5-2.防犯・交通安全、6-1.産業、6-2.観光・交流、7-1.自然環境、7-2.生活環境、8-2.相互理解)
企業の誘致を進めるとともに、地元産品のブランド化の検討や食育等の推進により、産業基盤の強化と地元産業の活性化を図ります。
公共交流拠点を中心とした交流や暮らしの拠点づくりを進めるとともに、住環境等の都市基盤整備を進め、まちの魅力を高めるとともに、移住支援策の充実等を図り、若者が住んでみたい・働いてみたいと思うまちづくりを進めます。

重点施策方針につながる指標

指標	説明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
人口の社会増	各年度の人口の社会動態 (転入者数－転出者数)	169人 (2014～2018年度平均)	155人 (2020～2024年度平均 ※2021は除外)	170人 【170人(現状維持)】
若者世代の 社会増	20～30歳代の人口の社会動態 (転入者数－転出者数)	39人 (2014～2018年度平均)	56人 (2020～2024年度平均 ※2021は除外)	60人 【－】

※社会動態は年度による変動が大きいため、社会増は5年平均としている。参考値、実績値も5年平均。ただし、2021年度のみ新型コロナウイルス感染症による影響が大きいため、平均値の算出から除外する。

※【当初目標値】は、前期基本計画(2021～2025)において定めていた目標値。なお、後期基本計画で新たに追加した指標の当初目標値は【－】(バー表示)となっている。

用語解説

*19 関係人口……総務省によると、『移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者』と定義されています。地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、『関係人口』と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

重点施策方針2 こどもの学び・育ちを応援するまちへ

- 町内外の若者や子育て世代に、「武豊町で子育てしやすい・してみたい」と思ってもらえるよう、本町の強みをPRすることが必要です。
- 武豊町のこどもが「自分ならどうする、どうしたい」と主体的に考え、様々なことに挑戦し、自己肯定感や達成感を得て、幸せを実感しながら成長することが望めます。
- 学校・保育園等はもとより地域住民や民間企業・団体が連携して、子育て・子育てをサポートするとともに、こども一人ひとりに合った居場所づくりやこどもの意見や声を反映できる、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。



まちづくり会議の意見

- 町内の企業や店舗と連携し、こどもたちが職業体験できる機会を増やす。
- 祭りやスポーツ体験、農業体験などを通して、多世代交流の機会を増やす。
- 児童館などの公共施設等を活用して、中高生が気軽に来られる居場所づくりを進める。
- 子育てしやすい環境づくりのため、保護者が利用する施設で、「ついで」に各種サービスの申請や相談ができる環境を整える。

- こどもたちが会議・ワークショップ、イベントを開催し、自分たちのまちや将来に対して主体性を持って活動できる場が必要。
- 大人が参加するまちづくり会議に、こどもたちにも参加してもらい、町へのシビックプライド*20の醸成を図る。

- 学校での授業補助など、コミュニティ・スクール*21の取組を拡大していくために、地域、企業等と学校との総合的な連携が必要。
- こどもたちが学ぶ・調べる⇒体験する⇒企画する・発表する⇒実行する、というサイクルを小中学校の9年間で継続して取り組む。



用語解説

- *20 シビックプライド……シビックプライド(Civic Pride)は、地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、そして地域社会に貢献する意識を指す言葉。
- *21 コミュニティ・スクール……「学校運営協議会制度」を導入している学校のことです。この制度は学校と地域との連携・協働関係の強化を通じて、より質の高い教育を実現しようとする制度であり、教育振興基本計画では、すべての公立学校において導入することが目指されています。

施策の方向

()内は関連する取組分野

- 多様な交流・体験の場づくり
(2-1.出産・子育て、3-1.学校教育、3-4.文化芸術)
学校、地域、住民団体、企業及び行政が連携し、農業体験、職場体験、ボランティア活動はもとより、伝統産業、ものづくり、地域産業、自然環境、食育、文化芸術、国際交流、先端産業等、多世代交流や体験の機会を提供することで、こどもの成長を支援します。
- こどもたちが主体となる活動の展開
(2-1.出産・子育て、3-1.学校教育)
こどもならではの視点や発想を大切に交流・体験の機会、こどもたち自らが学び、考え、議論し、選択・決定して、実現につなげる、こどもたちが主体となる活動を支援します。
また、こどもたちの意見や活動を子育て支援事業等に活かし、町もこどもと一緒に成長する機運を醸成します。
- 子育てをサポートするサービス・体制の充実
(2-1.出産・子育て、8-1. 住民活動・地域活動)
子育て世帯のニーズを的確に捉え、行政サービスの充実や周知を図るとともに、地域や住民団体等と連携・協働し、子育てをサポートするサービス・体制の充実を図ります。
また、児童・生徒を対象とした、「いのちの尊さ」を学ぶ教育や妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を行うことにより、子育て環境の更なるサポート体制の充実を目指します。
- 地域とこどもたちとの絆づくり
(2-1.出産・子育て、3-1.学校教育、8-1. 住民活動・地域活動)
地域行事やお祭りへの積極的な参加など、若者・子育て世代と地域コミュニティとの関係構築に向けて、社会の変化に応じた活動のあり方を検討するとともに、地域ぐるみで子育てをする環境の向上やこどもたちの地域への愛着を醸成する取組を展開します。

重点施策方針につながる指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
出生数	各年度の出生数	347人 (2014～2018年度平均)	295人	300人 【320人】
こどもの幸福度	中学生意識調査で「あなたは、今、どの程度幸せですか」で回答した幸福度(0点～10点)の平均点	6.7点	7.1点	8点 【—】
若者・子育て世代からみた、武豊町の住みごころ	若者・子育て世代アンケートで「大変住みやすい」または「まあまあ住みやすい」と回答した割合	84.2%	84.1%	86% 【86%】

※出生数の参考値は5年平均。

※【当初目標値】は、前期基本計画(2021～2025)において定めていた目標値。なお、後期基本計画で新たに追加した指標の当初目標値は【—】(バー表示)となっている。

重点施策方針3 みんなが元気に活動・活躍するまちへ

- 老若男女すべての住民が社会の一員としての役割を担いつつ、様々な場面で“楽しく”“いきいきと”活動・活躍する姿はまちの理想です。
- 様々な地域課題に対応し、より良いまちづくりを進めていくためには、住民、区、ボランティア、各種団体、NPO、企業・事業所等の多様な主体の積極的な関わり、連携と協働が欠かせません。
- 多様な主体の活動を活性化しつつ、すべての住民が元気に活動・活躍するまちを目指します。



まちづくり会議の意見

- 学ぶ心の育成ができていない。ベストプラクティス*22・成功事例の発信（発表会）を実施する。
- 「学び直す」楽しさ。「楽しそう!」「面白そう!」と思ってもらえることが必要である。
- 活動している人のインタビュー動画、活動紹介動画などを作成して配信する。2～3分程度の短い動画で伝える。
- フリーな掲示スペースを確保しては。

- 人が集まる場で成功事例発表の機会を設ける（軽い発表）。
- 人が集まる場で活動団体を紹介する・表彰する（軽く）、グッドアクティビティ賞とかありがとう賞（感謝の意）とか。
- 活動者のモチベーションを上げる。それを「私もやってみよう!」につなげる。スパイラルアップ*23が必要。

- テーマ別の集まり（防災とか、地域福祉とか）での学び合いが大事。開催の周知が足りない。



用語解説

- *22 ベストプラクティス……主にビジネスで用いられる言葉で、先進企業の成功事例、あるいは世界で最も優れていると考えられる業務プロセス、業務推進の方法、ビジネスノウハウを指します。
- *23 スパイラルアップ……らせんを描くように向上していく過程を意味しています。施策や措置の内容について当事者参加のもと検証をし、その結果に基づいて新たな施策を講じることで段階的・継続的に発展を図る考え方のこと。

施策の方向

()内は関連する取組分野

- 健康づくり応援
(3-3.スポーツ、4-1.健康・医療、4-3.高齢者福祉、4-4.障がい者福祉)
人生100年時代を迎え、全町民が長きにわたって活動できるように、心とからだの健康づくりの施策を地域や企業等と連携して進めます。
- 活動・活躍の場に関する情報の充実
(3-2.生涯学習、3-3.スポーツ、3-4.文化芸術、4-3.高齢者福祉、6-1.産業、8-1.住民活動・地域活動、8-2.相互理解)
様々な活動を知るきっかけづくりのため、各種団体等と連携し、地域活動、ボランティア活動、NPO等の各種団体の活動内容や活躍を紹介する機会の充実を図ります。
- 団体活動の活性化
(3-2.生涯学習、3-4.文化芸術、4-2.地域福祉、5-1.防災、8-1.住民活動・地域活動)
活動の成功事例紹介や、活動・活躍への表彰等を行うことにより、活動へのやりがい向上、モチベーションアップにつなげ、団体活動の活性化を促します。
また、意欲ある住民を地域福祉、防災、文化芸術、まちづくりのリーダーとして養成するための取組を支援します。

重点施策方針につながる指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
生きがいを感じている住民の割合	町民意識調査で、「生きがいにしているものがありますか」の問いに『はい』と回答した割合	65.9%	63.9%	70% 【70%】
まちづくり活動への参加率	町民意識調査で、「地域の行事やお祭りに参加していますか」の問いに『はい』と回答した割合	43.5%	42.7%	50% 【50%】
ボランティア、NPO活動に参加したい(これからも参加したい)住民の割合	町民意識調査で「ボランティア、NPO活動に参加したい(これからも参加したい)」と回答した割合	33.7%	29.6%	40% 【—】

※【当初目標値】は、前期基本計画(2021～2025)において定めていた目標値。なお、後期基本計画で新たに追加した指標の当初目標値は【—】(バー表示)となっている。

第3章 分野別計画

基本構想で示したまちづくりの目標に沿った9つの「分野」の下に、23の「取組分野」を設定します。

分野別計画は、この23の「取組分野」ごとに、まちの将来像を実現するための、「施策の基本方針（施策が目指す姿）」、「成果指標」、「施策方針」等を示します。

分野別計画の見方

1 分野

基本構想で示した9つのまちづくりの目標に沿って、該当する分野を示しています。

2 取組分野

9つある「分野」をさらに細分化したものです。この「取組分野」ごとにまちの将来像を実現するための基本となる施策を示しています。

3 現状と課題

取組分野を取り巻く現状と、今後どのような課題を解決する必要があるのかをまとめています。

4 重点施策方針

第2章で記した3つの重点施策方針のうち、いずれの重点施策方針に関係しているかを示しています。

5 施策の基本方針 （施策が目指す姿）

この取組分野が目指す方向性や将来のまちの姿を示しています。



6 成果指標

施策の成果を確認できる指標を設定し、2018年の参考値と2024年の実績値、2030年の目標値を示しています。なお、目標値下段の【当初目標値】は、前期基本計画（2021～2025）において定めていた目標値です。中間見直しにより一部目標値を変更している指標もあります。また、後期基本計画から追加した指標の当初目標値は「―」（バー表示）となっています。次に示す施策方針を進めることで各指標の目標達成を目指します。

7 施策方針

施策の基本方針（施策が目指す姿）を実現するために行う各施策と、それぞれの主な取組方針を示しています。

8 関連計画

この取組分野に関連する施策や事業が掲載されている町の各課が主体となって進める個別計画を記載しています。

9 SDGsとの関係

この取組分野での施策を実施することで、推進できるSDGsの目標を掲載しています。

分野1 都市環境

まちづくりの目標 定住先として選択されるまち

豊かな自然環境と交通の利便性を活かし、良好で潤いのある環境の中で快適性を感じながら暮らせるまちをつくとともに、住宅地としての良好なイメージを形成し、町の将来を担う若い世代を中心に定住先として選択されるまちを目指します。

分野 1-1 市街地・住環境

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 適正な土地の利活用が図られ、誰もが愛着を持って安心して快適に暮らせるまちを目指します。

施策方針

- (1) 駅周辺及び公共交流拠点におけるまちづくり
- (2) 住環境の整備
- (3) 集い憩える場づくり
- (4) 景観を活かしたまちづくり



町並み（遠景）



武豊中央公園

分野 1-2 交通基盤

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 誰もが安全・安心で快適に移動できるまちを目指します。

施策方針

- (1) 道路や橋梁の適切な管理・修繕
- (2) 幹線道路の整備
- (3) 駅前広場の整備
- (4) 公共交通の充実



歩道橋の点検



コミュニティバス

まちの将来像

心つながり
みんなでつくる
スマイルタウン

重点施策方針

1. 選ばれるまちへ
2. こどもの学び・育ちを応援するまちへ
3. みんなが元気に活動・活躍するまちへ

分野 1-3 上下水道

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 将来にわたって安全で安定した上下水道を利用できるまちを目指します。
- 雨水排水を適切に処理できる安全・安心なまちを目指します。

施策方針

- (1) 安定した経営基盤の維持・確立
- (2) 上下水道施設の整備・維持
- (3) 雨水排水施設の整備・維持
- (4) 生活排水の適切な処理の推進



配水池



雨水ポンプ場

分野
1-1
市街地・住環境

現 状 と 課 題

現 状

- ・名鉄知多武豊駅からJR武豊駅周辺の中心市街地では、商店街に活気がなく市街地としての魅力が低下しています。また、名鉄知多武豊駅西側では役場や駐車場敷地が地区の大部分を占めており、駅前というにぎわいを創出できるエリアの立地条件が活かされていません。さらに、一方通行等の交通規制や、交通網が複雑である等、交通利便性も低くなっています。
- ・武豊中央公園と公共機能集積エリアを区域とする公共交流拠点の整備に向けた検討を進めています。
- ・町営住宅の老朽化が進んでいます。また、市街地には耐震性に不安のある住宅やブロック塀、空き家が多く残っています。
- ・武豊中央公園のほかに大規模な公園が少なく、市街地には小規模な公園が点在しています。
- ・埋葬に対する意識の変化から、多様な形式の墓のあり方が求められています。
- ・まちの拠点となる地区の景観形成や歴史的なまちなみ保存等が図られていません。

市街化区域・市街化調整区域別、用途区域別面積

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
市街化区域	1,101	100.0
第一種低層住居専用地域	45	4.1
第二種低層住居専用地域	0	0.0
第一種中高層住居専用地域	233	21.1
第二種中高層住居専用地域	30	2.7
第一種住居地域	165	15.0
第二種住居地域	8	0.7
準住居地域	19	1.8
田園住居地域	0	0.0
近隣商業地域	28	2.6
商業地域	5	0.5
準工業地域	95	8.6
工業地域	28	2.5
工業専用地域	445	40.4
市街化調整区域	1,491	

課 題

- ・名鉄知多武豊駅からJR武豊駅において、まちの都市拠点としての整備を行うとともに、にぎわい創出や商業施設等、都市拠点としてあるべき機能の立地誘導を図る必要があります。
- ・名鉄知多武豊駅西側における再開発等の市街地整備や、公共機能の移転に伴う公共用地への民間活力の導入等を検討する必要があります。
- ・公共交流拠点の形成にあたっては、町民・団体・民間企業等多様な主体の参画を図る必要があります。
- ・耐震性の不足する住宅の耐震改修及び、耐震性の不足する住宅やブロック塀、老朽化した空き家の撤去支援等を行い、安全・安心な住環境の整備を進める必要があります。
- ・公園の整備や維持管理を図るとともに、公園等の公共施設におけるイベント等、誰もが集い、憩える場所づくりを進める必要があります。
- ・墓の適正な管理につながる方法を検討する必要があります。
- ・特色あるまちなみの保存や活用を進め、郷土愛の醸成やまちの魅力向上を図る必要があります。



公共交流拠点

重点施策方針



施策の基本方針（施策が目指す姿）

●適正な土地の利活用が図られ、誰もが愛着を持って安心して快適に暮らせるまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
町の中心部の魅力や活気への満足度	町民意識調査で「中心市街地がにぎやかに活気づいている」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	11.3%	14.0%	20% 【20%】
住環境への満足度	町民意識調査で「暮らしやすい住環境が整っている」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	35.3%	50.6%	55% 【45%】
公園を利用する人の割合	町民意識調査で「近所の公園や児童遊園を利用している」と回答した割合	25.8%	35.5%	40% 【30%】

分野
1-1
市街地・住環境

重点施策方針



施策方針

(1) 駅周辺及び公共交流拠点におけるまちづくり	①名鉄知多武豊駅周辺の面的な都市基盤整備による周辺交通網の再構築や公共機能の移転検討等、駅前にふさわしいまちづくりを進めます。 ②公共交流拠点の整備について官民連携による検討を進めます。 ③住民、地域、団体、NPO、企業との協働や、公共空間の利活用等によるにぎわいづくりを進めます。 ④鉄道、バス等の公共交通の利便性を活かしたまちなか居住や商業機能等の立地誘導を目指します。 ⑤名鉄富貴駅を地区拠点としてふさわしい駅周辺の整備を進めます。 
(2) 住環境の整備	①都市計画に基づく土地利用の推進や都市基盤整備により、新たな住宅地の確保に努めます。 ②建築時の道路後退敷地(セットバック用地)の取得等により、良好な住環境の整備を進めます。 ③民間住宅等の耐震対策、老朽化した空き家等の撤去促進や、町営住宅の長寿命化等、良好な住環境の確保を支援します。 
(3) 集い憩える場づくり	①公園施設や配置の見直しを図るとともに、誰もが愛着を持って利用や管理ができる公園としての整備・運営を進めます。 ②武豊中央公園の利活用方法について検討します。 ③鉄道駅と交流拠点をつなぐ等の散策路の整備によるウォーカブル*24なネットワーク形成や、関連イベント等、住民が集い憩える機会を充実するとともに、普段の生活で気軽に立ち寄れるみんなの居場所づくりを進めます。 ④まちの緑化を進めるとともに、身近に自然と触れ合える環境づくりを進めます。 ⑤墓園の適正な維持管理を進めます。 

(4) 景観を活かしたまちづくり

- ①大足・里中地区及び小迎地区を中心とするみそ蔵のまちなみを始め、まちのシンボリックな景観を活かした、歩いて楽しめるまちづくりを進めます。
- ②名鉄知多武豊駅周辺をまちの顔にふさわしい景観の整備を進めます。
- ③名鉄知多武豊駅周辺の無電柱化を進めます。



関連計画

- 武豊町都市計画マスタープラン(2020年度策定 都市計画課)
- 名鉄知多武豊駅西グランドデザイン(2022年度策定 企画政策課)
- 武豊町無電柱化推進計画(2021年度策定 都市計画課)
- 武豊町公共施設等総合管理計画(2023年度改定 総務課)
- 武豊町公共施設再編計画(2022年度策定 総務課)
- 武豊町営住宅長寿命化計画(2024年度改訂 都市計画課)
- 武豊町建築物耐震改修促進計画(2020年度策定 都市計画課)
- 第2期武豊町空き家等対策計画(2020年度策定 都市計画課)
- 武豊町公園施設再編計画(2024年度策定 都市計画課)
- 武豊町散策路整備計画(2022年度策定 都市計画課)
- 武豊町やすらぎの森墓園第3期整備基本計画(2023年度策定 都市計画課)
- 武豊町公共交流拠点基本構想(2024年度策定 都市計画課)

用語解説

*24 ウォーカブル……安心して拠点周辺や拠点間を徒歩等で移動できるとともに、移動しながらまちの魅力や自然を楽しむことができることを意味します。



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



分野 1-2 交通基盤

現状と課題

現状

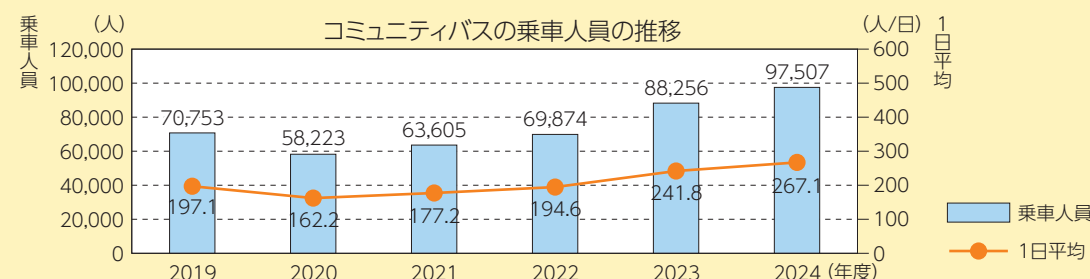
- ・道路や橋梁等は高度経済成長期に整備したものが多く、老朽化が進行しているため、長寿命化や定期的な修繕等を進めています。特に最近では公式LINEの通報システムにより、町民から舗装面の劣化等の情報が届くようになり、迅速な現場対応ができるようになっています。
- ・古くからの市街地では、住宅の建て込む狭い生活道路へ通過車両が流入する等、危険な状況も発生しているため、道路改良や未整備の都市計画道路の整備等を進めています。
- ・名鉄知多武豊駅、名鉄富貴駅及びJR武豊駅では、車両による駅へのアクセスが悪く、また、車両と歩行者が交錯する等、危険な状況も発生しています。そのため、現在、名鉄知多武豊駅東側では、みゆき通りの道路拡幅や駅前広場の整備が進められており、名鉄富貴駅では駅前広場の整備に向けた準備を進めています。
- ・町内の公共交通網が整備され、コミュニティバスは、車を運転できない高齢者を中心に利用され、利用者も年々増加しています。また、コミュニティバスの利用促進や利便性の向上を図るため、70歳以上の高齢者等への無料乗車券の交付、武豊町接続タクシー制度の導入、交通系ICカード対応車載器やバスロケーションシステムの導入をしています。



コミュニティバス

課題

- ・道路や橋梁等の道路施設は、老朽化が進行しているため、引き続き長寿命化や修繕等の必要があります。
- ・生活環境と通過交通を分離し生活環境の向上を図るため、未整備の都市計画道路の整備を進めていくとともに、都市計画決定から長年経過し、現在も事業が着手されていない都市計画道路は見直しの検討をする必要があります。
- ・名鉄知多武豊駅、名鉄富貴駅及びJR武豊駅は、車両と歩行者の交錯や送迎車両の道路への滞留を防ぐため、引き続き、駅前広場等の整備を進める必要があります。また、名鉄上ヶ駅が快速急行停車駅に変更になり、乗降客数が増えていることから、駐輪場を新たに確保することが必要です。
- ・歩行者が安全・安心に通行できるように、歩道及び自転車歩行者道の整備を計画的に進めていく必要があります。
- ・交通空白地帯の解消を図るとともに、幅広い年齢層の方が利用できるよう、コミュニティバス等の地域公共交通の充実を図ることが必要です。



用語解説

*25 MaaS……Mobility as a Serviceの略。公共交通を含めた、自家用車以外の交通手段による移動をシームレスにつなぐ移動の概念、またはそれを目的としたサービスのこと。

重点施策方針



施策の基本方針（施策が目指す姿）

●誰もが安全・安心で快適に移動できるまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
車での移動しやすさの満足度	町民意識調査で「幹線道路が整備され車で移動しやすい」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	31.0%	52.4%	60% 【40%】
都市計画道路の整備率	町内における都市計画道路の整備が完了している延長の割合	55.5%	56.2%	57% 【65%】
コミュニティバスの利用者数	1年間でコミュニティバスを利用した人数	61,617人/年	97,507人/年	109,000人/年 【73,000人/年】

施策方針

(1) 道路や橋梁の適切な管理・修繕	①適切な時期に道路の舗装補修や区画線工事を行い、安全・安心に通行できる道路を維持します。 ②定期的な橋梁の点検や適切な管理を行うことにより橋梁の長寿命化を図ります。
(2) 幹線道路の整備	①交通利便性の向上とともに、通過車両の生活道路への流入を抑制する等、安全・安心な住環境の確保を図るため、都市計画道路の整備を計画的に進めます。 ②都市計画決定から長年経過した未着手路線について、都市計画決定当時との情勢を勘案しながら、路線の見直しについても検討します。 ③武豊北インターチェンジの新設に伴う、交通形態の変化に対応した道路整備を進めます。 ④誰もが安全・安心に通行できるように、歩道及び自転車歩行者道の整備、歩道の段差解消等を進めます。
(3) 駅前広場の整備	①名鉄知多武豊駅東側の駅前広場の整備を行います。 ②名鉄富貴駅の利便性向上のため、駅前周辺の整備を進めます。 ③JR武豊駅の駅前広場の整備を進めます。 ④名鉄知多武豊駅西側の駅前広場の整備の検討を進めます。
(4) 公共交通の充実	①幅広い年齢層の方が、鉄道駅・買い物先・病院・公共施設等へ気軽にアクセスできるように、費用対効果を考えながら、コミュニティバスの路線、ダイヤ、バス停位置等の改善を図ります。 ②コミュニティバスにおけるキャッシュレス決済の利用やバスロケーションシステム等の周知を図ります。 ③交通空白地帯の解消に向け、新たな公共交通サービスやMaaS(マース)*25等の移動サービスを検討します。

関連計画

- 武豊町道路整備計画(2020年度策定 土木課)
- 武豊町橋梁長寿命化修繕計画(2025年度改定 土木課)
- 武豊町横断歩道橋長寿命化修繕計画(2025年度改定 土木課)
- 武豊町地域公共交通計画(2022年度策定 防災交通課)
- 武豊町都市計画マスタープラン(2020年度策定 都市計画課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

分野
1-3 上下水道

現 状 と 課 題

現 状

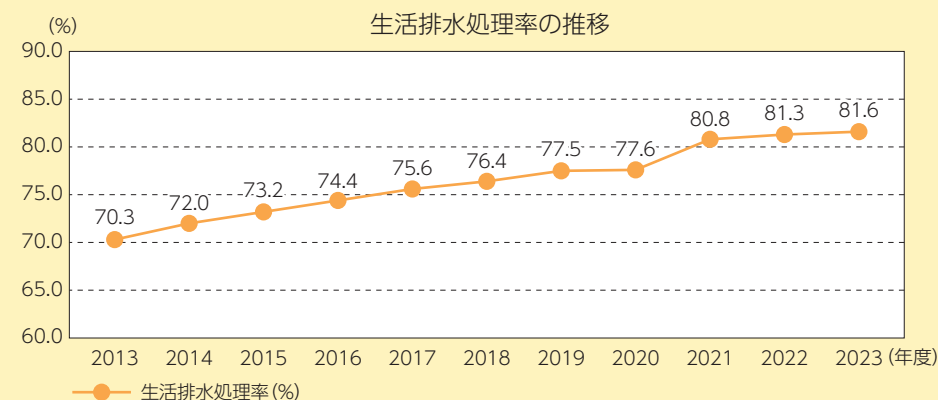
- ・これまで整備した上下水道の施設や設備は、適切に維持管理し、計画的に更新していますが、施設や設備の老朽化が進んでいます。また、物価高騰等の影響により、今後の維持管理や更新には多額の費用がかかることが予想されます。
- ・大規模地震の発生に備え、重要給水施設(小学校4校、中学校2校、武豊高等学校、半田消防署武豊支署、武豊福寿園、くすのきの里、杉石病院、石川病院、役場)までの水道管路の耐震化を優先的に進めています。
- ・台風や大雨の発生に備えた総合的な雨水排水対策を図るため、2023年度(令和5年度)に武豊町雨水管理総合計画を策定し、雨水排水施設の整備に取り組んでいます。
- ・下水道計画区域における下水道の面的な整備は完了し、下水道への接続を促進しています。また、下水道計画区域外では単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進めています。
- ・将来、人口減少が予想されていることに加え、節水型機器の普及等もあり、今後は水需要の増加が見込めない状況です。
- ・水質検査を適切に実施し、安全・安心な水道水の供給に取り組んでいます。



耐震管新設工事

課 題

- ・収支のバランスを保ちつつ適切な維持管理と計画的な設備投資を行う必要がありますが、維持管理や設備投資に関する費用が高騰していることから、適正な料金や使用料に見直していく必要があります。
- ・災害時において、ライフラインの機能を維持するとともに、被害低減のため、上下水道施設の適切な整備や機能向上を図る必要があります。
- ・生活排水を適切に処理するため、生活排水処理基本計画に基づき、下水道への接続を促進するとともに、下水道計画区域外においては、単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。



重点施策方針



施策の基本方針(施策が目指す姿)

- 将来にわたって安全で安定した上下水道を利用できるまちを目指します。
- 雨水排水を適切に処理できる安全・安心なまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
下水道事業債年度末未償還残高	下水道施設の建設改良のために発行した事業債の残高	66.57億円	40.55億円	33億円 【35億円】
下水道経費回収率	下水道使用料で污水处理費を賄える割合	68.1% (2020年)	74.9%	100%以上 【-】
重要給水施設までの水道管路の耐震化率	耐震管路総延長(km)÷管路総延長(km) (重要給水施設までの水道管路)×100	58.5%	75.8%	95% 【100%】
生活排水処理率	基準日(3月31日)時点の、下水道・合併処理浄化槽の污水处理施設の整備人口(2019年までは農業集落排水施設を含む)÷行政区域内人口×100	76.4%	82.0%	87% 【82%】

施策方針

(1) 安定した経営基盤の維持・確立	①安全で安定した上下水道を維持するため、水道事業ビジョン・下水道事業経営戦略に基づき適切な維持管理と計画的な設備投資を行うとともに、健全な財政状況の維持に努めます。 ②料金や使用料の改定を進め、経常収支比率や下水道経費回収率の向上に努めます。 ③技術力の確保とサービスの向上を図るため、上下水道事業の広域化、共同化、官民連携等を推進します。
(2) 上下水道施設の整備・維持	①大規模地震の発生に備えるため、重要給水施設までの水道管路の耐震化を進めます。 ②上下水道施設を適切に維持管理するとともに、計画的な更新を進めます。
(3) 雨水排水施設の整備・維持	①雨水排水が適切に機能するよう、雨水排水施設及び道路側溝の整備・維持管理を行います。 ②台風やゲリラ豪雨に備え、排水ポンプ場や雨水排水管路の改修や整備を行い、雨水排水能力の向上を図ります。
(4) 生活排水の適切な処理の推進	①継続的な啓発活動に取り組むとともに、より効果的な啓発等の検討を進め、下水道への接続促進を図ります。 ②下水道計画区域外での合併処理浄化槽への転換を進めます。

関連計画

- 武豊町水道事業ビジョン(2025年度改定予定 上下水道課)
- 武豊町下水道事業経営戦略(2024年度改定 上下水道課)
- 衣浦西部流域関連武豊町公共下水道事業計画(2023年度改定 上下水道課)
- 武豊町水道事業アセットマネジメント計画(2024年度改定 上下水道課)
- 武豊町公共下水道ストックマネジメント全体計画(2024年度策定 上下水道課)
- 武豊町雨水管理総合計画(2023年度策定 土木課)
- 武豊町上下水道耐震化計画(2024年度策定 上下水道課)
- 武豊町雨水排水計画(2024年度改定 土木課)
- 武豊町生活排水処理基本計画(2022年度改定 環境課)
- 武豊町循環型社会形成推進地域計画(2020年度策定 環境課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



まちづくりの目標

安心して子どもを産み育てることができるまち

子育て世帯に対する充実した様々な支援とともに、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります。そして、一人ひとりの子どもが、個性や能力が育まれる教育を受けながら、健やかに成長できる環境をつくり、地域の様々な人々と関わる中で、これからの地域を担う人材が育つまちを目指します。

分野

2-1 出産・子育て

施策の基本方針（施策が目指す姿）

●安心して子どもを産み育てことができ、働きながらも子育てをしやすいまちを目指します。

施策方針

- (1) 地域ぐるみによるこどもの健やかな育ちの促進
- (2) こどもを産み、育てやすい環境づくり
- (3) こどもがのびのび育つ環境づくり
- (4) 保育サービス等の充実
- (5) 支援を必要とするこどもと家庭への支援



児童館



しめ縄づくり

まちの将来像

心つながり
みんなでつくる
スマイルタウン

重点施策方針

1. 選ばれるまちへ
2. こどもの学び・育ちを応援するまちへ
3. みんなが元気に活動・活躍するまちへ

離乳食教室



クリスマス会

分野

2-1 出産・子育て

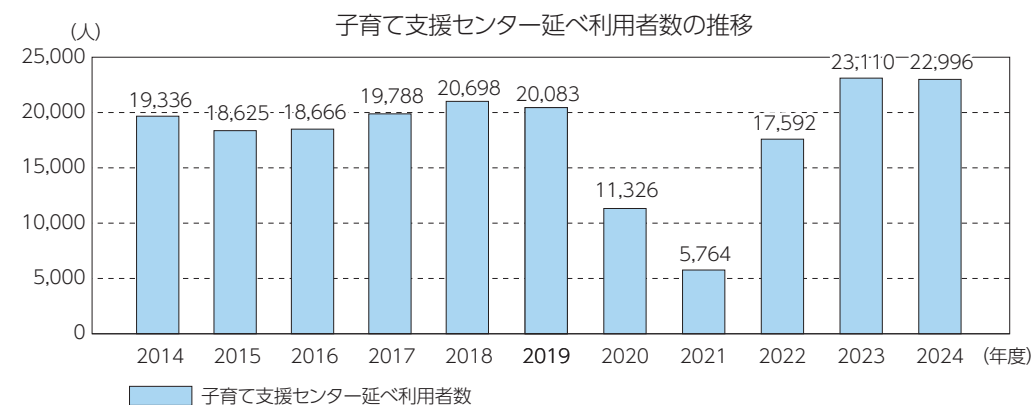
現状と課題

現状

- ・全国的な傾向と同様に本町においても少子化が進行しており、令和5年度の合計特殊出生率は1.26となっています。
- ・少子化や家族形態の多様化を背景に、地域の子育て機能低下や保育ニーズ増加、児童虐待要因の複雑化が進んでいます。
- ・育児休暇を取得する家庭が増加しており、家族全員で協力して子育てに取り組む意識が高まっています。
- ・令和5年4月に、こども家庭庁が発足し、こどもに関する取組を進めていく上で基本となる「こども基本法」が施行されました。同年12月に「こどもまんなか社会の実現」を目指した「こども大綱」が閣議決定されています。
- ・こどもたちの多様な価値観やニーズに合わせた、学習や育成環境の個別対応が求められています。
- ・結婚・出産や家庭を持つことに対する価値観が多様化する中で、未婚化・晩婚化が進んでいます。



双子の会



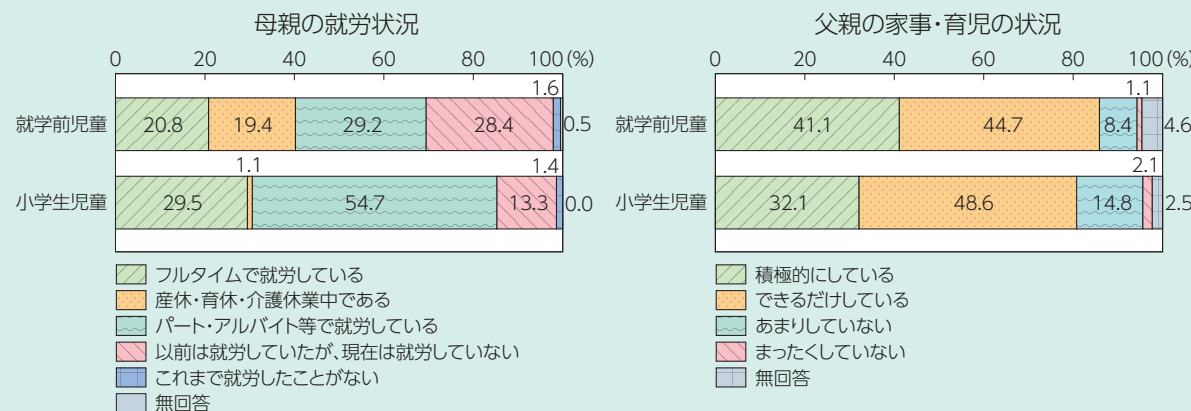
課題

- ・孤立することなく安心してこどもを産み育てることができるように、地域での子育て、助け合いができる社会を構築する必要があります。
- ・子育て中の全ての保護者に対して、経済的負担だけでなく精神的負担の軽減を図る必要があります。
- ・少子化の進行を見定めつつ、拡大・多様化する保育ニーズへ柔軟に対応するとともに、働きながら安心して子育てができるサービスを提供する必要があります。
- ・虐待やそのリスクを抱えている家庭を早期に発見し、支援していく体制を構築する必要があります。
- ・「こども基本法」や「こども大綱」の基本的な考え方などについて、こども、保護者、町民等と共有していく必要があります。

重点施策方針



- ・こどもの視点に立って、意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る取組が必要です。
- ・全てのこどもがその子らしく成長できるよう、こどもの個性に応じた細やかなサービスを提供するとともに、地域社会全体として、支援のあり方を見直す必要があります。
- ・結婚を希望する方に対し、出会いの場や交流の場を積極的に創出することが必要です。



施策の基本方針（施策が目指す姿）

●安心してこどもを産み育てることができ、働きながらも子育てをしやすいまちを目指します。

成果指標

指標	説明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
子育てしやすい満足度	町民意識調査で「子育てがしやすい」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	22.2%	33.9%	45% 【30%】
子育て支援センター延べ利用者数	当該年度における、1年間の子育て支援センターの利用者数	20,698人/年	22,996人/年	24,000人/年 【24,000人/年】
こどもたちの普段の生活での幸福度(小学生)	全国学力・学習状況調査で「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」の間に、『よくある』と回答した割合(小学6年生)	51.3% (2023年)	51.4%	60% 【—】
こどもたちの普段の生活での幸福度(中学生)	全国学力・学習状況調査で「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」の間に、『よくある』と回答した割合(中学3年生)	40.5% (2023年)	47.3%	55% 【—】

分野
2-1 出産・子育て

重点施策方針



施策方針

(1) 地域ぐるみによるこどもの健やかな育ちの促進	①住民、地域、活動団体、NPO、行政が連携し、子育て支援を促進します。 ②子育て支援センターや子育て支援団体等、地域を拠点とした保護者同士、こども同士の交流の拡大を推進します。 ③地域ぐるみでこどもを育てていく上で必要な住民の意識の向上と人材の確保に向けた啓発事業に取り組みます。 
(2) こどもを産み、育てやすい環境づくり	①こども家庭センター*26を設置・運営することで、切れ目のない支援を目指し、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めます。 ②妊娠から育児までの家庭に寄り添った伴走型支援や、家庭の保育ニーズに応じたきめ細かい支援の充実を図ります。 ③子育て家庭を支援するため、児童手当等各種手当の支給や子ども医療費等助成制度の実施、結婚新生活支援補助事業、三世代同居等促進補助金による援助等を実施し、経済的負担の軽減を図ります。 ④他自治体等との連携や協働により、結婚を希望する方への出会いの場や交流機会の創出を支援します。 
(3) こどもがのびのび育つ環境づくり	①公園や児童遊園等の整備・充実や交流の場の充実を図る等、こどもが安心して遊べる環境づくりを推進します。 ②総合型地域スポーツクラブ・子ども会等、こどもが地域社会の中で、自己肯定感を培いながらのびのびと育つ多種多様な機会・場づくりを進めます。 ③スポーツ、学習、趣味、集まる場等、それぞれのこどもにとって心地よい多様な選択ができる居場所づくりに取り組みます。 ④子どもの権利、こども基本法、こどもまんなか社会などの考え方についての啓発に取り組みます。こどもや子育てをしている当事者の目線に立ち、その意見を聴き、対話をしながら、ともに取組を進めていきます。 

(4) 保育サービスの充実	①多様な保育ニーズや少子化、施設の老朽化等に対応していくため、民営化等効果的な保育園運営のあり方を検討するとともに、質の高い保育サービスと量の確保を図ります。 ②児童クラブにおいて、待機児童の解消及び受け入れ体制の充実を図るとともに、民間委託等効果的な運営のあり方を検討します。 
(5) 支援を必要とするこどもと家庭への支援	①こどもの発達状況を早期に把握し適切な対応ができるように相談体制を充実させていきます。また、インクルーシブの視点をふまえ、障がいのあるこどもと保護者が地域で安心して生活できるよう、きめ細やかな支援に取り組みます。 ②児童虐待に関する知識の普及や相談体制の充実を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会において、各機関と協議し、具体的支援について適切な対応を図ります。 ③貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、教育・生活・保護者の就労・経済的支援等必要な環境整備を行います。 ④ひとり親家庭が自立して安定した生活を営めるよう、保育サービスの提供、日常生活の支援等を行い、自立促進を図ります。 

関連計画

- 武豊町こども計画(2024年度策定 子育て支援課)
- 第2次武豊町保育園等基本方針・整備計画(2019年度策定 子育て支援課)
- 第3期健康たけとよ21スマイルプラン(2025年度策定予定 健康課)
- 武豊町公共施設等総合管理計画(2023年度改定 総務課)
- 第3次武豊町障がい者計画(2023年度策定 福祉課)
- 第7期武豊町障がい福祉計画・第3期武豊町障がい児福祉計画(2023年度策定 福祉課)
- 第3次武豊町地域福祉計画(2022年度策定 福祉課)
- 武豊町公園施設再編計画(2024年度策定 都市計画課)

用語解説

*26 こども家庭センター……母子保健と児童福祉の一体的機能により、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、包括的な相談支援を切れ目なく行う機関。



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



分野3 学び

まちづくりの目標

楽しく学び、
いきいきとした生活ができるまち

人生100年時代を見据え、子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って活躍できるまちを目指します。

そのため、区、NPO、ボランティア、文化・スポーツ等の様々な団体・グループの活動が活発に展開され、住民同士の交流に加えて、町外からも様々な人が集まり、にぎわいのある交流が生まれる等、いきいきとした生活を送ることができるまちを目指します。

分野 3-1 学校教育

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 学校・家庭・地域・行政が連携を密にし、それぞれの役割を十分発揮し、協働してこどもの成長を支えるまちを目指します。

施策方針

- (1) 地域と行政が連携した教育の構築
- (2) 時代や社会環境に対応したきめ細かな教育の実現
- (3) 健全な心と体の育成
- (4) 不登校への学びの場の確保といじめ見逃しゼロへの対応
- (5) 学校生活における安全・安心の確保

コミュニティスクール



運動会（武豊中学校）

分野 3-2 生涯学習

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 誰もがいつでも、いつまでも、気軽に生涯学習に取り組むことができ、世代や地域、立場を超えて交流できるまちを目指します。

施策方針

- (1) ライフステージに応じた多様な学びの機会の充実
- (2) 学びの成果を活用できる機会づくりの支援
- (3) 学びの場、活動の場の整備・充実
- (4) 文化財・史跡等の保存と活用



手作りパン教室

まちの将来像

心つながり
みんなでつくる
スマイルタウン

重点施策方針

1. 選ばれるまちへ
2. こどもの学び・育ちを応援するまちへ
3. みんなが元気に活動・活躍するまちへ

分野 3-3 スポーツ

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 町内で行われるスポーツイベントやサークル活動に誰もが気軽に参加でき、多くの人と一緒に交流できるまちを目指します。

施策方針

- (1) スポーツ機会の拡充
- (2) スポーツ団体の活動支援
- (3) スポーツ施設の整備及び充実



たけとよスポーツDay

分野 3-4 文化芸術

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 誰もが気軽に文化芸術活動に触れ、参加でき、世代や地域、立場を超えて交流し、豊かな心を育むことができるまちを目指します。

施策方針

- (1) 文化芸術活動の育成・支援
- (2) 多様な交流による文化芸術の振興
- (3) 文化・芸術・科学に触れる機会の充実
- (4) 安全・安心で魅力的な文化芸術活動の場所の確保
- (5) 文化創造に関する情報発信の充実



武豊町民劇団TAKE TO YOU

分野 3-1 学校教育

重点施策方針



現 状 と 課 題

現 状

- ・学校の「求めるこども像」を知(確かな学力)、徳(豊かな心)、体(たくましい体)と掲げ、一人ひとりが未来の創り手となる人材として、自ら考え行動できる「主体的に生きるこども」を育てています。
- ・地域との協働による取組として、令和6年度より衣浦小学校をモデル校としてコミュニティ・スクールをスタートしました。
- ・いじめ、不登校、問題行動等学校を取り巻く課題に対応するため、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員、養護教諭サポーター及びスクールカウンセラーを配置し、悩みを持つ児童生徒や保護者に寄り添いながら継続的な支援体制を整備しています。
- ・障がいのある児童生徒や、言葉や習慣に違いがある外国人児童生徒等、配慮が必要な児童生徒一人ひとりが安心して学校生活を送れるよう、特別支援員や生活支援員、国際交流員等の人的配置を充実させ、きめ細かい体制の整備に努めています。
- ・一人一台のタブレット端末と各教室へ電子黒板を整備して、ICT支援員の活用により、教育環境の充実に努めています。また、プログラミング等ICT教育の実践をしています。
- ・給食センターでは、最新の衛生基準を満たした調理場の見学や、栄養教諭による食育を行う準備を進めています。
- ・食物アレルギー対応委員会では、対応方法の協議、決定を行い給食におけるアレルギー事故防止に努めています。また、給食センターではアレルギー対応の専用調理室を設け、より安全に給食を提供しています。

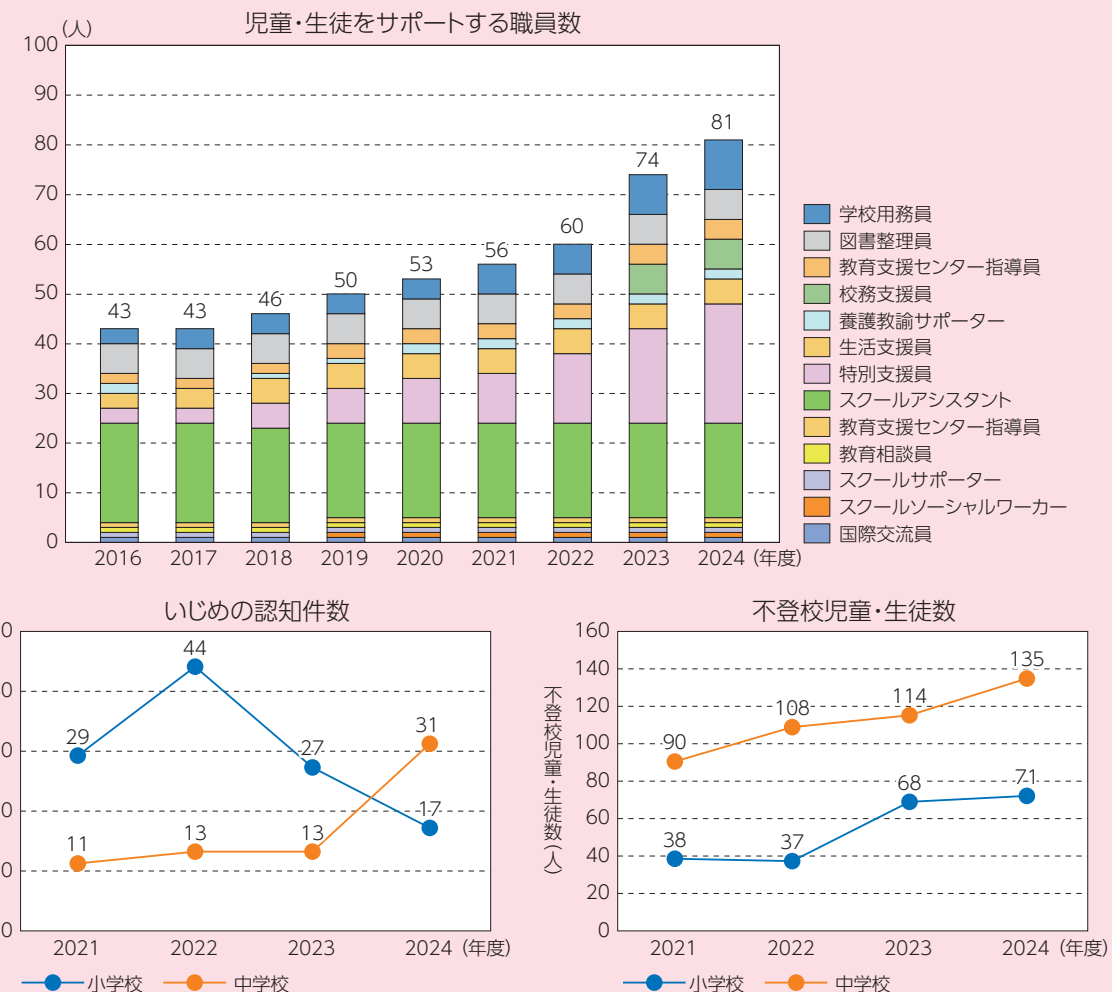


タブレット端末を利用した授業

課 題

- ・コミュニティ・スクールでは、地域住民、保護者、教員が地域や学校の特色を活かした活動と一緒に取り組むことで、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進める必要があります。
- ・いじめ、不登校、問題行動等では、児童生徒が充実した学校生活を送れるよう、それぞれが抱える困難に寄り添い、状況に応じて関係機関と連携し対応する必要があります。また、相談先の充実と周知をする必要があります。
- ・障がいがあり、支援を必要とする児童生徒については、早期対応ができるように相談体制や支援の充実を図る必要があります。
- ・言葉や習慣に違いのある外国人児童生徒の増加に対応するため、支援を継続する必要があります。
- ・多様性社会に適応できるよう、性別に関わりなく多様な選択肢を可能とし、学びの充実を図っていく必要があります。
- ・ICTの活用方法を研究し、効果的に授業を進める必要があります。一方、SNS被害等からこどもを守るため、教員、児童生徒の情報リテラシーを向上させる必要があります。
- ・学校給食センターを新たな食育の推進施設として活用する必要があります。

・増え続けるアレルギーを有する児童生徒に対応するため、学校給食センターのアレルギー対応専用調理室を活用し、より充実したアレルギー対応を検討する必要があります。



施策の基本方針（施策が目指す姿）

●学校・家庭・地域・行政が連携を密にし、それぞれの役割を十分発揮し、協働してこどもの成長を支えるまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
不登校児童生徒の担任以外への相談割合	学校教育課が実施する調査より、不登校児童生徒で担任以外へも相談等をした割合(相談先の充実とその周知)	23.1%	45.1%	60%
				【—】
ボランティア活動への意欲	中学生意識調査で「地域をよくするための活動(区の活動やボランティア団体の活動)に参加してみたい」と回答した割合	44.2%	42.6%	50%
				【50%】

分野
3-1
学校教育

重点施策方針



施策方針

(1) 地域と行政が連携した教育の構築	①コミュニティ・スクールを全ての小中学校に導入し、地域住民や保護者、学校と育てたいこども像を共有し、地域や学校の特色を活かした活動と一緒に取り組むことで、豊かな学びにつなげます。 ②学校給食に地場産業の豆みそ、たまりや有機農法の基準で作った地元野菜など地元食材を給食に取り入れ食育の一環として地産地消を進めます。地産地消、食文化についての理解を深めます。 
(2) 時代や社会環境に対応したきめ細かな教育の実現	①個別に配慮が必要な児童生徒が安心して学校生活を送るために、特別支援員などの適切な配置による役場関係課と教員との機能分担や特別支援教育についての教員への研修により、早期対応のできる体制の充実を図ります。また増加傾向にある言葉や習慣に違いがある外国人児童生徒へ国際交流員による支援の継続とともに、ジェンダー平等の個性を認めあう心の育成と性別に関係なく多様な選択を可能とした学びの充実を図ります。 ②保育園から小学校、中学校そして卒業後へ切れ目のない支援をつないでいくため、スクールソーシャルワーカーと関係課、関係機関とのさらなる連携、意見交換の機会の充実を図ります。 ③ICTを活用した教育では、デジタルプラットフォームを効果的に活用して、双方向の授業を効果的に推進し、児童生徒が自ら興味を持ち、積極的に取り組める授業づくりを進めます。また、研修等で教員のスキルアップを図るとともに、タブレット端末を用いた自宅学習の活用方法を検討します。 
(3) 健全な心と体の育成	①「いのちの教育」や防災ボランティア活動を通し、いのちの大切さを学びます。 ②アレルギー専用調理室を活用し、多様化するアレルギー除去品目の検討を進めます。 ③給食センターでは、食育の新たな推進施設として、調理場の見学や栄養教諭による栄養や正しい食生活などの講話により食育を推進します。 

(4) 不登校への学びの場の確保といじめ見逃しゼロへの対応	①教育支援センター「たけとよステップ」と「ふきステップ」の機能分担や、校内教育支援センターの利用、ICT端末の活用により、不登校児童生徒の個に応じた学びの体制確保を進め、個に応じた学びの場について、保護者への周知を図ります。 ②いじめ未然防止のため、教員との良好な関係づくりを進め、深刻な事態になる前の積極的な認知に繋がります。また、SNS等による新たないじめに対応するため、情報モラル教育やSOSの出し方教育を進めます。 ③問題行動に基づく対応については、他の児童生徒の学べる環境の確保に加え、学校だけで解決困難な場合には、関係機関との連携により適切な児童生徒の支援、家庭支援につなげ、すべての児童生徒が安心して学べる環境の確保を進めます。 
(5) 学校生活における安全・安心の確保	①武豊町学校施設長寿命化計画に基づき、児童生徒が安全・安心に過ごせるよう学校施設の計画的な修繕・改修・更新工事を進めます。 ②通学路安全対策連絡会を定期的に開催し、学校や地域、関係機関と連携しながら通学路の点検をします。危険箇所について適切な対応を実施します。 ③学校給食衛生管理基準を満たした施設により安全安心で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。 

関連計画

- 武豊町こども計画(2024年度策定 子育て支援課)
- 武豊町公共施設等総合管理計画(2023年度改定 総務課)
- 武豊町学校施設長寿命化計画(2024年度改定 学校教育課)
- 武豊町学校給食センター整備基本計画(2023年度策定 学校教育課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



分野
3-2 生涯学習

重点施策方針



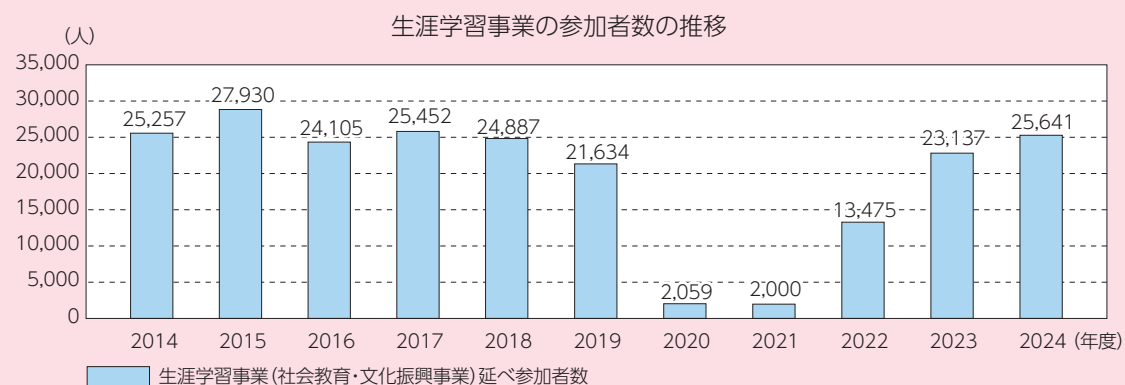
現 状 と 課 題

現 状

- ・様々なサービスが充実した豊かな社会の中で、学びを通じて生涯をいきいきと過ごしていくことがより一層求められており、講座、教室等の必要性は高く、参加の仕方やニーズは多様化しています。
- ・コロナ禍によって落ち込んだ図書館の利用は少しずつ回復傾向にありますが、情報のデジタル化等、コロナ禍による社会の変化に対応し切れていない状況にあります。
- ・生涯学習にかかわるサークルや団体はこれまで数多く結成されましたが、中にはメンバー等の高齢化により存続自体が困難になってきているケースも多くあります。
- ・講座や教室の参加世代には偏りがあり、20歳代から60歳代の現役世代の参加率が低く、サークルや団体の後継者が育っていない状況にあります。
- ・各種講座や教室を開催するにあたり、多様化する住民ニーズに合った講師を確保することが困難な状況にあります。
- ・団体の活動から個人の活動へ、町内の活動から広域での活動へと、生涯学習活動の形態にも変化がみられます。
- ・本町の指定文化財は、県指定が2件、町指定が16件あります。守る会や保存会等の協力により、指定文化財の維持管理をしています。

課 題

- ・若い世代を始めとする幅広い世代の住民が生涯学習講座等に参加できるよう、祝休日や夜間等、参加しやすい時間帯での開催や、その時々ニーズに対応した講座内容にしていける必要があります。
- ・図書館では、これまでの情報媒体(本)に限らず、電子書籍等新たな媒体に取り組む必要があります。図書館のシステム更新に合わせて、オーディオブックやデータベースの活用が必要です。
- ・サークルや団体が自ら主体的に講座や催しを企画・実施する等、新たな人材を発掘できる環境をつくっていく必要があります。
- ・若年層をターゲットにした講座・催しを企画し、参加を促すとともに、各団体のリーダーとなる人材を発掘する必要があります。
- ・講師のデータベースを構築する等、教えたい方、習いたい方をサポートする方法等を検討する必要があります。SNSを活用する等、デジタルコンテンツの活用を進めていきます。
- ・施設利用ルール(予約の方法、個人での利用の可否等)の周知、知多地域における生涯学習情報の提供等についても推進する必要があります。
- ・貴重な文化財を保存・活用するために、文化財を広く周知する必要があります。



施策の基本方針(施策が目指す姿)

●誰もがいつでも、いつまでも、気軽に生涯学習に取り組むことができ、世代や地域、立場を超えて交流できるまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
生涯学習事業の参加者数	1年間の講座、イベントの参加者数	24,887人/年	25,641人/年	26,000人/年 【26,000人/年】
趣味や教養、スポーツ活動を楽しんでいる住民の割合	町民意識調査で「趣味や教養、スポーツ等の活動を楽しんでいる」と回答した割合	52.9%	49.3%	55% 【55%】
図書館の利用者数	1年間の利用者数	198,086人/年	160,094人/年	200,000人/年 【200,000人/年】
中央公民館の利用者数	1年間の利用者数	90,754人/年	54,892人/年	63,400人/年 【91,500人/年】

施策方針

(1) ライフステージに応じた多様な学びの機会の充実	①乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに合った講座や教室等の生涯学習プログラムの実施に努めます。 ②教えたい方を発掘する方法やデータベース化を検討します。 ③図書館等、指定管理者の専門知識を活用しながら、使いやすい、学びやすい施設を目指すとともに、デジタル化を活用した新しい利用方法を進めます。 ④学べるところ(施設やサークル、ゆめたろう塾等)を明らかにして、SNS等を利用し、学びたい方への情報提供を進めます。
(2) 学びの成果を活用できる機会づくりの支援	①住民や団体等が生涯学習関連施設をより気軽に使用できる仕組みを周知します。 ②学んだ知識やスキルを活かせるサークル設立や講師としての活動を支援し、活動の紹介や成果を発表する機会の提供を進めます。
(3) 学びの場、活動の場の整備・充実	①各種生涯学習施設や設備の老朽化に対応するため、生涯学習施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設の修繕及び設備の更新を進めます。
(4) 文化財・史跡等の保存と活用	①壱町田湿地を始めとする指定文化財の保護・保存と活用を継続的にを行います。 ②地域との協働により、文化財の維持を継続します。 ③山車まつりや伝統芸能を地域共有の財産として継承します。 ④文化財等の保全を担ってもらえる人材を育成するため、若い世代に関心を持ってもらえるよう、関係機関との連携やSNS等の活用による情報発信を進めます。

関連計画

- 第3次武豊町生涯学習基本構想(2021年度策定 生涯学習スポーツ課)
- 第2次武豊町子ども読書活動推進計画(2024年度策定 生涯学習スポーツ課)
- 武豊町生涯学習施設長寿命化計画(2024年度策定 生涯学習スポーツ課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



分野
3-3 スポーツ

重点施策方針



現 状 と 課 題

現 状

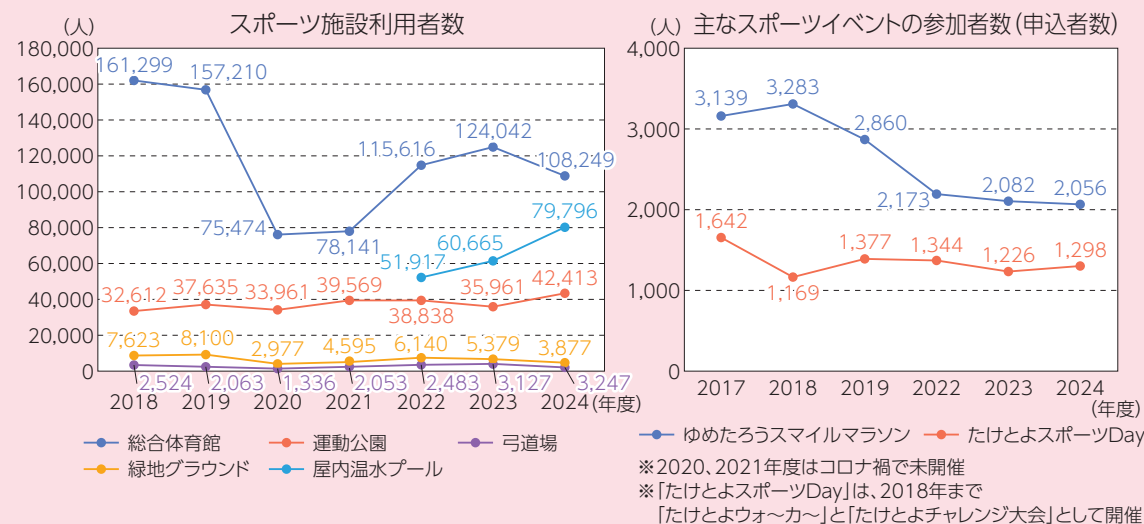
- ・たけとよスポーツDayの開催等、誰もが気軽に参加できるスポーツイベントの開催や体を動かす機会の充実を図っています。
- ・スポーツイベント開催時のボランティア不足が深刻化しており、新たな人材発掘が難しい状況です。
- ・主にスポーツ協会加盟団体による教室・サークル活動を実施していますが、活動団体数が減少してきています。
- ・ニュースポーツ・ユニバーサルスポーツ等の新しいスポーツの認知が進んでいます。
- ・すべてのこどもたちが将来にわたって、地域で多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、地域クラブ活動事業の推進を図ります。現在は地域で活動するクラブや団体を紹介しています。
- ・総合体育館や屋内温水プール等、スポーツ施設が住民にとって魅力的な集いの場、憩いの場となるよう、利用者サービスの向上に努めています。



ニュースポーツ教室

課 題

- ・スポーツイベント等の主な参加者は、こどもと高齢者が多いことから、幅広い世代が集まる仕組み、周知方法について検討する必要があります。
- ・スポーツイベント開催時等に一般ボランティアの募集をかけても集まりにくく、大学等関係機関と連携する必要があります。また、イベントの魅力向上及び事業改善を図る必要があります。
- ・こどもたちがスムーズに地域クラブ活動へ参加できるよう、支援をしていく必要があります。
- ・各サークルや団体は指導者の高齢化により継続自体が困難となっているため、各団体のリーダーとなる新たな人材を発掘する必要があります。
- ・施設保全の観点に基づく計画的な施設管理や若年層を始めとした幅広い住民の利用促進策を検討する必要があります。



施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 町内で行われるスポーツイベントやサークル活動に誰もが気軽に参加でき、多くの人と一緒に
なって交流できるまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
スポーツ実施率	生涯学習スポーツ課の実施したアンケート調査で、週に1回以上スポーツを行う人の割合(15歳以上)	—	55.5%	70% 【—】
スポーツ施設(総合体育館、運動公園、弓道場、緑地グラウンド、屋内温水プール)の利用者数	1年間でスポーツ施設を利用した人数	204,058人/年 (プール除く)	237,758人/年	242,800人/年 【212,300人/年】

施策方針

(1) スポーツ機会の 拡充	①誰もがスポーツに取り組めるよう、気軽に参加できるスポーツイベント、大会の実施や今後のあり方について検討します。また、各種スポーツ活動の活性化に努めます。 ②スポーツ協会各競技部が町民大会や教室等を開催する支援を行うことにより、スポーツのさらなる普及・振興を図ります。 ③指定管理者制度や民間活力の活用により、今後も効率的かつサービス水準の高いスポーツ施設の管理運営を進め、利用者サービスの向上を図ります。 ④こどもから高齢者まで楽しめるニュースポーツ教室・ユニバーサルスポーツ等を開催します。また、用具の貸出を行う等、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。 ⑤地域クラブ活動事業の推進を図ります。
(2) スポーツ団体の 活動支援	①各種大会、教室を開催するスポーツ協会、ジュニアの競技スポーツの推進を担うスポーツ少年団の活動に対し支援します。 ②総合型地域スポーツクラブ等の育成・支援に努めるとともに、指導者の育成を図り、住民の自発的、主体的なスポーツ普及活動を促進します。
(3) スポーツ施設の 整備及び充実	①スポーツ施設や設備の老朽化に対応するため、施設の長寿命化計画に基づき、計画的な修繕・更新を進めます。 ②地域におけるスポーツ活動の場として、既存のスポーツ施設だけでなく、学校体育施設の活用に努めます。 ③スポーツ大会やイベントが開催できるよう、スポーツ施設として適切な管理・運営に努めます。

関連計画

- 第3次武豊町生涯学習基本構想
(2021年度策定 生涯学習スポーツ課)
- 武豊町スポーツ施設長寿命化計画
(2020年度策定 生涯学習スポーツ課)
- 第3期健康たけとよ21スマイルプラン
(2025年度策定予定 健康課)
- 武豊町スポーツ推進計画
(2025年度策定予定 生涯学習スポーツ課)



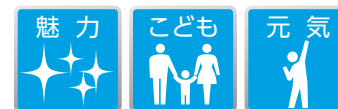
SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



分野
3-4 文化芸術

重点施策方針



現 状 と 課 題

現 状

- ・町民会館を始めとした文化施設において、施設利用者の固定化が進み施設利用率が伸び悩んでいます。
- ・町民会館では、2020年度からの新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言による閉館や収容人数の上限を定員の50%とする感染症対策等により利用者数が急減しましたが、その後徐々に回復しています。
- ・文化芸術活動団体については、団体数、加入者数がともに減少しており、文化芸術関連のイベントや講座への参加者の固定化と高齢化が進んでいます。
- ・すべてのこどもたちが将来にわたって、地域で多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、地域クラブ活動事業の推進を図ります。
- ・町民会館、中央公民館等文化芸術活動の拠点となる施設の老朽化が進んでいます。

課 題

- ・若年層を始めとした幅広い年代に加え、分野、職業、国籍などを越えて多様な人が文化施設を利用できる方策を検討する必要があります。
- ・新たな人材の発掘・育成に取り組む必要があります。
- ・こどもたちがスムーズに地域クラブ活動へ参加できるよう、支援をしていく必要があります。
- ・魅力的で利用しやすい文化施設としていくため、恒久的保全の観点から、施設の管理・修繕を進める必要があります。
- ・SNSなど多様な媒体の活用や予約方法の見直しなどを通して、幅広い世代が集まる周知方法や仕組みについて検討する必要があります。



ゆめプラ配信チーム

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 誰もが気軽に文化芸術活動に触れ、参加でき、世代や地域、立場を超えて交流し、豊かな心を育むことができるまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
文化振興事業の参加者数	町民会館での1年間の文化振興事業参加者数	16,354人/年	15,385人/年	17,400人/年 【17,400人/年】
文化協会加入者数	文化協会へ加入している会員数	515人	344人	350人 【525人】
町民会館利用率	町民会館全体の1年間の利用率	51.4%	52.9%	60% 【60%】
芸術や文化に触れている人の割合	町民意識調査で「芸術や文化に触れている」に「はい」と回答した割合	34.4%	29.5%	40% 【40%】

施策方針

(1) 文化芸術活動の育成・支援	①誰もが趣味や志向に応じて、気軽に文化芸術関係のイベントや講座等に参加できるような環境・機会の充実を図ります。 ②多くの住民が文化創造の喜びと生きがいを持てるようにするため、住民の日頃の学習や練習の成果を発表する機会・場の提供に努めます。 ③文化芸術活動団体や各種ボランティア等に対し、ICT・デジタル技術等の活用や新たな創造の手掛かりとなる機会の提供などを通して、人材の掘り起こしや育成を支援します。
(2) 多様な交流による文化芸術の振興	①文化芸術関係のイベントを開催する等、世代間や地域間の交流を深めるため、ボランティアや関係機関と連携し、新たな人材の掘り起こしができる環境を整備します。 ②芸術家や科学者、あるいは国内外の様々な地域との文化交流活動を通して、分野・世代・職業・地域や国籍等に関わらず多様な人々が交流し、集える機会を提供します。 ③地域社会のネットワークを形成・強化するため、他の分野との連携による施策、日頃の学習・練習成果の発表機会の提供などを推進します。
(3) 文化・芸術・科学に触れる機会の充実	①住民との協働や学校・企業等との連携により、文化芸術や科学を身近に感じ誰でも気軽に参加できるよう事業を展開します。 ②学校アウトリーチ（学校でプロのアーティストや本物の芸術作品に触れてもらう）事業等、様々な場所でだれもが多様で質の高い文化にふれ、安心して楽しめる機会の充実を図ります。 ③地域クラブ活動事業の推進を図ります。
(4) 安全・安心で魅力的な文化芸術活動の場所の確保	①文化芸術に係る各種施設や設備の老朽化に対応するため、生涯学習施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設の修繕及び設備の更新を進めます。 ②住民の自主的な活動等を始め、芸術家、地域、民間事業者による様々なイベントなど、文化創造活動の場として魅力の向上を図ります。
(5) 文化創造に関する情報発信の充実	①文化創造の活動をより多くの町内外の利用者に知ってもらえるよう、SNSを含めた多様な手段・媒体を活用し、情報の収集・整理・発信を行います。 ②ICT・デジタル技術を活用したデジタルアーカイブ化・アーカイブ配信等を活用し、文化芸術を楽しめる機会の充実を図ります。

関連計画

- 第3次武豊町生涯学習基本構想（2021年度策定 生涯学習スポーツ課）
- 第3次武豊町文化創造プラン（2022年度策定 生涯学習スポーツ課）
- 生涯学習施設長寿命化計画（2024年度策定 生涯学習スポーツ課）



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



分野4 健康・福祉

まちづくりの目標

人と人がつながり、互いに支え合い、健康で安心して暮らせるまち

住民や区、医療及び介護関係者、NPO、ボランティア、各種団体、企業、行政等の多様な主体が連携しながら、様々な困難を抱えている個人や家庭を支え合い・助け合う仕組みを構築するとともに、その担い手の発掘・育成を行い、誰もが継続して安心して暮らせるまちを目指します。

分野4-1 健康・医療

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 個人だけでなく、家族や地域全体で健康づくりに取り組めるような、健康にかかわる情報や機会・場が充実したまちを目指します。
- 誰もが必要な医療を適切に受診できるまち、安心して医療を受けられるまちを目指します。

施策方針

- (1) 疾病予防・健康づくりに対する意識の向上
- (2) 各種健診（検診）事業の充実
- (3) 必要な医療を受けられる体制づくり
- (4) 医療費の適正化



生活習慣病予防教室



健康体操（竜宮サロン）

分野4-2 地域福祉

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 住民みんなが地域社会を構成する一員としてまちづくりに参加し、地域ぐるみで福祉を支えるまちを目指します。

施策方針

- (1) 地域福祉を支える人づくり
- (2) 多様な福祉ニーズに対応した体制づくり



重層支援会議

まちの将来像

心つながり
みんなでつくる
スマイルタウン

重点施策方針

1. 選ばれるまちへ
2. こどもの学び・育ちを応援するまちへ
3. みんなが元気に活動・活躍するまちへ

分野4-3 高齢者福祉

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 住み慣れた地域や家庭において、高齢者が安心していきいきと暮らし続けられるまちを目指します。

施策方針

- (1) 高齢者の生きがいづくり
- (2) 介護予防事業の充実
- (3) 社会的に支援が必要な方への暮らし支援



憩いのサロン

分野4-4 障がい者福祉

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 障がいのある方が地域において、相談や必要な支援を受けながら社会参加し、健やかに安心して暮らせるまちを目指します。

施策方針

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障がいのある方に対する理解の促進
- (3) 障がいのある方の自立支援の推進
- (4) 療育・教育の充実



あおぞら園

分野 4-1 健康・医療

現状と課題

現状

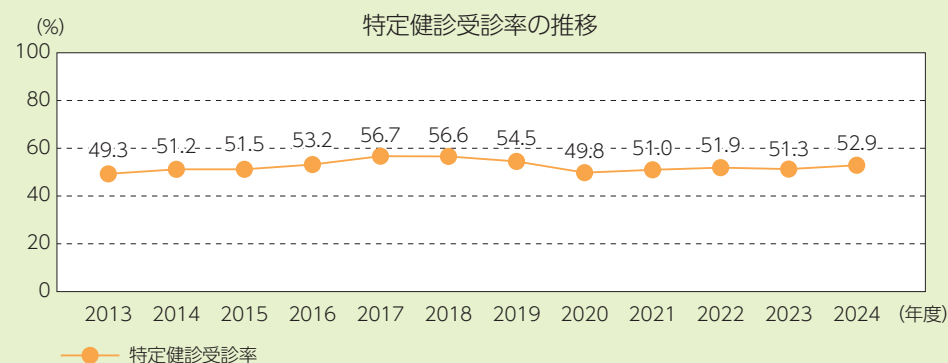
- ・年齢を重ねるにつれて健康で元気に暮らすことに関心が高くなっています。生活様式の多様化により、食生活が不規則になる、運動不足になる等、健康づくりの取組への格差がみられます。
- ・特定健診の結果から、腹囲の基準値を超える方、メタボリックシンドロームの方、循環器疾患を抱えている方が多い状況です。若い頃より体重が大きく増加した中高年層が多くみられます。
- ・高齢化が一層進み、療養や介護の需要が増え、医療や介護にかかる費用が増加しています。その抑制を図るため、令和4年度から「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」事業を開始し、後期高齢者のフレイル*27対策に取り組んでいます。
- ・コロナ禍を経て、対面による人とのつながりの重要性が改めて認識されるようになっていきます。
- ・マイナ保険証を始めとする医療分野のデジタル化が進んでいます。

課題

- ・生活習慣の改善意欲と健康意識の向上を図る必要があります。
- ・メタボリックシンドロームや循環器疾患等の生活習慣病について、特に若い世代・働き盛りの方の予防意識の向上を図る必要があります。
- ・増加傾向にある医療や介護の支出を抑え、持続可能な制度にしていくためには、予防的事業や医療費の適正化に取り組む必要があります。また、そのための正しい知識を普及する必要があります。
- ・高齢者のフレイル予防や重症化予防などの取組をさらに展開することが求められます。
- ・こどもの頃からの良好な健康状態を保つことや正しい生活習慣を身につけることが、生涯を通じて健康的な生活を送る上で大切です。また、個人だけでなく、家族や地域全体の心とからだの健康づくりを支援する必要があります。
- ・健康診断を受ける機会が少ない若年層にも健診を受けるきっかけを提供し、生涯を通じた健康づくりに取り組む必要があります。
- ・医療分野のデジタル化に合わせ、住民の利便性の向上や職員の事務の効率化に資する環境整備を進めていく必要があります。



生活習慣病予防教室



重点施策方針



施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 個人だけでなく、家族や地域全体で健康づくりに取り組めるような、健康にかかわる情報や機会・場が充実したまちを目指します。
- 誰もが必要な医療を適切に受診できるまち、安心して医療を受けられるまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
健康づくりの機会や対応への満足度	町民意識調査で、「健康づくりの機会や対応が充実している」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	22.2%	29.9%	35% 【30%】
特定健康診査の受診率	国民健康保険加入者40歳から74歳(特定健診対象者)のうち、特定健診を受診した割合	56.6%	52.9%	70% 【65%】
病院や休日診療等の受診しやすいさへの満足度	町民意識調査で、「病院や休日診療等を受診しやすい」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	23.6%	33.0%	35% 【30%】

用語解説

*27 フレイル……加齢に伴って身体や心の動き、社会的なつながりが弱くなった状態を指し、要介護状態に至る前段階として位置づけられます。フレイルを予防するには、食事(栄養)・身体活動・社会参加をバランス良く生活に取り入れることが重要だと言われています。

分野
4-1 健康・医療

重点施策方針



施策方針

(1) 疾病予防・健康づくりに対する意識の向上	①気軽に取り組める健康づくり情報の提供や生涯スポーツ、生涯学習を通じて、住民自らの健康づくりを推進します。 ②健康に関心の低い方でも、日常生活の中で健康を維持できるような環境づくりに努めます。 ③若い世代や働き盛りの世代から健康づくりを始めることができる体制づくりを進めます。 ④高齢者に対する健康づくりと介護予防を一体的に進め、フレイル予防や重症化予防などに取り組めます。 ⑤関係機関と連携してこころの健康づくりを支援するための情報提供・相談を実施し、支援体制の構築を図ります。 ⑥人とのつながりを大切にしながら、正しい生活習慣や疾病・感染症予防の情報を発信し、新型コロナウイルス感染症対策の教訓を活かした健康づくりを推進します。
(2) 各種健診(検診)事業の充実	①生涯を通じて、各世代に合わせた健診(検診)が切れ目なく受けられる環境を整備するとともに、受診機会の拡大を図ります。 ②健診(検診)結果を生活改善に活かせるよう事後指導・相談を継続します。 ③疾病の早期発見・早期治療のために健診(検診)事業を継続します。 ④広報やSNSを活用した健診(検診)情報の発信及び予約方法を拡充します。
	①広域的な医療機関の連携強化に努め、救急医療体制の充実を図ります。 ②必要な時に必要な医療を受けることができるようにするため、福祉医療制度を継続します。 ③在宅当番医制による休日診療等の地域医療情報をわかりやすく提供するとともに、広域的に医療機関を受診できる環境づくりに努めます。
(3) 必要な医療を受けられる体制づくり	

(4) 医療費の適正化

- ①健康や安心した暮らしを支える仕組みとして国民健康保険制度、後期高齢者医療制度を継続するため、医療費支出の適正化に努めます。
- ②医療に対する正しい知識を提供し、適切な医療を選択できるよう支援します。



関連計画

- 第3期健康たけとよ21スマイルプラン(2025年度策定予定 健康課)
- 第3期武豊町国民健康保険データヘルス計画・第4期武豊町特定健康診査等実施計画(2023年度策定 保険医療課)
- 第3次武豊町地域福祉計画(2022年度策定 福祉課)
- 第9期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(2023年度策定 福祉課)
- 武豊町子ども計画(2024年度策定 子育て支援課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



分野 4-2 地域福祉

現状と課題

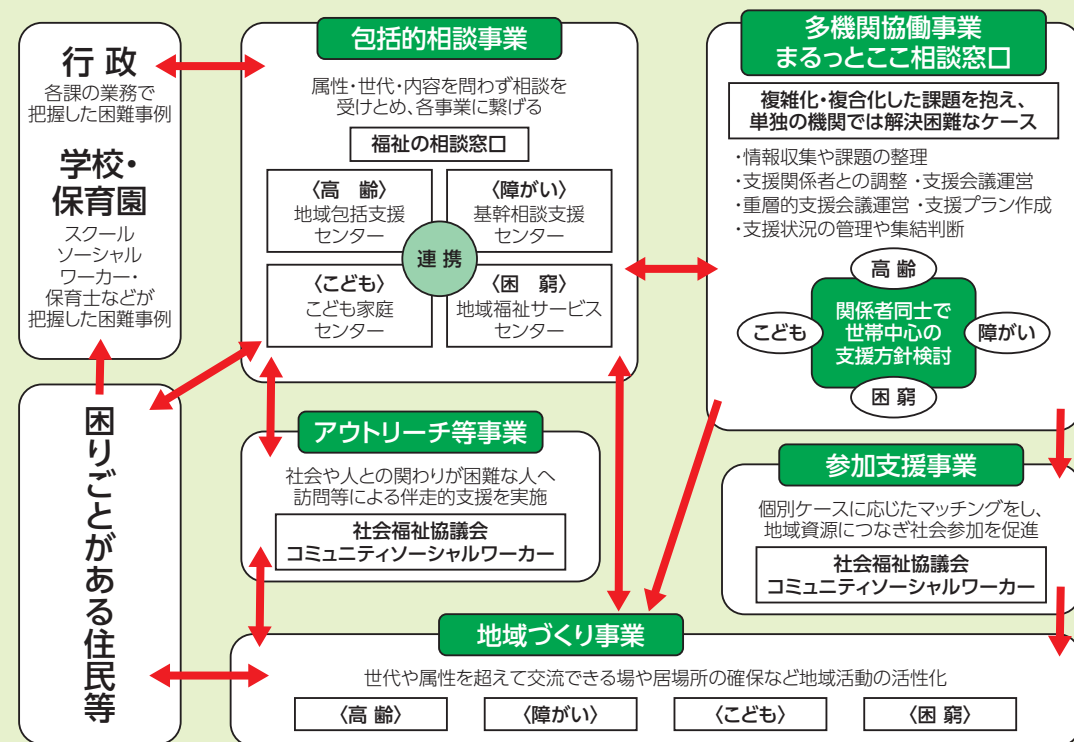
現状

- ・高齢化率については、全国平均より低いものの、上昇傾向にあります。また、老人クラブ等の地域活動団体加入率の低下や、役員等の担い手の不足が生じています。
- ・現行の対象別の福祉制度では解決することが困難な、ひきこもりやヤングケアラー等、制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯が増加傾向にあります。
- ・高齢、障がい、子育て、生活困窮といった対象別の枠組みを超えた連携の仕組みづくり等、生活課題を抱える世帯を丸ごと受け止めるため、令和3年度からの準備期間を経て、令和5年度より重層的支援体制整備事業を実施しています。

課題

- ・団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題を始め、団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年問題も視野に入れ、一人ひとりが「我が事」としてお互いに支え合うような意識の醸成を図る等、地域共生社会の形成について考える必要があります。
- ・ひきこもりなど各福祉制度の狭間にあって、関係性作りに時間がかかるなど問題解決に困難が伴う方を支援するため、包括的な支援体制の構築を目的とする重層的支援体制整備事業の更なる推進が求められます。

武豊町の重層的支援体制整備事業体制図



重点施策方針



施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 住民みんなが地域社会を構成する一員としてまちづくりに参加し、地域ぐるみで福祉を支えるまちを目指します。

成果指標

指標	説明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
ボランティア活動への参加率	福祉課の実施したアンケート調査で「ボランティア活動」について「参加している」と回答した割合	23.0% (2016年)	12.3% (2021年)	35% (2026年) 【35%】 (2026年)
地域で支え合う風土があることへの満足度	町民意識調査で「近所で共に助け合い、支え合う関わりがある」ことに「満足」または「やや満足」と回答した割合	20.7%	28.6%	30% 【30%】

施策方針

(1) 地域福祉を支える人づくり	①地域には、様々な生活課題を抱えた方が身近に暮らしていることを理解するきっかけをつくるため、福祉に関する取組や情報を紹介し、福祉意識の醸成に努めます。 ②福祉教育を社会福祉協議会と協力し実施します。障がいや高齢の枠組み中心の福祉教育にとどまらず、社会的包摂*28の視点に基づいた福祉教育プログラムを検討し、地域や学校の中で展開します。 ③こどもから高齢者まで幅広い世代を対象に研修会等を開催し、地域福祉リーダー等の人材育成や発掘を行います。 ④新たな協議体を作る等、地域で互助を基本とした住民活動が創出できるよう取り組みます。
(2) 多様な福祉ニーズに対応した体制づくり	①地域共生社会の実現に向けた、全世代・全対象型地域包括支援体制の整備について検討を進めます。 ②生活困窮やひきこもり状態にある方に対して、問題の早期把握に努め、自立した生活を営むための支援について、関係機関と連携して検討します。 ③複合・重層的な課題を抱える世帯を支援するとともに、地域での見守りと支え合い活動を充実するため、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会を始めとした、様々な機関や事業者等と連携を図ります。 ④虐待の防止や成年後見制度の利用促進等、認知症や障がいのある方の権利擁護を推進します。

関連計画

- 第3次武豊町地域福祉計画(2022年度策定 福祉課)
- 第2次武豊町自殺対策計画(2023年度策定 福祉課)
- 第9期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(2023年度策定 福祉課)
- 第2期知多地域成年後見制度利用促進計画(2024年度策定 知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会[知多4市5町])

用語解説

*28 社会的包摂……社会的排除と反対の概念で、排除されがちな社会的に弱い立場の方も、社会の一員として、共に支え合う考えです。ソーシャル・インクルージョンともいいます。



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



分野 4-3 高齢者福祉

現状と課題

現状

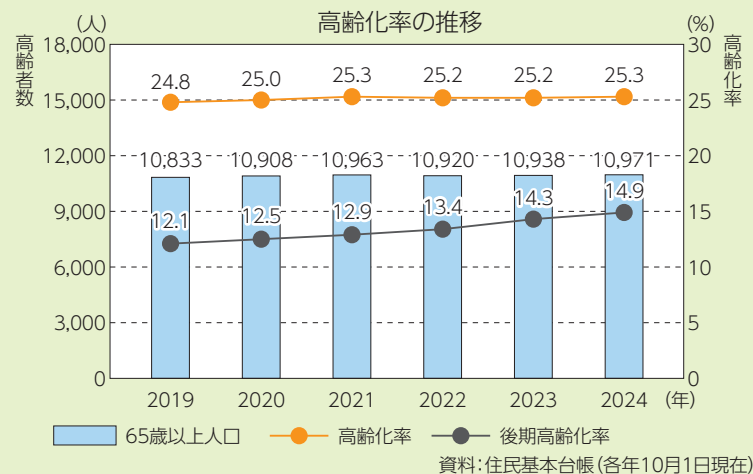
- 支援の必要性が高まる75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれるため、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。
- ひとり暮らし・認知症高齢者の増加と、地域でのつながりの希薄化が進む中で、高齢者が孤立することが懸念されます。
- 地域における見守り活動事業の展開や、高齢者の居場所となる憩いのサロンをはじめとする通いの場を支援していますが、ボランティアや参加者の固定化、高齢化等が見られます。



憩いのサロン

課題

- 誰もがができる限り長く自立した地域生活を送れるようにするため、高齢者の生きがいづくりと介護予防を推進する必要があります。
- 介護予防・生きがいづくり・見守り活動の拠点であると同時に、世代を超えた交流の場ともなっている憩いのサロンを長期的に継続するため、未参加者への参加促進及びサロンボランティアを養成する必要があります。
- 認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」を普及・啓発する必要があります。
- 後期高齢者の増加に伴い、医療も介護も必要な高齢者の増加が見込まれます。こうした中、「できる限り自宅で暮らし続けたい」という希望に対応できるよう医療と介護の連携を進めていく必要があります。
- 介護保険制度を持続可能な制度としていくため、介護予防事業の充実を図り、健康寿命の延伸を目指す等、制度を適切に運営する必要があります。



重点施策方針



施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 住み慣れた地域や家庭において、高齢者が安心していきいきと暮らし続けられるまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
第1号被保険者 要支援・要介護 認定率	第1号被保険者認定者数÷高齢者数 ×100 ※施策により上昇を抑える	13.0%	14.8%	17.5%以下 【18%】
ボランティアに 参加している高 齢者の割合	福祉課の実施した健康とくらしの調 査で「ボランティアグループへの参 加」に『月1回以上』と回答した割合	13.1% (2016年)	10.5% (2022年)	20%(2028年) 【20%】

施策方針

(1) 高齢者の生きがいづくり	①町内全域で行っている「憩いのサロン事業」を維持・継続させるため、担い手の確保に努めます。 ②生活支援を行う事業主体や協議体と連携する生活支援体制整備事業を推進し、高齢者が活躍・交流できる場(仕事・ボランティア等)の充実を図ります。 ③高齢者の交流できる場の啓発、敬老事業、生涯学習や社会活動の支援を行います。
(2) 介護予防事業の充実	①閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に発見する介護予防把握事業や介護予防に関する基本的な知識やその予防に効果的な運動等に係る普及啓発を行う介護予防普及啓発事業を推進し、要介護状態となることの予防または要介護状態等の軽減・悪化の防止を図ります。 ②憩いのサロンや体操サロン等、多様な主体の連携によるすべての高齢者を対象とした介護予防事業の充実を図ります。 ③フレイル*27の早期発見・早期対応の取組を充実します。 ④認知症があっても住み慣れたまちで暮らすことを目指す、「共生」と「予防」を柱とした認知症施策を推進し、認知症の本人及び家族が地域の一員としてともに暮らす支援をします。
(3) 社会的に支援が必要な方への暮らし支援	①健康や安心した暮らしを支える仕組みの一つである介護保険制度を適正に運営します。 ②見守り・支援が必要な方を地域で支える体制の充実を図ります。 ③移動困難者に対する支援の充実を進める等、高齢者の生活支援サービス体制の整備に取り組みます。 ④地域の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を推進します。

関連計画

- 第3次武豊町地域福祉計画(2022年度策定 福祉課)
- 第9期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(2023年度策定 福祉課)

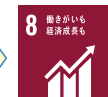
用語解説

*27 フレイル……103頁参照。



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを

分野

4-4 障がい者福祉

重点施策方針



現状と課題

現状

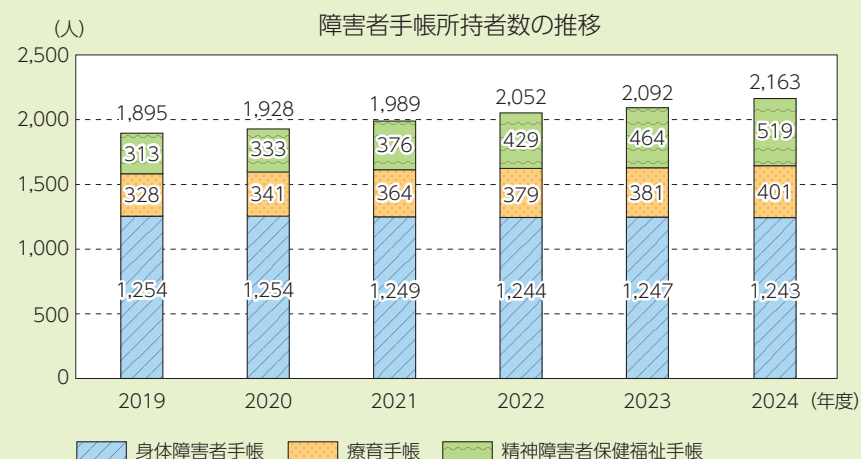
- ・障がいのある方の増加や高齢化の影響もあり、それぞれが抱える問題の複合化・複雑化等、対応が困難となる事案が増加傾向にあります。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が2016年4月から全面施行され、少しずつ認知されてきていますが、法改正により2024年4月から事業者についても、障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました。町民や商店、事業者等に対して一層の制度周知が必要となっています。
- ・障がいのある方が携帯し、日常の場面で困った時、災害や緊急の時にまわりの方に支援を求めるきっかけをつくるヘルプカードの認知度が低い状況です。
- ・精神障がいのある方の増加や療育に対するニーズの高まりにより、障害福祉サービスを始め、各種サービスに対する需要が拡大しています。



障がい者週間作品展

課題

- ・基幹相談支援センターを中心とした障がいの種別に応じた総合的な相談支援、地域の相談支援の機能拡充が必要です。
- ・障がい福祉施策を進めるにあたっては、一人ひとりの住民の理解と手助けが必要であり、障がいに関する基礎的な理解をさらに深める必要があります。
- ・一人ひとりの障がい特性に合ったきめ細かな対応ができるようにするため、障害福祉サービス等を担う社会資源の不足は、広域的な対応により必要なサービスを確保する必要があります。



施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 障がいのある方が地域において、相談や必要な支援を受けながら社会参加し、健やかに安心して暮らせるまちを目指します。

成果指標

指標	説明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
障がいのある方にとっての暮らしやすさ	福祉課の実施したアンケート調査(障がい者用、障がい児用合算)で「武豊町が障がいのある方にとって暮らしやすいまち」かどうかについて「暮らしやすいまちだと思う」と回答した割合	70.4% (2017年)	66.0% (2022年)	77%(2029年) 【77%】(2029年)
障害者差別解消法の認知度	福祉課の実施したアンケート調査(障がい者用、障がい児用、町民向け合算)で「障害者差別解消法」について「知っている」と回答した割合	20.9% (2017年)	28.9% (2022年)	40%(2029年) 【40%】(2029年)

施策方針

(1) 相談支援体制の充実	①地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に地域の相談支援体制の充実を図ります。 ②人工呼吸器を装着している等、日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児等の専門的な領域にも対応できるよう、関係機関との連携を広域的に進める等、相談支援体制の整備を検討します。
(2) 障がいのある方に対する理解の促進	①障がいのある方に対する理解の促進を図るための啓発を実施します。 ②障害者差別解消法の理念や制度、相談窓口等の周知を図るとともに、合理的配慮について啓発します。
(3) 障がいのある方の自立支援の推進	①福祉サービスを利用しながら、地域で安心して自立した暮らしができる環境づくりを進めます。 ②障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、各種活動等の支援を通じて社会参加を促進します。
(4) 療育・教育の充実	①児童発達支援センターに移行したあおぞら園において、地域における中核的な療育支援の構築を図ります。 ②障がい児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるように、障害児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。 ③保育園や児童クラブ、小中学校において、個々の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

関連計画

- 第3次武豊町地域福祉計画(2022年度策定 福祉課)
- 第7期武豊町障がい福祉計画・第3期武豊町障がい福祉計画(2023年度策定 福祉課)
- 第3次武豊町障がい者計画(2023年度策定 福祉課)
- 武豊町こども計画(2024年度策定 子育て支援課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



分野5 安全・安心

まちづくりの目標 災害に強く、安全・安心に暮らせるまち

住民一人ひとりの防犯・交通安全意識を高め、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちを目指します。また、地震や集中豪雨等の自然災害に対する個人や地域、組織の対応力を高めるとともに、新型コロナウイルス等の感染症拡大への対応を強化し、災害に強く、安全性の高いまちを目指します。

分野 5-1 防災

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 災害への備えや安全性が確保されているまちを目指します。

施策方針

- (1) 地域防災体制の充実・強化
- (2) 防災意識の啓発及び向上
- (3) 災害時における情報通信手段の強化
- (4) 災害に強い基盤の構築



消火体験



出初め式

まちの将来像

心つながり
みんなでつくる
スマイルタウン

重点施策方針

1. 選ばれるまちへ
2. こどもの学び・育ちを応援するまちへ
3. みんなが元気に活動・活躍するまちへ

分野 5-2 防犯・交通安全

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 犯罪のない安全・安心なまちを目指します。
- 徒歩や自転車で安全に道路を通行できるまちを目指します。

施策方針

- (1) 地域での防犯活動の支援
- (2) 空き家等対策の推進
- (3) 歩行者や自転車の安全確保
- (4) 防犯、交通安全意識の啓発



防犯パトロール(青パト)



飲酒運転根絶運動

分野 5-1 防災

現状と課題

現状

- 令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨を始め、近年全国で発生した大きな災害の影響もあり、自然災害への防災意識は高まっています。町内でも自主防災会等を中心に、地域での防災活動が活発に展開されるようになっています。近年は自主防災会などと連携しながら、災害時に避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者（高齢者や障がい者など、自力で避難が困難な人）一人ひとりの状況に合わせて、避難支援等を実施するための計画を記載する個別避難計画の策定を進めています。
- 近い将来、南海トラフ沿いで大規模地震が発生し東海地方を襲うと予想されており、理論上最大想定によると、最大震度7、最短55分で3.2mの津波が到達するとされています。また、臨海部を中心に、台風等による高潮浸水による被害も懸念されています。
- 防災ガイドブック、ハザードマップの作成や、公開型GISの活用などにより、自然災害に対する基礎的な知識・情報の普及・啓発を行っています。また、小学校等での防災福祉教育に力を入れています。
- 公共施設の主要構造部分についての耐震化への対応は完了していますが、国では、強靱な国土、経済社会システムを備えるべく、「国土強靱化」のための取組を重点的に推進しています。



防災訓練

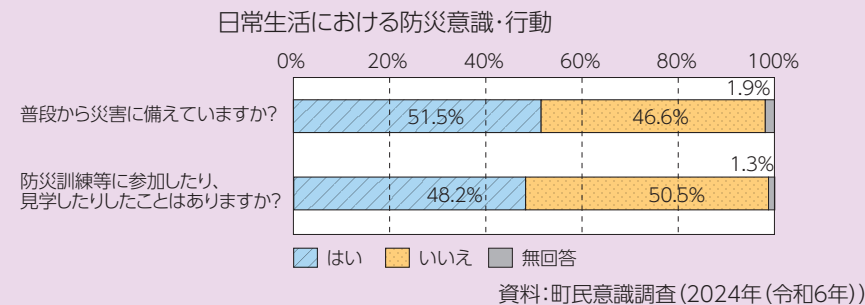
課題

- 自然災害から身を守るためには、「公助」はもとより、「自助」、「共助」が大切です。災害についての知識を身につけるための機会を提供していくとともに、区や地元企業等が自発的に行う防災活動や避難訓練について継続的な支援を展開する必要があります。
- 地域の防災活動を実効性のあるものとするため、自主防災会、武豊町防災ボランティアの会などが共助の活動を推進していますが、担い手不足が進んでいることから、日常的な活動の負担を減らすために活動内容等の見直しを検討しながら、担い手を育成する必要があります。
- 災害が激甚化・頻発化する中、地域に密着した消防団は、災害発生時にいち早く現場に駆け付け消火・救助・避難誘導等の活動に従事しており、地域防災力の中核としての役割を担っています。しかし、社会全体の人口減少や少子化の進展、被用者の割合の高まり、若手層の価値観の変化等を背景に団員数の減少が続いており、地域防災力の低下が懸念されています。
- 災害についての知識を地域に定着させていくため、防災福祉教育を充実する必要があります。
- 大規模災害が発生した場合、被害情報や避難所情報、交通情報等、住民が求める情報を迅速かつ確実に届けるため、公式LINEをはじめとするソーシャルメディアを有効活用していく必要があります。
- 耐震性の不足する住宅の耐震改修及び、耐震性の不足する住宅やブロック塀、老朽化した空き家の撤去支援等を行い、安全な住環境の整備を進める必要があります。
- 河川、道路、橋梁、上下水道、同報無線等、社会的インフラについては、計画的に強靱化を加速させる必要があります。

重点施策方針



- いかなる自然災害等が発生しても機能不全に陥らず、強くしなやかで強靱な地域を作り上げるため、「地域の強靱化」に向けた取組を着実に展開する必要があります。



施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 災害への備えや安全性が確保されているまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
緊急情報等配信サービス登録件数	メールサービス・公式LINE登録者数	【5,500件 (メールのみ)】	16,849件	17,500件 【7,000件 (メールのみ)】
災害への備えが できている住民 の割合	町民意識調査で「普段から災害に備えている」と回答した割合	50.2%	51.5%	60% 【60%】
木造住宅耐震診断実施戸数	当該年度までに「民間木造住宅耐震診断事業」により、耐震診断を実施した木造住宅の総戸数	1,400戸	1,560戸	1,680戸 【2,000戸】

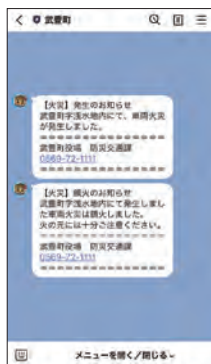
分野
5-1 防災

重点施策方針



施策方針

(1) 地域防災体制の充実・強化	①地域の防災活動を推進するため、消防団や自主防災会を始めとする地域の自主防災組織の充実・強化を支援します。特に消防団については訓練等の活動内容や処遇などの改善を図ります。 ②地域が一体となって防災活動に取り組めるよう、地域とボランティア団体、学校、NPO、地元企業・事業所等との連携を強化し、活動の充実を図ります。 ③災害時に、特に支援を要する避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせた避難を支援できるよう、自主防災会等と連携しながら個別避難計画を策定するとともに、計画に基づいた避難訓練等を支援します。
(2) 防災意識の啓発及び向上	①町民の防災や避難の知識を高められるように、各種団体と連携しながら、講演会や防災体験イベント、避難訓練などを開催します。 ②保育園・こども園、小中学校における防災福祉教育の充実を図ります。 ③ハザードマップの作成、防災ガイドブックの更新、充実を図るとともに、公開型GISの活用を進めます。
(3) 災害時における情報通信手段の強化	①公式LINEの普及促進と活用により、情報発信に努めます。 ②災害時において必要不可欠な情報通信機能が確保できる仕組みを整えます。



(4) 災害に強い基盤の構築

- ①上下水道施設の耐震化や更新を計画的に進めます。
- ②老朽ため池の耐震化を診断結果等に基づき計画的に進めます。
- ③道路ネットワークの整備及び強化を進めるとともに、緊急輸送道路における無電柱化の整備を進めます。
- ④防災機能を備えた施設の整備を進めます。
- ⑤民間住宅等の耐震対策、老朽化した空き家等の撤去等を支援します。
- ⑥災害時の避難所における感染症対策、ペット対策等に向けた体制整備を進めるとともに、避難訓練等を実施します。
- ⑦発災後の復旧・復興を迅速に進めるため、被災者生活再建支援システムの構築やドローンの活用など、防災DXの推進を図ります。



関連計画

- 武豊町地域防災計画(2024年度改訂 防災交通課)
- 武豊町津波避難計画(2025年度改訂 防災交通課)
- 武豊町業務継続計画(2024年度改訂 防災交通課)
- 武豊町国民保護計画(2010年度改訂 防災交通課)
- 武豊町建築物耐震改修促進計画(2020年度策定 都市計画課)
- 武豊町地域強靱化計画(2020年度策定 防災交通課)
- 武豊町無電柱化推進計画(2021年度策定 都市計画課)
- 武豊町上下水道耐震化計画(2024年度策定 上下水道課)
- 武豊町道路整備計画(2020年度策定 土木課)
- 武豊町橋梁長寿命化修繕計画(2025年度改定 土木課)
- 武豊町雨水管理総合計画(2023年度策定 土木課)
- 武豊町雨水排水計画(2024年度策定 土木課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
対応する

分野
5-2 防犯・交通安全

重点施策方針



現 状 と 課 題

現 状

- ・町内の犯罪発生件数は概ね年間200件程度で、侵入犯、自転車盗、車上狙い、万引き等の窃盗犯がその大半を占めています。全国的には、特殊詐欺、悪質商法等新しい手口の犯罪が発生しているほか、こどもを対象とした犯罪の発生等が社会問題となっています。
- ・警察、住民と連携して防犯パトロール活動を展開しているほか、防犯灯や防犯カメラの設置促進に取り組んでいます。
- ・防犯上、空き家の増加が新たな社会問題として顕在化しています。
- ・古くからの市街地では道幅の狭い道路が多く、歩車分離が難しい状況で、出会い頭の事故の懸念等があります。特に高齢者が関わる交通事故が全国的にも増加しています。
- ・町民意識調査によると、「徒歩や自転車で安全に道路を通行できるまち」は重点改善分野（重要度が高いが、満足度は低い分野）の内で重要度が最も高くなっています。
- ・広報紙やCATV、広報車、キャンペーンの実施等を通じて、交通安全の意識高揚に努めているほか、保育園、小学校、老人クラブ等に対して、交通安全教室を開催しています。

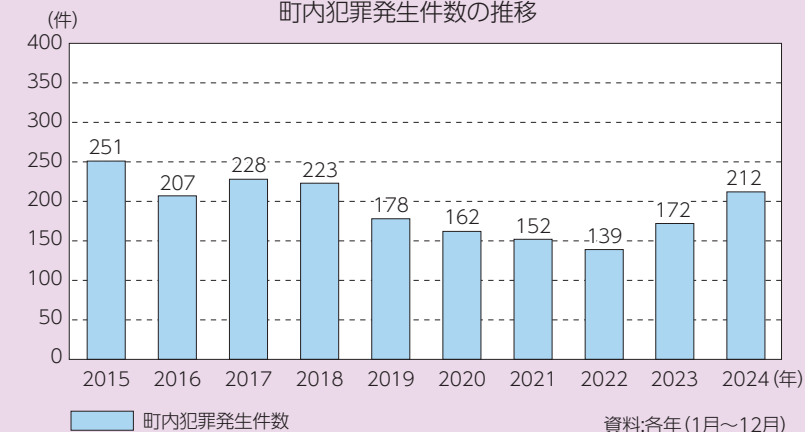
課 題

- ・地域ぐるみで取り組む防犯活動を今後も継続する必要があります。しかしながら、防犯パトロール隊の高齢化が進んでいるため、住民の防犯に対する意識の高揚を図り、防犯パトロール隊等で活躍する人材を確保する必要があります。
- ・地域ぐるみの防犯活動をさらに強化していくためには、地域と警察等関係団体との横のつながりを強化する必要があります。
- ・増加する空き家に対処するため、不動産業者等との連携の中で流通促進を図る等、新たに効果的な取組を展開する必要があります。
- ・道路整備等とあわせて、バリアフリーの整備についても継続的に実施する必要があります。
- ・歩道のない道路や歩道が狭い幹線道路においては、歩行者や自転車が安全に通行できる道路を整備する必要があります。
- ・通学路の安全確保を図るため、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の設置や維持管理、道路区画線の補修を行うとともに、交通指導員等による登下校の見守り活動や学校と連携した危険箇所の把握をする必要があります。
- ・交通事故を防ぐため、高齢者の運転免許証の返納を促すとともに、交通安全教室の開催、自転車の交通ルールの遵守、自転車乗車用ヘルメット着用の意識向上等、交通安全意識やマナーの向上を図るソフト面の取組を強化する必要があります。



防犯キャンペーンの様子

町内犯罪発生件数の推移



施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 犯罪のない安全・安心なまちを目指します。
- 徒歩や自転車で安全に道路を通行できるまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
町道の歩道設置 延長	基準日(4月1日)における歩道の総 延長	39.0km	40.1km	41km 【43km】
犯罪発生件数	当該年の1年間の刑法犯発生件数	223件/年	212件/年	150件/年 【150件/年】
交通事故発生件 数(人身事故)	当該年の1年間の交通事故発生件 数(人身事故)	145件/年	95件/年	90件/年 【100件/年】
交通事故発生件 数(死亡事故)	当該年の1年間の交通事故発生件 数(死亡事故)	0件/年	1件/年	0件/年 【-】
ヘルメット購入 補助件数	累積人数	267人 (2021年)	1,506人	2,700人 【-】

分野 5-2 防犯・交通安全

重点施策方針



施策方針

(1) 地域での防犯活動の支援	①防犯パトロール隊員の確保や育成を支援します。 ②地域が一体となって防犯活動に取り組めるよう、地域とボランティア団体、学校、NPO、地元企業・事業所等との連携強化を図ります。 ③各地域が取り組む防犯灯の設置を支援します。 ④通学路を中心に交通量の多い交差点において、防犯カメラの設置を強化するとともに、防犯カメラによる地域の見守りについて、広く周知します。 
(2) 空き家等対策の推進	①空き家等の実態調査、地域と連携した空き家情報の収集等を通じて、空き家の発生抑制に取り組みます。 ②空き家所有者への相談体制を構築することで、管理不全の空き家の解消を図ります。 ③空き家の流通促進に向けた対策を推進します。 ④倒壊の危険がある空き家の撤去支援を行い、危険な空き家の解消を図ります。
(3) 歩行者や自転車の安全確保	①主要な歩行者動線となる道路については、安全・安心に通行できるように、自転車歩行者道の確保、段差の解消によるバリアフリー化、交差点改良、道路区画線の補修等の道路の整備・改良を計画的に進めます。 ②地区要望などを踏まえ、通学路へのガードレールの設置をはじめ、カーブミラーや区画線等の交通安全施設を整備します。 ③地域住民による見守り活動及び交通指導員による通学路パトロールを実施します。 ④自転車乗車用ヘルメットの購入補助を継続するとともに、自転車の交通ルールの周知を図ります。 

(4) 防犯、交通安全意識の啓発

- ①防犯教室、交通安全キャンペーン、交通安全パトロール等により、住民の防犯意識と交通安全意識の高揚を図ります。
- ②関係機関等と連携し、交通事故の現場や交通ヒヤリ・ハット情報を収集し、交通事故の危険箇所のデータを公開します。
- ③特殊詐欺対策として注意喚起を行うとともに、引き続き特殊詐欺対策に関する周知を図ります。



関連計画

- 武豊町都市計画マスタープラン(2020年度策定 都市計画課)
- 第11次武豊町交通安全計画(2021年度策定 防災交通課)
- 武豊町道路整備計画(2020年度策定 土木課)
- 武豊町橋梁長寿命化修繕計画(2025年度改定 土木課)
- 第2期武豊町空き家等対策計画(2020年度策定 都市計画課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



分野 6 産業・交流

まちづくりの目標

産業が持続・発展する活力のあるまち

既存産業の集積や多様な地域資源を活用して、既存産業の振興や新たな産業の創出を推進するとともに、町外からの観光交流を活発にすることにより、産業が持続・発展する活力のあるまちを目指します。

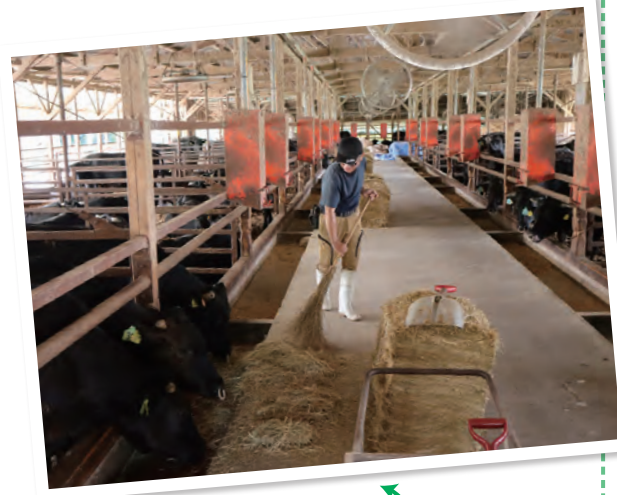
分野 6-1 産業

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 良好な陸路、海路、空路を活かし、地域の特性をふまえた地元産業としての農業・商業・工業が活性化しているまちを目指します。

施策方針

- (1) 産業基盤の強化
- (2) 担い手農業者の確保・育成
- (3) 地元産品の消費の推進
- (4) 農業生産基盤の整備・改善
- (5) 雇用対策の推進



武豊で育つ良質な知多牛

まちの将来像

心つながり
みんなでつくる
スマイルタウン

重点施策方針

1. 選ばれるまちへ
2. こどもの学び・育ちを応援するまちへ
3. みんなが元気に活動・活躍するまちへ

分野 6-2 観光・交流

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 豆みそ・たまりの地場産業や特色あるまちなみ、寺社、鉄道の歴史等魅力ある資源を活かし、武豊らしい中心市街地がにぎやかに活気づいているまちを目指します。

施策方針

- (1) 駅周辺の魅力向上
- (2) 地域交流施設周辺の魅力向上
- (3) 地域資源の活用



商業団体によるイベント

分野
6-1 産業

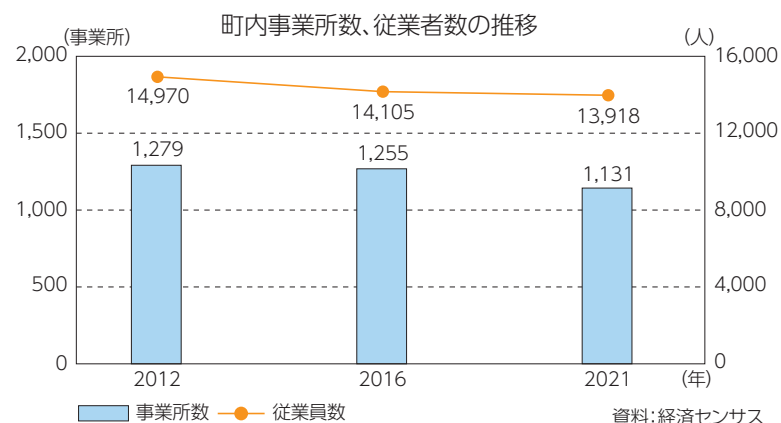
現 状 と 課 題

現 状

- ・現状では町内にまとまった産業用地がないため、新たな産業用地のニーズに対応できていません。
- ・地元産品をPRするためにまちの駅「味の蔵たけとよ」が开店し、豆みそ・たまりの消費拡大に努めています。町のふるさと納税では返礼品として豆みそ・たまりが多くの方に選択されています。また、まちの駅「味の蔵たけとよ」は、地元農産物の取扱品種の増加により販売スペースが増設されています。
- ・農業については、新規就農者や法人での農業参入の事例もありますが、農業経営体数は減少傾向にあります。特に稲作では多くの農家が高齢化してきており、後継者が不足しています。
- ・中小企業者等振興基本条例を制定し、中小企業者等の新たな事業活動や市場開拓の促進、人材の育成及び雇用について支援しています。
- ・有機農業の普及を目指し、美浜町と共同で「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。



味の蔵たけとよ



課 題

- ・新たな企業参入、工場立地、既存工場の増築等の希望に応える、新たな産業用地の確保等を進める必要があります。
- ・まちの駅「味の蔵たけとよ」において、地元産品の情報発信を行うとともに、地場産業の町外へのPRや、ふるさと納税の返礼品の拡充に向け、地元産品の開発支援を行う必要があります。
- ・「武豊町ブランド」となる農畜産物(地場産品)の育成支援や、農地の集積による生産力の強化により、農業者の所得向上につなげる必要があります。
- ・地元企業の人材確保や就業支援に向け、企業情報や働きたい人材の情報収集や企業の人材募集等に対する支援を行い、地元企業の持続的発展につなげていく必要があります。
- ・ハローワーク等と連携し、広く人材を確保する必要があります。
- ・みどりの食料システム戦略に基づき、有機農業を推進していく必要があります。

重点施策方針



施策の基本方針（施策が目指す姿）

●良好な陸路、海路、空路を活かし、地域の特性をふまえた地元産業としての農業・商業・工業が活性化しているまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
認定新規就農者 数(累計)	新規就農者で青年等就農計画の認定を受けたのべ人数	8人	13人	18人 【25人】
農地集積率	農地の所有・借用により農地として利用されている率	16.7%	23.7% (2023年)	45% 【—】
製造業の売上(1 事業所当たり)	経済センサス-活動調査の製造業1事業所当たりの売上	187,151万円 (2016年)	210,622万円 (2021年)	253,000万円 【—】
製造業の従事者 数	経済センサス-活動調査の製造業の従業員数	5,861人 (2016年)	5,720人 (2021年)	6,000人 【—】

分野
6-1 産業

重点施策方針



施策方針

(1) 産業基盤の強化	①新たな企業参入等の促進につながる施策を推進します。 ②新たな産業用地の確保について検討を進めます。 ③中小企業等の持続・発展につながる支援を推進します。 
(2) 担い手農業者の確保・育成	①新規就農者等の自立促進、サポート体制を推進し、将来の担い手農業者を確保・育成します。 ②農地の集積を促進し、耕作放棄地の発生抑制や解消を進めます。 ③農家の所得向上・経営改善を図るため、付加価値の高い作物の生産・販売の支援、安全・安心な食品を求めるニーズに対応できる農業者の育成に努めます。 
(3) 地元産品の消費の推進	①まちの駅「味の蔵たけとよ」の指定管理者と連携し、町独自の魅力的な施設となるように取り組みます。 ②地元産品のブランド化による知名度の向上等により、地元産品のPRと消費の推進に努めます。 ③ふるさと納税に関する事業者や返礼品の開拓・拡充に向け、推進体制の強化や民間活用を検討します。 ④学校給食や保育園給食での地産地消や食育を推進します。 

(4) 農業生産基盤の整備・改善	①災害時の被害軽減を図るため、農業用ため池の適切な維持管理や耐震化を進めます。 ②農地周辺の道路・水路等の農業施設の長寿命化、安全性の向上を図るとともに、定期的な維持管理、補修・更新等を進めます。 
(5) 雇用対策の推進	①人材確保の取り組みを推進するため、ハローワークや商工会と連携します。 ②高齢者等が働き続けられるよう、シルバー人材センター等の活用を周知・啓発します。 

関連計画

- 武豊町農業振興地域整備計画(2022年度見直し 産業課)
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(2023年度改定 産業課)
- 武豊町地域計画(2024年度策定 産業課)
- 武豊町都市計画マスタープラン(2020年度策定 都市計画課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



2 飢餓をゼロに



8 働きがいも経済成長も

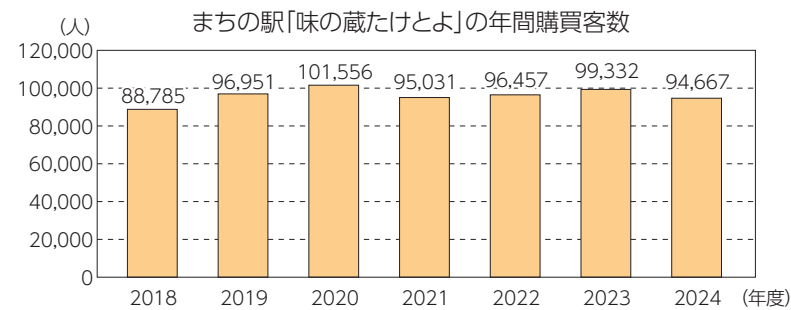
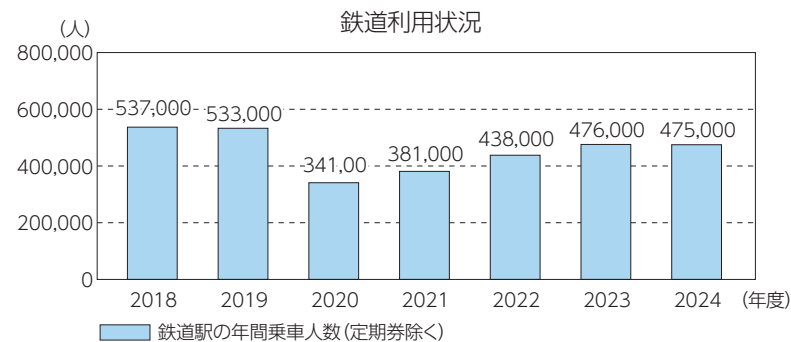


9 産業と技術革新の基盤をつくろう

現 状 と 課 題

現 状

- ・名鉄知多武豊駅の東側では土地区画整理事業が行われていますが、駅前商店は減少傾向にあります。
- ・観光協会が発足し、町の中心部の魅力や活気に関する住民満足度は一時的に上昇したものの、近年は横ばいで推移しています。
- ・県・他市町村・観光協会等とともに、「愛知県『発酵食文化』振興協議会」を設立しました。町の豆みそ・たまりを広くPRし、誘客につながる取組が期待されています。
- ・みそ蔵や古くからのまちなみ、転車台等の地域資源が残っています。



課 題

- ・まちの顔として、中心市街地を活性化する必要があります。
- ・駅を中心に、みそ蔵等の地場産業、神社仏閣、歴史、文化等の資源を活かして回遊性を高めるとともに、店舗の立地やイベントの開催等を通じて、にぎわいを創出する必要があります。
- ・「通り過ぎるまち」から「立ち止まってもらうまち」にするため、点在する地域資源を活かし、誘客につなげる必要があります。



味の蔵で販売する地元産品



観光協会による観光PR

重点施策方針



施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 豆みそ・たまりの地場産業や特色あるまちなみ、寺社、鉄道の歴史等魅力ある資源を活かし、武豊らしい中心市街地がにぎやかに活気づいているまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
町の中心部の魅力や活気への満足度	町民意識調査で「中心市街地がにぎやかに活気づいている」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	11.3%	14.0%	20% 【20%】
鉄道駅の年間乗車人数 (定期券利用を除く)	JR武豊駅、名鉄上ヶ駅、名鉄知多武豊駅、名鉄富貴駅における年間乗車人数のうち、定期券利用者を除いた人数	53.7万人/年	47.5万人/年	55万人/年 【55万人/年】
まちの駅「味の蔵たけとよ」の年間購買客数	まちの駅「味の蔵たけとよ」で物品を購入した人数	88,785人/年	94,667人/年	105,000人/年 【105,000人/年】

施策方針

(1) 駅周辺の魅力向上	①名鉄知多武豊駅周辺における店舗の立地誘導、町有地の有効活用等により、にぎわいづくりを促します。 ②名鉄知多武豊駅とJR武豊駅周辺において、現在行われているイベント等も含め、商業団体や地域と連携したにぎわいを創出できる催事等の開催を検討します。 ③名鉄富貴駅周辺の整備にあわせ、にぎわいづくりを検討します。
(2) 地域交流施設周辺の魅力向上	①地域交流施設を拠点として、みそ蔵や神社仏閣、JR武豊駅周辺の回遊性を高め、活性化を推進します。 ②地元産品のブランド化による知名度の向上や、まちの駅「味の蔵たけとよ」における情報発信を強化し、豆みそ・たまりや地元農畜産物のPRに努めます。 ③大足・里中地区及び小迎地区を中心とするみそ蔵のあるまちなみを保存し、魅力ある景観の活用により誘客を図ります。
(3) 地域資源の活用	①観光協会との協力関係を強化し、町の名所・旧跡や特産物などの魅力について、情報発信を積極的に行います。 ②観光資源の活用として工場見学等の実施について検討します。

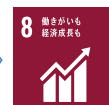
関連計画

- 武豊町都市計画マスタープラン(2020年度策定 都市計画課)
- 武豊町散策路整備計画(2022年度策定 都市計画課)
- 名鉄知多武豊駅西グランドデザイン(2022年度策定 企画政策課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



まちづくりの目標

環境にやさしいまち

自然に囲まれた潤いのある環境の保全、町内の事業者や住民による省資源・低炭素化に向けた取組、地元農畜産物の地産地消の推進及びクリーンエネルギーの利用、自動車に過度に依存せず歩いて暮らせるまちづくり等を推進し、環境にやさしいまちを目指します。

分野

7-1 自然環境

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 住民・地域・事業者が協力し、環境に配慮した行動を心がけ、貴重な自然環境が保たれているまちを目指します。

施策方針

- (1) 自然環境の保全
- (2) 地球温暖化対策の推進



新川に棲む水生生物



電気自動車

まちの将来像

心つながり
みんなでつくる
スマイルタウン

重点施策方針

1. 選ばれるまちへ
2. こどもの学び・育ちを応援するまちへ
3. みんなが元気に活動・活躍するまちへ

分野

7-2 生活環境

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 効率的にごみ収集と資源化が進められた循環型社会が定着しているまちを目指します。
- まち全体で環境美化の意識が高まり、きれいで衛生的な環境が保たれているまちを目指します。

施策方針

- (1) ごみの減量化・資源化の推進
- (2) 持続可能なごみ処理体制の構築
- (3) 美化活動の推進

きたやま資源回収
エコステーションおおあし資源回収
エコステーション

分野
7-1 自然環境

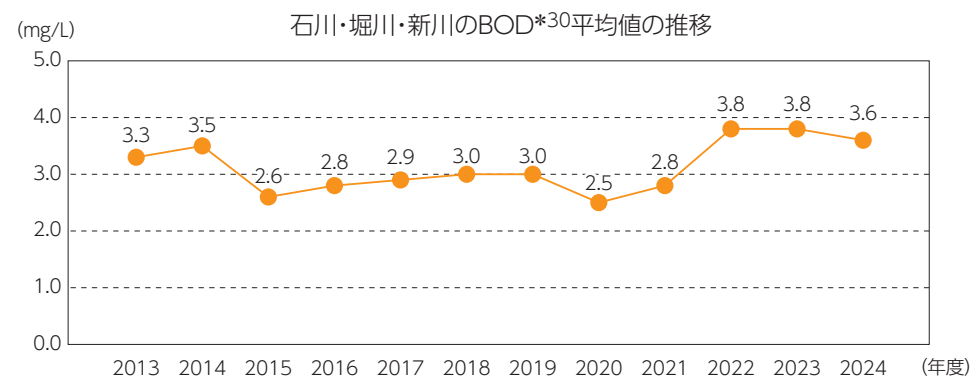
現 状 と 課 題

現 状

- ・石川・堀川・新川等の河川があり、ため池や湿地等も点在し、南西部に広がる丘陵地や農地等、豊かな自然環境が残されています。
- ・水質汚濁に最も大きく影響している家庭からの生活排水改善のため、下水道への接続を促進しています。また、下水道計画区域外では単独処理浄化槽、汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進めています。
- ・記録的な猛暑や短時間に大量の雨が降るゲリラ豪雨といった異常気象が多発するようになり、地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響に対する関心が高まっています。
- ・2020年(令和2年)10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル*29を目指すことを宣言しました。本町においても2021年(令和3年)2月に住民・地域・企業・行政が一体となって2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明しました。
- ・武豊町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、家庭や事業所・公共施設における再生可能エネルギーの導入等に取り組んでいます。



脱炭素まちづくりカレッジ



用語解説

- *29 カーボンニュートラル……CO₂の排出と吸収がプラスマイナスゼロになるようなエネルギー利用のあり方やシステムの社会実装を指す概念です。
- *30 BOD(生物化学的酸素要求量)……水の汚れ(有機物)が微生物の働きで分解される時に消費される酸素の量のことで、数値が大きいほど汚れていることを示します。

重点施策方針



課 題

- ・自然環境への関心を高め、生物多様性についての理解を深めるためには、多様な生き物の生息・生育環境を保全していく必要があります。また、外来種は在来の生態系を壊すだけでなく様々な影響が懸念されるため、生物多様性の保全には町域全体での外来種対策が必要です。
- ・河川等のより一層の水質改善を図るため、下水道計画区域内での下水道の接続率の向上、区域外での合併処理浄化槽への転換等、水質汚濁防止のための取組を継続していく必要があります。
- ・住民・地域・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に関する理解を深め、それぞれの役割の中で取組を主体的に進めていく必要があります。特に、本町の特徴を踏まえ、再生可能エネルギーの導入に向けて、取組を推進する必要があります。
- ・温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」だけでなく、すでに起こりつつある、あるいは、これから起こりうる気候変動の影響に対して、被害を回避・軽減していく「適応策」についても、対策を進めていく必要があります。
- ・太陽光発電施設の設置及び運用が行われる際には、良好な景観形成と自然環境の保全を図る必要があります。

施策の基本方針(施策が目指す姿)

●住民・地域・事業者が協力し、環境に配慮した行動を心がけ、貴重な自然環境が保たれているまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
自然を身近に感じられることへの満足度	町民意識調査で「水や緑等の自然を身近に感じられる」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	38.3%	52.7%	53%(現状維持) 【45%】
河川の水質	石川・堀川・新川でのBOD*30の平均	3.0mg/L	3.6mg/L	2.8mg/L 【2.8mg/L】
温室効果ガス(CO ₂)の総排出量	武豊町内全域から排出される温室効果ガス(CO ₂)排出量のうち、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門(一般廃棄物の焼却処分に伴う排出)の合計	615千t-CO ₂	539千t-CO ₂ (2022年)	415千t-CO ₂ 【—】

分野
7-1 自然環境

重点施策方針



施策方針

(1) 自然環境の保全

- ①住民の自然環境への関心を高め、生物多様性についての理解を深めるため、地域や学校等における自然とふれあう機会づくりを充実します。
- ②住民・事業者・行政が協力し、海や河川の水質汚濁の改善・浄化を図ります。
- ③生活排水処理の計画に基づき、下水道計画区域内での下水道への接続を促進し、区域外では単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進め、河川等の水質の保全を図ります。
- ④既存の町内花壇や親水公園周辺の遊歩道の適正な管理等を行い、まちの緑化や自然と身近に触れ合える環境づくりを進めます。
- ⑤武豊町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づき、太陽光発電施設の設置に係る手続きを促し、良好な景観形成と自然環境の保全を図ります。



(2) 地球温暖化対策の推進

- ①広報紙・ホームページ等で情報提供・啓発を行い、住民・事業者が省エネ・高効率な製品・サービス・行動を選択・導入することを支援し、暮らしとビジネスについて脱炭素型への転換促進を図ります。
- ②公共施設における再生可能エネルギーの導入促進、電気自動車等の次世代自動車の導入促進を図ります。
- ③気候変動の影響と適応策について、広報紙・ホームページ等を活用して情報提供を行います。また、熱中症対策を推進していくため、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の周知に努めます。



関連計画

- 武豊町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (2021年度策定 環境課)
- 第5次武豊町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) (2023年度策定 環境課)
- 武豊町地域再生可能エネルギー導入戦略(2024年度策定 環境課)
- 武豊町一般廃棄物処理基本計画(2022年度策定 環境課)



SDGsとの
関係

本取組分野に関連する
主なゴール



分野
7-2 生活環境

現 状 と 課 題

現 状

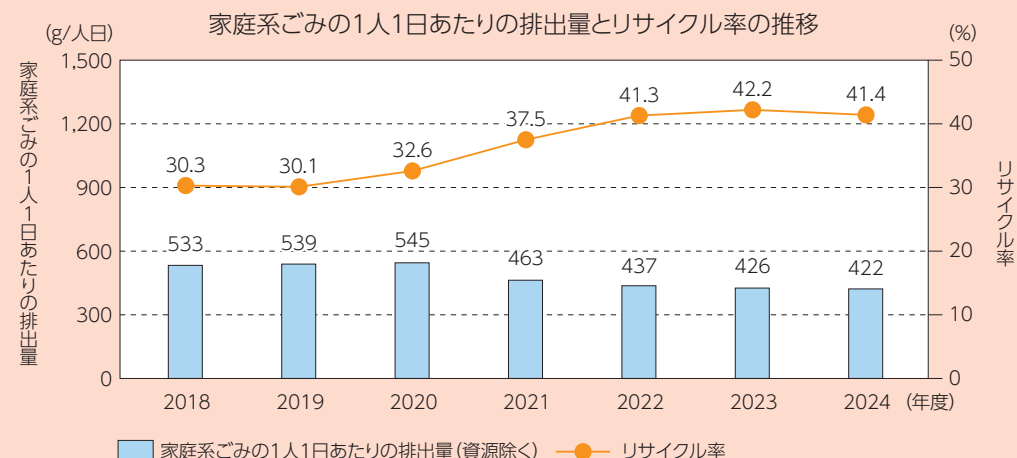
- ・常滑武豊衛生組合が解散し、新たに2市3町で構成する知多南部広域環境組合（ゆめくりん）が稼働し、広域でのごみ処理が始まっています。常滑武豊衛生組合解散後の跡地利用については、町内で4か所目となる資源回収エコステーションを整備し、資源物のリサイクルに努めています。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄が目立っているため、毎年9月を「町内一斉クリーン月間」と定め、地域ごとに一斉清掃を実施する等、地域・事業者と協力して、ごみ拾いや不法投棄の未然防止に努めています。また、環境美化活動における支援として、身近な場所のごみ拾いボランティア活動をされている方に対して、ごみ処理手数料の減免等を行っています。
- ・有事の際の災害廃棄物処理が円滑に進むよう、町の災害廃棄物処理計画を改定しました。



知多南部広域環境センター（ゆめくりん）

課 題

- ・家庭系ごみの内、もやさなければならぬごみの排出量が現在、国や県の目標には到達していないため、さらにごみを減らす必要があります。
- ・循環型社会形成のため、資源物のさらなるリサイクルを推進する必要があります。
- ・人口減少や高齢化に伴い、区の管理する集積所の衛生管理等が困難となることが懸念されるため、集積所の管理体制については、地域の意見を踏まえる必要があります。
- ・一般廃棄物処理に関する責任は市町村にあるため、安定した最終処分先を確保する必要がありますが、次期最終処分方針の決定がされていません。
- ・依然として不法投棄やごみ集積場での不適切なごみ出しが発生しているため、地域と連携した不法投棄のパトロールやごみ出しの改善、清掃活動等を行う必要があります。
- ・災害廃棄物を円滑に処理するため、計画に沿った運用ができるよう訓練等を実施する必要があります。



重点施策方針



施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 効率的にごみ収集と資源化が進められた循環型社会が定着しているまちを目指します。
- まち全体で環境美化の意識が高まり、きれいで衛生的な環境が保たれているまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
1人あたりの家庭系ごみ（資源除く）の排出量/日	家庭系ごみ総排出量（資源除く）/365日÷人口	531g	422g	419g ----- 【400g】
リサイクル率	（総資源化量/総排出量）×100	30.3%	41.4%	43% ----- 【—】

施策方針

(1) ごみの減量化・資源化の推進	①住民のごみ減量・リサイクル意識の浸透を図り、環境に優しいまちを目指す「ごみの4R運動」を推進するため、正しいごみの出し方や資源回収エコステーションの利用方法やごみ処理の状況について、定期的に広報等で情報提供を行います。 ②費用対効果を考慮しながら、新たな資源回収の品目や方法等について検討します。 ③食品ロスを減らすための啓発に取り組みます。
(2) 持続可能なごみ処理体制の構築	①人口減少・高齢化にも柔軟に対応できるごみ収集体制の確保や、ごみの有料化等により、ごみ処理コストの公平な負担に努めます。 ②知多南部広域環境組合の円滑な運営に努めます。 ③既存の最終処分場の適正な運営・管理を行い、施設の延命化を図るとともに、将来の安定的な最終処分先の確保に努めます。 ④災害時におけるごみ処理について、災害廃棄物処理計画に沿った円滑な処理を行い、良好な生活環境に早期復旧できるように努めます。
(3) 美化活動の推進	①ごみのポイ捨てや不法投棄を未然に防止するため、地域ぐるみの清掃活動やパトロールを推進します。 ②新規及び既存団体の清掃活動支援を行います。

関連計画

- 武豊町一般廃棄物処理基本計画（2022年度策定 環境課）
- 武豊町分別収集計画（10期）（2022年度策定 環境課）
- 武豊町災害廃棄物処理計画（2023年度改定 環境課）
- 知多南部地域循環型社会形成推進地域計画（第4期）（2024年度策定 環境課）



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



12 つくる責任
消費責任



14 海の豊かさ
を増やす

まちづくり・地域経営

まちづくりの目標

多様な主体が連携・協働するまち

協働のまちづくりの担い手を育成するとともに、新たな協働の関係構築を促しながら、地域における課題の発見や解決に向けて、住民や区、NPO、ボランティア、各種団体、企業、大学、行政等、様々な主体が連携・協働するまちを目指します。

分野

8-1 住民活動・地域活動（住民協働）

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 住民がまちづくりに参画しやすいまちを目指します。
- 地域活動が活発に行われているまちを目指します。

施策方針

- (1) まちづくりの新たな担い手の発掘・育成
- (2) 多様な主体による地域活動の活性化

提案型協働事業



協働のまちづくり
連続講座

分野

8-2 相互理解（男女共同参画・多文化共生）

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 性別、国籍、言葉の違いに関わりなく、互いを尊重しあい協力しあえるまちを目指します。

施策方針

- (1) 性別に関わりなく活躍できる社会づくり
- (2) 多文化共生

男女共同参画
パネル展示



日本語教室
交流会

まちの将来像

心つながり
みんなでつくる
スマイルタウン

重点施策方針

1. 選ばれるまちへ
2. こどもの学び・育ちを応援するまちへ
3. みんなが元気に活動・活躍するまちへ

分野

8-3 タウンプロモーション

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 住民がいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めるとともに、町外に住む人たちから魅力的に映るまちを目指します。

施策方針

- (1) 町外へ向けたまちの魅力発信
- (2) シビックプライドの醸成
- (3) 新たなまちの魅力づくり



第7回武豊ふれあい山車まつり



たけとよ日和の
町民リポーター

8-1 住民活動・地域活動(住民協働)

重点施策方針



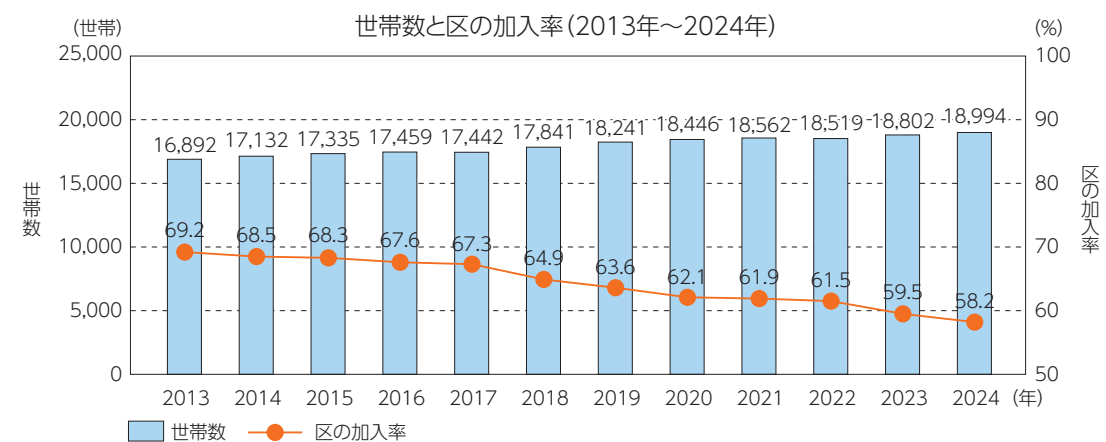
現状と課題

現状

- ・地域で活動する団体は、主要となるメンバーの高齢化が進み、後継者不足で活動が消極化する等の課題を抱える団体が増えている傾向にあります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ地域活動が、停滞・縮小している状況がみられます。
- ・地域活動の消極化、停滞・縮小に伴い、中心となり活動する担い手が不足しています。
- ・地域で活動する団体の認知度が低く、活動内容が浸透しにくい傾向があります。
- ・多忙化や地域交流の希薄化により、区の役員を引き受けることや区に加入すること自体を敬遠される方が増えています。
- ・包括連携協定やCSR*31活動の一環で、企業が地域活動に参加・協力する機会が増えています。
- ・地域の魅力発信を目的とする公式Instagram「たけとよ日和」を開設し、町民リポーターによる広報活動が始まりました。



まちづくりの新たな担い手の発掘・育成



課題

- ・まちづくりに関心を持ってもらえるよう、若い世代を取り込む工夫をする必要があります。
- ・町内でさまざまな活動を行っている人・団体との交流を図り、活動の内容を知ってもらう、わかりやすく伝える機会を設ける必要があります。
- ・リーダーシップを発揮し、地域の中心となって活躍できる担い手を養成する必要があります。
- ・協働のまちづくりの必要性について共有する機会を増やす必要があります。
- ・多様化する地域課題の解決に向け、協働のまちづくりの裾野を広げる必要があります。
- ・行政にとって協働が必要な取組や分野に対して、地域づくりを行う団体とのパートナーシップを築きながら、地域づくりについて検討する必要があります。

用語解説

*31 CSR……Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の略。企業が組織として担う、従業員や消費者、投資者、環境などへの配慮や社会貢献等の幅広い社会的責任のこと。

施策の基本方針(施策が目指す姿)

- 住民がまちづくりに参画しやすいまちを目指します。
- 地域活動が活発に行われているまちを目指します。

成果指標

指標	説明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
町政・まちづくりに関心がある若い世代の割合	町民意識調査で「武豊町の町政・まちづくりに関心がある」に回答した15歳から39歳のうち『そう思う』または『ややそう思う』と回答した割合	44.2%	57.6%	65% 【55%】
地域活動に参加したい(これから参加したい)住民割合	町民意識調査で「地域活動(清掃、お祭り等)に参加したい(これから参加したい)」に『そう思う』または『ややそう思う』と回答した割合	44.6%	45.3%	50% 【50%】
ボランティア、NPO活動に参加したい(これから参加したい)住民割合	町民意識調査で「ボランティア、NPO活動に参加したい(これから参加したい)」と回答した割合	33.7%	29.6%	40% 【40%】

施策方針

(1) まちづくりの新たな担い手の発掘・育成	①まちづくりに参画できる機会を増やすとともに、周知・募集方法等の改善に努めます。 ②若い世代がまちづくりに関心を持ってもらえるよう、ホームページやSNS等様々な広報媒体を活用し、町政情報の発信に努めます。 ③リーダーシップを発揮し、地域の中心になってまちづくりに携わる担い手の発掘・育成を行います。 ④区による自治活動を維持するため、SNSやケーブルテレビ等を活用し、幅広い世代へ向けた区の加入促進を図ります。 ⑤住民や町職員が協働のまちづくりについて理解を深めるため、講座等の開催による周知啓発活動を充実します。
(2) 多様な主体による地域活動の活性化	①NPO、住民団体、企業と行政のパートナーシップ(協力関係)の構築を進め、地域の課題解決、住民サービスの向上を図ります。 ②地域が抱える課題に対し、住民と行政が一体になって課題を解決する活動を推進します。 ③地域住民の交流参加と連帯感の醸成を目的とし、住民が主体となって取り組む活動を支援します。

関連計画

- 第3次武豊町地域福祉計画(2022年度策定 福祉課)
- 第3次武豊町生涯学習基本構想(2021年度策定 生涯学習スポーツ課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



8-2 相互理解(男女共同参画・多文化共生)

重点施策方針



現状と課題

現状

- ・「武豊町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画講演会、啓発パネル展の開催等、啓発活動を中心とした事業を推進しています。
- ・事業所アンケートにおいて、約6割の事業所では、仕事と子育ての両立に向けた取組を展開していると回答しており、休暇が取りやすい環境づくり、年次有給休暇取得の促進、産休や育児休暇取得の促進といった取組が浸透してきています。
- ・ジェンダーに配慮した中学校制服の導入等に取り組んでいます。
- ・生まれ持った性に関わりなく、多様な生き方を認め合うことができる社会を実現するため、2024年(令和6年)にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しました。
- ・外国人住民は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時的に減少しましたが、2023年(令和5年)以降は年間150人以上のペースで増えています。今後はさらに外国人住民が増加していくことが見込まれます。
- ・行政情報の「やさしい日本語」による発信や多言語発信、国際交流員の配置、窓口における通訳支援の導入等に取り組んでいます。
- ・委託事業による日本語教室を開催していますが、外国人住民との相互理解を深める取組は十分とはいえない状況にあります。

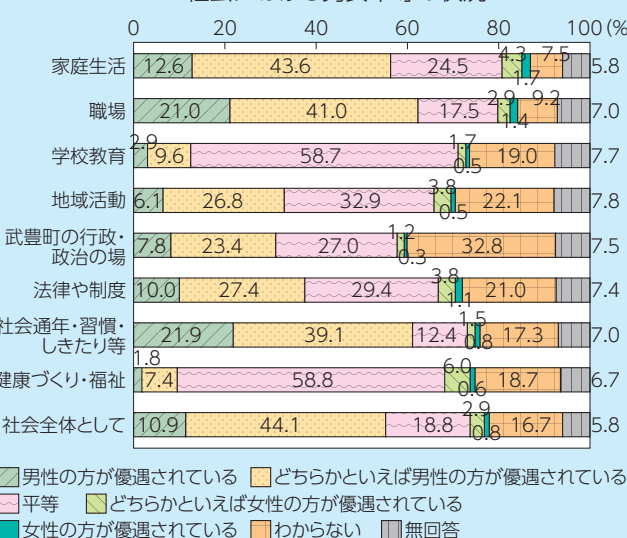


男女共同参画講演会

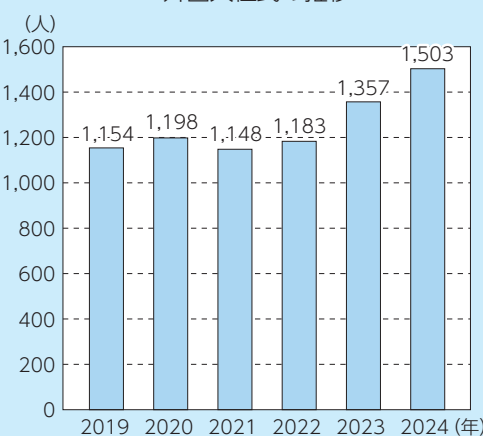
課題

- ・生まれ持った性に関わりなく活躍できる社会の推進に向け、現実には生じている様々な課題への取組に加え、社会情勢の変化や新たな課題に対応するための取組を推進していく必要があります。
- ・外国人住民は今後さらに増加することが見込まれます。国籍・言葉が異なっても、安心して暮らすことができる地域をつくる必要があります。
- ・外国人住民との相互理解を深めることができるよう、多文化共生施策の推進体制を整備するとともに、相互理解のための取組を行う必要があります。

社会における男女平等の状況



外国人住民の推移



資料：武豊町男女共同参画に関するアンケート調査(2019年度(令和元年度))

施策の基本方針(施策が目指す姿)

- 性別、国籍、言葉の違いに関わりなく、互いを尊重しあい協力しあえるまちを目指します。

成果指標

指標	説明	参考値(2018年)	実績値(2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
男女共同参画への満足度	町民意識調査で「男女が差別なく参画できる社会となっている」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	14.3%	21.3%	28% 【25%】
異世代や外国人との交流がある住民割合	町民意識調査で「他の世代の人や外国人と交流したり、触れ合うことがある」と回答した割合	38.5%	24.9%	50% 【50%】

施策方針

(1) 性別に関わりなく活躍できる社会づくり	①意識啓発の推進、施策を計画的に進めるための体制づくり等、男女共同参画推進のための環境づくりを進めます。 ②政策・方針決定の場への女性の参画を推進するほか、家庭や学校、地域等での男女共同参画の取組を推進します。 ③LGBTQ+ ^{*32} 等の多様性を認め合う社会環境づくりを推進します。また、ワーク・ライフ・バランス ^{*33} (仕事と生活の調和)、育児・介護参加等に向けた社会環境づくりを推進します。 ④DV ^{*34} の発生防止のための取組を推進します。
(2) 多文化共生	①行政情報の多言語対応を推進するとともに、外国人住民の暮らしを支援するためのニーズ調査を実施し、その結果を踏まえ外国人住民にやさしい行政サービスを推進します。 ②多文化共生についての理解を深めるため、小中学校での国際理解教育を推進します。 ③住民、地域、行政の連携のもとで、外国人住民との交流の機会を設け、相互理解を深める取組を推進します。

関連計画

- 第3次武豊町男女共同参画プラン(2025年度改定予定 企画政策課)

用語解説

- *32 LGBTQ+……性的少数者の一部を指す言葉で、女性同性愛者(Lesbian)、男性同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、出生時に診断された性と自認する性の不一致(Transgender)、特定の性的指向に属さず性自認が定まっていない者(Questioning)の頭文字をとってLGBTQと称しています。ここに「+」を付けることで、「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性を表現しています。
- *33 ワーク・ライフ・バランス……Work Life Balanceは、「仕事と生活の調和」と訳されており、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを意味しています。
- *34 DV……Domestic Violenceの略。配偶者や恋人等、親密な関係にある、あるいはあった人から振られる暴力という意味で使用されています。



SDGsとの関係

本取組分野に関連する主なゴール



8-3 タウンプロモーション

重点施策方針



現状と課題

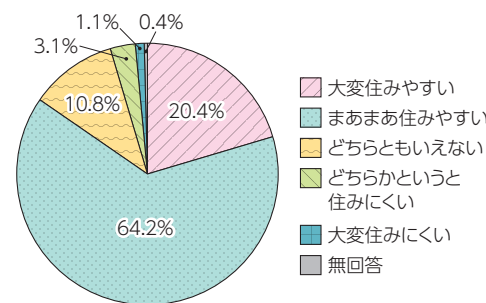
現状

- ・町民意識調査等において、武豊町が「住みやすい」と答えた住民の割合が非常に高い反面、町外在住者に向けた調査において他市町の住民からは「暮らしにくそう」と答えた方の割合が高くなっています。
- ・「今後も武豊町で暮らしたい」と答えた住民の割合は、町民意識調査で9割、若者・子育て世代アンケート調査・中学生意識調査においては8割を超えています。中学生の定住意向が増加傾向にあります。
- ・町外在住者に向けた調査では、武豊町に対しマイナスなイメージを持つ方は少ないものの、明確なプラスのイメージを持っている方が少なく、まちの魅力が町外へ伝わっていないと考えられます。
- ・「広報たけとよ」や、ホームページの特設ページ「TAKETOYO LIFE」、町公式Instagramの「たけとよ日和」等を利用し、地域の魅力を発信しています。

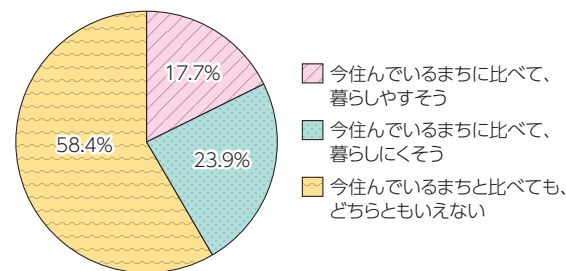


世界記録達成

町民からみた武豊町の住みごころ



町外在住者からみた武豊町の暮らしやすさについて（イメージ）



課題

- ・住みやすいまちをアピールするため、町外に住む人に向けた情報発信を強化する必要があります。
- ・こどもや若い世代をターゲットに、これからも武豊町に住み続けたいと思ってもらえる施策・事業を、戦略的に展開する必要があります。
- ・ホームページやSNS等の様々な媒体の活用により、町民、関係団体や民間事業者等と協力しながら、地域の特産物や地域資源、歴史的資源を通じた、タウンプロモーションを充実する必要があります。
- ・まちの魅力とは何かを再考し、今後の施策・事業展開を行う必要があります。

用語解説

*35 アダプトプログラム……アダプトとは養子という意味で、住民、企業、団体等が公園や広場等の公共施設の里親となり、その維持管理を担ってもらうというものです。

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 住民がいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めるとともに、町外に住む人たちから魅力的に映るまちを目指します。

成果指標

指標	説明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
町ホームページの年間アクセス件数	当該年度における、1年間の町ホームページへのアクセス総数	598,084件/年	1,576,946件/年 (2023年)	1,615,000件/年 【800,000件/年】
町に愛着を持っている住民の割合	町民意識調査で「武豊町に愛着がある」に『はい』と回答した割合	80.2%	80.9%	85% 【85%】
今後も武豊町で暮らしたいと答えた中学生の割合	中学生意識調査で「今後も武豊町で暮らしたい」と回答した割合	67.1%	81.8%	90% 【80%】

施策方針

(1) 町外へ向けたまちの魅力発信	①ホームページやSNS等の様々な広報媒体の活用方法を検討し、まちの魅力を町外に向けて発信します。 ②町マスコットキャラクター「みそたろう」を活用し、まちの魅力を発信します。 ③関係機関と連携し、まちの知名度向上を図ります。 ④圏域の自治体やつながりのある自治体とのネットワークを活用し、相乗効果の高いPR活動を推進します。 ⑤町外在住者や若い世代をターゲットに、名古屋市中心部までのアクセスの良さ等まちの住みやすさをアピールし、移住・定住の促進を図ります。
(2) シビックプライドの醸成	①自分たちが生まれ育ったまちに誇りと愛着を持ってもらえるよう、こどもたちがまちの魅力を学ぶ機会の充実を図ります。 ②参加者の交流や触れ合いを深め、まちへの愛着を醸成してもらえるよう、誰もが気軽に参加できるイベントの充実を図ります。 ③関係機関と連携し、地域の特産物や地域資源、歴史的資源を活用した地域活性化の取組・活動を推進します。 ④公園、河川、花壇等、住民や地元企業等の参加によるアダプトプログラム*35の促進を図ります。
(3) 新たなまちの魅力づくり	①SNSを始め様々な媒体の特性を活かし、住民目線でまちの魅力・良さを掘り起こし、情報発信の拡充を図ります。 ②関係機関と連携し、新たな名産品やスポット等、新しくまちの目玉となるものの発掘に向け検討を進めます。

関連計画

- 第3期武豊町まち・ひと・しごと創生総合戦略(2025年度策定予定 企画政策課)
- 武豊町人口ビジョン(2015年度策定 企画政策課)



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



12 つくばる責任
つかう責任



17 パートナリシップで
目標を達成しよう

分野 9 行 財 政

まちづくりの目標

効率的で効果的な行政運営のまち

行財政改革を着実に進め、効率的な行政運営を進めるとともに、住民、各種団体、町内外の企業の知恵や力を活用して、地域課題の解決、社会資本の効率的な維持管理、社会経済環境の変化への的確な対応を図り、限られた財源の中で効果的な行政サービスが提供できるまちを目指します。

分野 9-1 行政運営

施策の基本方針（施策が目指す姿）

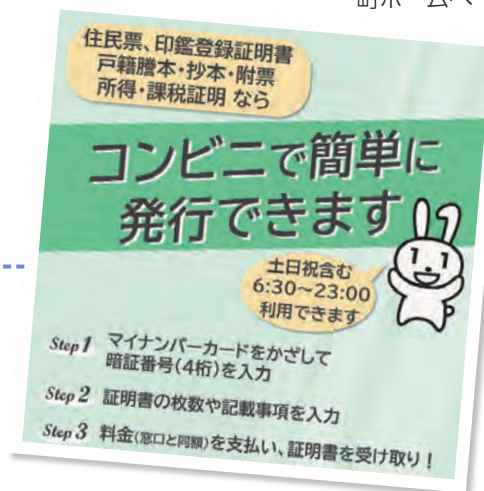
- まちの情報が住民と行政の間で共有され、住民と行政が信頼関係を持ちながら、ともに創るまちを目指します。
- DXを推進することにより、住民と行政双方にとって利便性の高いまちを目指します。

施策方針

- (1) まちの情報発信の充実
- (2) 住民意向の反映機会の充実
- (3) 住民サービスの向上
- (4) 効率的な運営を行うための組織の実現
- (5) 働きやすい職場の実現



町ホームページ



コンビニ交付

まちの将来像

心つながり
みんなでつくる
スマイルタウン

重点施策方針

1. 選ばれるまちへ
2. こどもの学び・育ちを応援するまちへ
3. みんなが元気に活動・活躍するまちへ

分野 9-2 財政運営

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 中長期的な視点に立ち、健全な財政運営を維持できるまちを目指します。

施策方針

- (1) 公平・公正な賦課徴収と納税・納付意識の向上
- (2) 財政の健全化
- (3) 財産の適正管理と有効活用



町庁舎



予算書

分野
9-1 行政運営

現 状 と 課 題

現 状

- ・広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、SNS、各種配布物等により行政情報を発信しています。また、町長への提案、町民意識調査、パブリックコメント等により住民意向の把握に努めています。
- ・町民意識調査によると、「まちの情報を受け取れていることへの満足度」は40.3%となっていますが、「行政に町民の意向が反映されていることへの満足度」は16.0%と伸び悩んでいます。
- ・デジタル技術の発展等の社会環境の変化とともに、住民ニーズは多様化してきています。こうした変化に対応し、町では住民が通報できるシステム、各種手続きの電子申請、キャッシュレス決済の導入等、行政のデジタル化を進めています。
- ・より少ない経費や労力で最大の効果を上げるため、DXの推進や行政改革を進めており、「行政サービスが充実していることへの満足度」は28.8%と年々上昇しています。
- ・地方公務員離れが進む中、時差出勤やテレワークの推進、育児・介護支援の強化など、職場環境の改善を進めています。



町公式LINE

課 題

- ・住民意向をきめ細かく反映した行政運営を行うために、住民への情報提供の充実と、町政に参画する機会の拡充を図る必要があります。
- ・SNSやマイナンバーカード、AI等のICT技術を有効に活用し、利用しやすい窓口体制を推進し、住民が満足できる行政サービスの提供や、DXの推進等による効率的な行政運営を実現する必要があります。
- ・多様化する住民ニーズや地域の課題に対して、柔軟かつ機動的に対応できる組織体制を確保する必要があります。
- ・職員一人ひとりが業務の質の向上に努め、専門能力、政策形成能力を高めていく必要があります。
- ・職員の人材確保が課題であり、柔軟な働き方の導入や職場環境の改善を進めていく必要があります。



窓口利用体験調査

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- まちの情報が住民と行政の間で共有され、住民と行政が信頼関係を持ちながら、ともに創るまちを目指します。
- DXを推進することにより、住民と行政双方にとって利便性の高いまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
町ホームページへの新着記事投稿件数	1年間でホームページの新着情報に投稿・更新した記事の件数	106件	316件/年	360件/年 【250件/年】
住民意向の反映状況への満足度	町民意識調査で「行政に町民の意向が反映されている」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	11.5%	16.0%	20% 【15%】
行政サービスに対する満足度	町民意識調査で「行政サービスが充実している」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	20.0%	28.8%	35% 【30%】

9-1 行政運営

重点施策方針



施策方針

(1) まちの情報発信の充実	①ホームページやSNS等様々な広報媒体は、適宜刷新・更新を進めます。 ②広報紙やホームページ、SNSの内容の充実を図るとともに、動画等の活用による伝わりやすさ、見やすさの向上に取り組みます。 ③町政への関心を高めるため、ホームページ等での情報の配信等を検討します。 ④オープンデータを活用し、町の情報を誰でも簡単にアクセスできる形で発信し、地域の魅力や利便性の向上を図ります。
(2) 住民意向の反映 機会の充実	①町民意識調査、パブリックコメント、町長への提案等の実施に加え、調査方法の検討を行います。 ②まちづくりに関する町民会議等の機会の拡充、募集方法の改善等により、幅広い住民の参画を進めます。 
(3) 住民サービスの 向上	①住民にとって利用しやすい行政サービスのため、キャッシュレス決済やコンビニ交付の推進に加え、庁舎移転を見据えた窓口サービスのあり方を検討します。 ②住民の様々な悩みや不安に対応できるよう、相談体制を充実します。 
(4) 効率的な運営を 行うための組織 の実現	①様々な課題に対して、柔軟に対応できるよう、組織の見直しや横断的な組織体制の構築に努めます。 ②民間委託の活用やDXの推進等により、業務の効率化を進めます。 ③職員の能力向上、知識の習得のため、職員研修を充実します。 ④職員の意識向上のため、人事考課制度を活用します。 ⑤専門性向上を図りつつ、業務量に応じた職員配置を行うことで効率的かつ効果的な組織づくりを進めます。
(5) 働きやすい職場 の実現	①自己啓発休業の導入等、職員が働きやすい職場環境の改善に取り組みます。

関連計画

- 武豊町第8次行革プラン(2025年度策定予定 総務課)
- 武豊町DX推進計画(2025年度策定予定 企画政策課)
- 武豊町における次世代育成支援及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(2025年度改定予定 秘書広報課)



SDGsとの関係

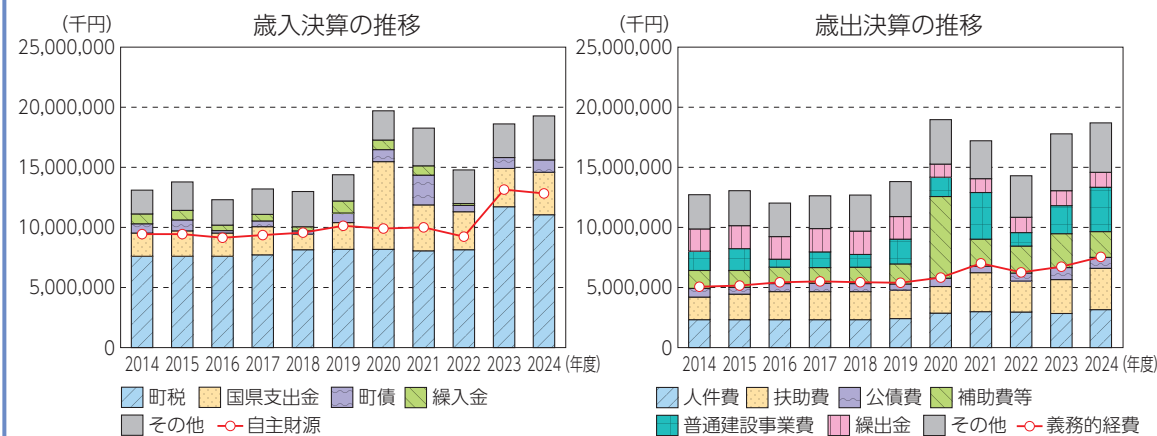
本取組分野に関連する
主なゴール



現 状 と 課 題

現 状

- ・歳入（一般会計）の約6割を占める町税は、民間企業の設備投資の影響もあり、一時的に増収となっていますが、今後は減少傾向になることが予想されます。
- ・税制は毎年改正されるため、課税事務は年々複雑化しています。
- ・財政の健全性を示す指標の一つである実質公債費比率*は2.3%（2024年度（令和6年度））と基準を大きく下回っている等、現状では町財政は健全な状況にあります（令和6年度基準：早期健全化基準25%、財政再生基準35%）。
- ・今後は人口減少、特に生産年齢人口の大幅な減少が見込まれること等により、町税の減少が懸念されます。加えて、高齢化や各種医療費助成等に伴う扶助費の増加は不可避な状況であり、財政の硬直化を招く恐れがあります。
- ・広報紙等で税金の使途をわかりやすく公表し、透明性を確保しています。
- ・公営企業では、人口減少や節水型社会への移行に伴う収入の減少と、施設の老朽化等による費用の増加により、厳しい事業経営が懸念されます。



課 題

- ・民間企業の設備投資により、一時的に税収増となっていますが、恒久的な税収ではないことから、計画的な歳出抑制を行う必要があります。
- ・公平・公正な賦課徴収を実現するために、職員一人ひとりが知識習得に励み、能力を向上させていく必要があります。
- ・将来を見据えた計画的な財政運営を目指し、限られた予算の中で、既存事業の継続、廃止、新規事業の立ち上げ等、的確に選択する必要があります。
- ・予期しない事態にも対応できるよう、歳入歳出のバランスを図りながら適正な基金残高の確保に努める必要があります。
- ・公共施設の老朽化等による今後の必要経費を正確に把握する必要があります。
- ・持続可能な財政運営に向け、財源の確保を進める必要があります。
- ・公営企業は、中長期投資・財政計画を踏まえて策定した水道事業ビジョン・下水道事業経営戦略に基づき、計画的な事業経営を行う必要があります。



ネーミングライツを導入した温湯プール

施策の基本方針（施策が目指す姿）

- 中長期的な視点に立ち、健全な財政運営を維持できるまちを目指します。

成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
実質公債費比率*10	当該年度における実質公債費比率 (町の収入に対する負債返済の割合)	1.0%	2.3%	5%以内 【5%以内】

施策方針

(1) 公平・公正な賦課徴収と納税・納付意識の向上	①キャッシュレス決済の充実等による利便性の向上や業務の効率化により、公平・公正な賦課徴収を進めます。 ②外国人に向けた情報発信など納税環境の整備について研究を進めます。 ③税金や保険料以外の使用料等についても、債権管理方法の統一に向けた調査・研究を進めます。
(2) 財政の健全化	①税金の使い道や財政状況をわかりやすく公表し、財政の透明性を確保します。 ②事業の見直しや廃止の検討を進めるとともに、補助金・交付金等の活用に努め、各会計の健全性を確保します。 ③中長期財政計画・水道事業ビジョン・下水道事業経営戦略に基づいた事業運営を行います。
(3) 財産の適正管理と有効活用	①将来世代への過大な負担としないため、公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な管理を進めます。 ②使用料や手数料は適宜見直しを図ります。 ③ネーミングライツの推進、町有財産の有効活用等により、財源の確保を進めます。

関連計画

- 武豊町第8次行革プラン(2025年度策定 総務課)
- 武豊町公共施設再編計画(2022年度策定 総務課)
- 武豊町下水道事業経営戦略(2024年度改定 上下水道課)
- 武豊町公共施設等総合管理計画(2023年度改定 総務課)
- 武豊町水道事業ビジョン(2025年度改定予定 上下水道課)

用語解説

*10 実質公債費比率……23頁参照。



SDGsとの関係

本取組分野に関連する
主なゴール



16 平和と公正を
すべての人に

第4章 計画の推進に向けて

総合計画に基づき各分野の施策・事業を効率的・効果的に実施するために、毎年施策評価をし、その結果に基づき次年度以降の方針を立て、実施計画へ反映させるPDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。

1. 総合計画の運用・進行管理の方針

第3章分野別計画に設定した成果指標の達成状況、前年度の事業・取組の実績に基づいて、施策方針に掲げる施策評価を毎年度実施します。

その結果を実施計画に反映し、予算化することで、事業の実施、施策評価を繰り返すPDCAサイクルを運用します。評価と予算を連動させ、実効性のある進行管理システムを構築します。

2. 進行管理の仕組み

①施策評価（Check:評価）

成果指標の数値、前年度の事業・取組の実績を参考に分野別計画に掲げる施策の基本方針（施策が目指す姿）にいかになんづけたかを各課等において確認し、分野別計画の施策方針別に達成状況を評価します。

また、第7次武豊町総合計画策定の際には、総合計画審議会へ計画期間における施策の実績を提示して、施策評価の取りまとめをします。

②実施計画（Action:改善）

施策評価に基づき、向こう3か年で実施予定の主要事業を位置づける実施計画を策定します。

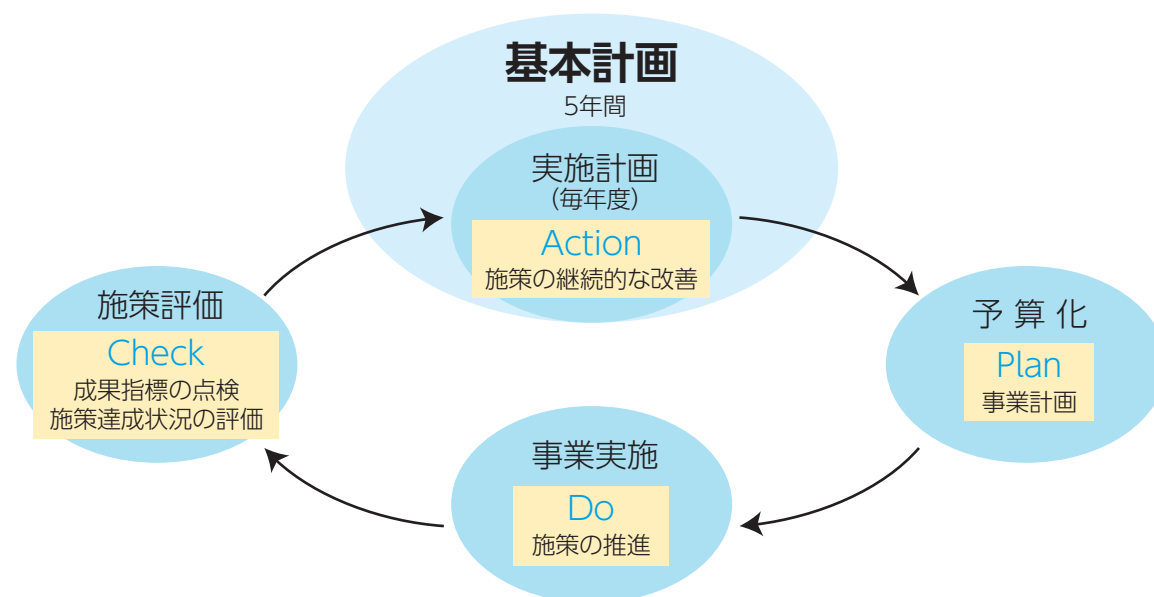
③予算化（Plan:計画）

実施計画を毎年度における予算編成の指針とし、次年度予算を編成します。

④事業実施（Do:実行）

予算化された事業を実施します。

【総合計画の進行管理システム】



3. 進行管理の実施体制

施策評価は、分野別計画に掲げる施策方針の評価を確認するとともに、その評価に基づき、実施計画原案を作成します。

実施計画原案をもとに、ヒアリングを行い、実施計画を策定します。

その後、実施計画に掲載した主要事業を含めた予算案を取りまとめます。

この予算案について議会での審議・承認を得て、各課等は予算に基づき事業を実施します。

第4編

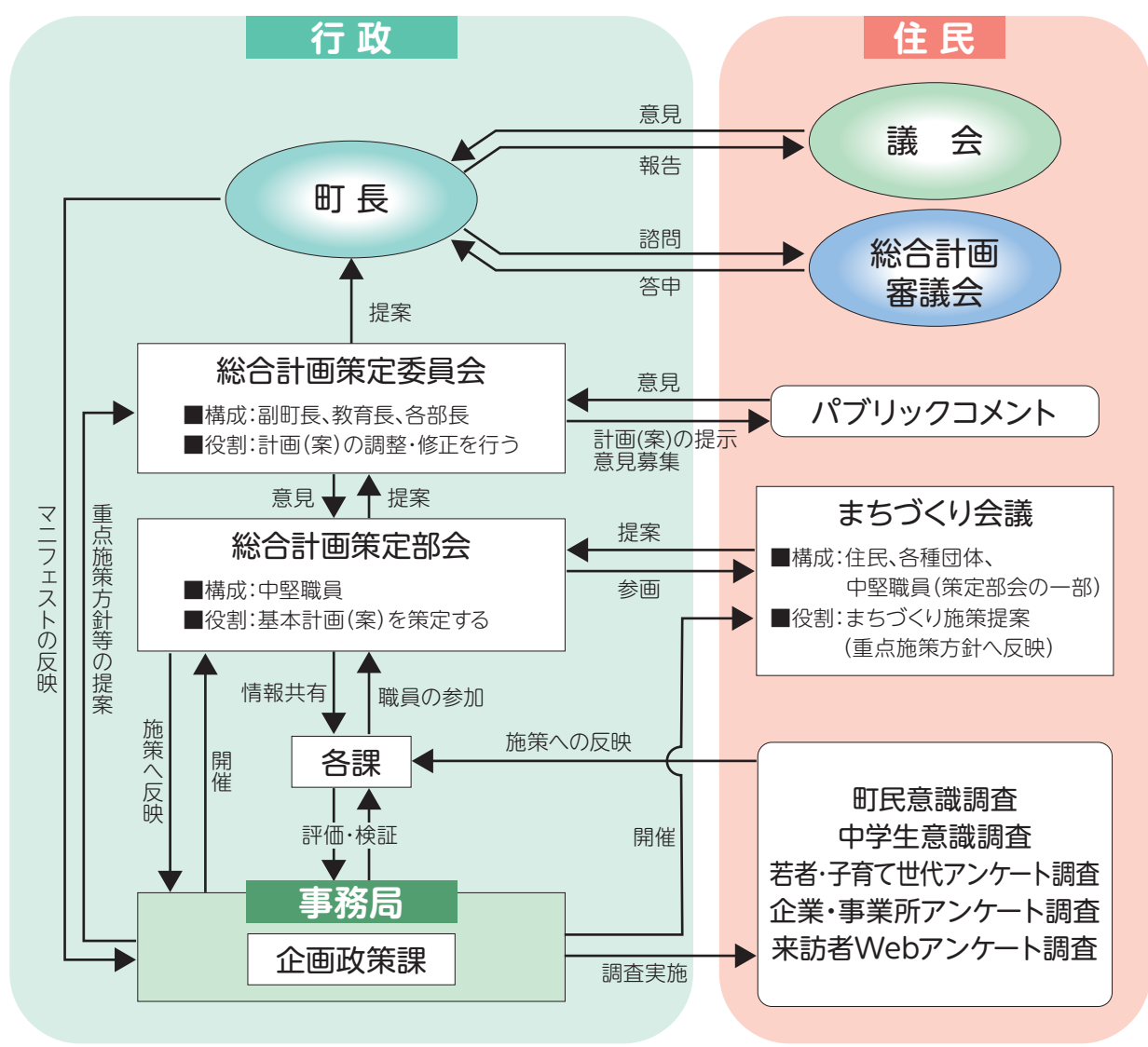
資料編



1 策定経過

第6次武豊町総合計画(スマイルビジョンTAKETOYO)後期基本計画策定にあたっての体制と経過は次のとおりです。

1-1 策定体制



1-2 策定経過

年	月	町議会	審議会	策定委員会	策定部会	住民参加	内 容
令和6年 (2024年)	1月			①			第1回武豊町総合計画策定委員会(29日)
	5月				①		第1回武豊町総合計画策定部会(7日)
	7月	○					中学生意識調査(7月1日～7月31日)
							行政報告会(3日)
							町民意識調査(7月29日～8月19日)
							若者・子育て世代アンケート調査(7月29日～8月19日)
							企業・事業所アンケート調査(7月29日～8月19日)
							来訪者Webアンケート調査(7月31日～9月8日)
	9月				②		第2回武豊町総合計画策定部会(19日)
	11月				③		第3回武豊町総合計画策定部会(1日)
							第2回武豊町総合計画策定委員会(15日)
	12月					○	第1回武豊町まちづくり会議(23日)
							各課ヒアリング(12月2日～12月20日)
							第2回武豊町まちづくり会議(14日)
令和7年 (2025年)	1月					○	第3回武豊町まちづくり会議(11日)
							第4回武豊町総合計画策定部会(23日)
	2月				③		第3回武豊町総合計画策定委員会(19日)
	3月		①				第1回武豊町総合計画審議会(11日)
	6月	○		④			第4回武豊町総合計画策定委員会(13日)
							全員協議会(24日)
	7月		②				第2回武豊町総合計画審議会(22日)
	8月			⑤			第5回武豊町総合計画策定委員会(29日)
	9月		③				第3回武豊町総合計画審議会(10日)
	10月	○					行政報告会(7日)
							パブリックコメント(10月8日～11月7日)
	11月			⑥			第6回武豊町総合計画策定委員会(27日)
	12月		④				第4回武豊町総合計画審議会(11日)

2 総合計画審議会

2-1 武豊町総合計画審議会 委員

敬称略

No	区 分	氏 名	役職等
1	知識経験を有する者	◎千頭 聡	日本福祉大学 教授
2	町教育委員会委員	浅野 俊太郎	武豊町教育委員会 教育長職務代理
3	各種団体の代表者	原田 時男	武豊町農業委員会 会長
4	各種団体の代表者	福田 昌寛	武豊町勤労者代表(連合愛知知多地域協議会 代表)
5	各種団体の代表者	橋詰 弥久雄	武豊町商工会 会長
6	各種団体の代表者	森田 広幸	あいち知多農業協同組合 武豊地域担当理事代表
7	各種団体の代表者	穂刈 正洋 (岩部 雅人)	武豊経営者懇談会 代表
8	各種団体の代表者	中川 美知夫	武豊町社会福祉協議会 会長
9	各種団体の代表者	小藤 省吾	武豊町文化協会 会長
10	各種団体の代表者	栗本 孝成	武豊町老人クラブ連合会 会長
11	各種団体の代表者	中込 理人	武豊町子ども会育成連絡協議会 会長
12	各種団体の代表者	三厨 晴恵	武豊町スポーツ協会 副会長
13	各種団体の代表者	井上 久枝	武豊町ボランティアセンター 代表
14	知識経験を有する者	○明壁 恭子	まちづくり会議 代表
15	知識経験を有する者	青木 宏和	長尾部 部長
16	知識経験を有する者	出口 晋	大足区 区長
17	知識経験を有する者	渡邊 好文	富貴地区区長会 会長
18	知識経験を有する者	岩瀬 雅哉	愛知県総務局総務部市町村課地域振興室 兼 愛知県知多県民事務所県民防災安全課 担当課長
19	公募による者	羽山 英幸	一般公募
20	公募による者	奥村 圭子	一般公募
21	公募による者	鳥本 靖之	一般公募
22	公募による者	市川 大輔	一般公募
23	公募による者	高木 正博	一般公募
24	公募による者	田中 晴雄	一般公募

◎会長、○副会長、()内は前任者

2-2 武豊町総合計画審議会 開催経緯

回	開催日時	審議内容
第1回	令和7年(2025年) 3月11日(火) 10:00~12:00	1 会長・副会長の選出 2 議事 (1) 第6次武豊町総合計画について (2) 第6次武豊町総合計画後期基本計画の策定について (3) 令和6年度町民等意識調査の結果について (4) まちづくり会議の結果について (5) 第6次武豊町総合計画前期基本計画成果指標について
第2回	令和7年(2025年) 7月22日(火) 10:00~12:00	1 諮問 第6次武豊町総合計画後期基本計画について 2 議事 (1) 第6次武豊町総合計画前期基本計画成果指標について (2) 第6次武豊町総合計画後期基本計画(案)について (3) 第6次武豊町総合計画後期基本計画(案)への修正提案
第3回	令和7年(2025年) 9月10日(水) 13:30~15:30	1 議事 (1) 第6次武豊町総合計画後期基本計画(案) について (2) 第6次武豊町総合計画後期基本計画答申書作成方針について
第4回	令和7年(2025年) 12月11日(木) 10:00~11:30	1 議事 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第6次武豊町総合計画後期基本計画(案)について (3) 第6次武豊町総合計画後期基本計画答申書(案)の確認について 2 答申 第6次武豊町総合計画後期基本計画について



審議会の様子

はじめに

基本構想

基本計画

都市環境

こども

学び

健康・福祉

安全・安心

産業・交流

環境

まちづくり・地域経営

行財政

資料編

〈諮問〉

武豊町総合計画審議会
会長 千頭 聡 様

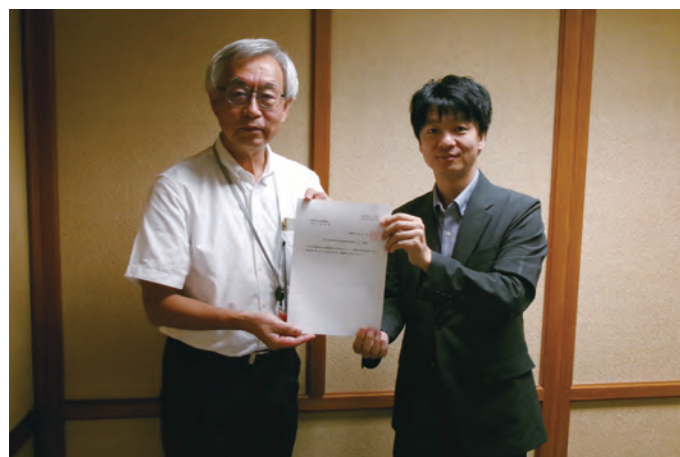
武企発第1025号
令和7年7月22日

武豊町長 鳥羽 悠史



第6次武豊町総合計画後期基本計画について（諮問）

第6次武豊町総合計画後期基本計画の策定について、武豊町総合計画条例（令和元年条例第5号）第5条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



〈答申〉

令和7年12月11日

武豊町長 鳥羽 悠史 様

武豊町総合計画審議会
会長 千頭 聡



第6次武豊町総合計画後期基本計画について（答申）

令和7年7月22日付け武企発第1025号で諮問のありました第6次武豊町総合計画後期基本計画について、本審議会でも慎重に審議した結果、これを妥当と認め次の意見を付して答申します。

併せて、計画が着実に推進されることを要望します。

記

- 1 人口減少、超高齢社会が進展する中、武豊町に住み続けたい、住んでみたい、働きたい、と思われる、魅力あふれる「選ばれるまち」を目指すこと。
とりわけ、今後の武豊町の将来を担う「こども」の主体性を育て、達成感や幸福感を高めていくことは重要であり、「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策を推進すること。また、町民、特にこどもや子育て世代、若者がまちづくりに関わる機会を増やす施策を推進すること。
- 2 少子化の進展や人口減少による財政状況のひっ迫や行政サービス低下の懸念に対応し、持続可能な行財政運営を行うため、業務のデジタル化やDXの推進等の行財政改革を積極的に進めること。
また、グローバル化や価値観の多様性が進む中で、年齢や性別、国籍に関りなく繋がりをもち、それぞれが活躍できる共生社会を目指した施策を推進すること。

3 住民参加

3-1 意識調査

調査の目的、対象、方法、期間、回収状況は以下の通りです。

① 町民意識調査	
調査目的	・町の住みごち、今後の居住意向、行政施策に対する評価等について、町民の意向を把握する
調査対象	・武豊町在住の15歳以上の町民から無作為抽出した3,000人
調査方法	・郵送による配布・回収、または郵送による配布・Webによる回答回収
調査期間	・令和6年7月29日に郵送にて配布し、8月19日を返信期限として回収
回収状況	・配布数 3,000票 有効回収数 1,605票 有効回収率 53.5%
② 中学生意識調査	
調査目的	・町の住みごち、今後の居住意向、幸福度、家庭や学校での生活について、中学生の意向を把握する
調査対象	・武豊町の中学校に在学する中学生(中学1・2年生 797名)
調査方法	・学校を通じ依頼、Webによる回答回収(一部郵送による回収)
調査期間	・令和6年7月1日に中学校に依頼、7月31日までに回収
回収状況	・配布数 797票 有効回収数 766票 有効回収率 96.1%
③ 若者・子育て世代アンケート調査	
調査目的	・住まい、結婚、子育てについての現状・課題・行政への要望を把握する
調査対象	・町内の18歳以上40歳未満の町民から無作為抽出した1,000人
調査方法	・郵送による配布・回収、または郵送による配布・Webによる回答回収
調査期間	・令和6年7月29日に郵送にて配布し、8月19日を返信期限として回収
回収状況	・配布数 1,000票 有効回収数 409票 有効回収率 40.9%
④ 企業・事業所アンケート調査	
調査目的	・事業展開の現状や見通し、今後の行政へ施策への要望等を把握する
調査対象	・郵送による配布・回収、または郵送による配布・Webによる回答回収
調査方法	・令和6年7月29日に郵送にて配布し、8月19日を返信期限として回収
調査期間	・配布数 500票 有効回収数 231票 有効回収率 46.2%
回収状況	・郵送による配布・回収、または郵送による配布・Webによる回答回収
⑤ 来訪者Webアンケート調査	
調査目的	・武豊町以外に住む方に、武豊町に訪れる目的、武豊町のイメージ、武豊町が持つ魅力などの意向を把握する
調査対象	・dポイントクラブ会員を対象とし、その中で半年の間に武豊町に来訪履歴のある愛知県在住者(武豊町民除く)
調査方法	・Web上でのアンケート
調査期間	・令和6年7月31日より調査開始し、9月8日に終了(調査を開始し、目標回収数(1,000)が達成した時点で終了)
回収状況	・回収数 1,000票

- 3 デジタル化を推進する一方で、山車、豆みそ、たまりといった武豊町の伝統文化を守るとともに、様々な文化的体験による心豊かなまちづくりの推進や産業基盤の強化、シビックプライドの醸成を図ること。
- また、住民、地域、企業、団体、行政があらゆる分野における、協働のまちづくりをさらに推進するための環境づくりに努め、協働の意識醸成や取組の促進につなげること。
- 4 区や地域活動等の重要性を周知し、人と人の繋がりを強めていくための施策を推進すること。
- 特に、南海トラフ地震や猛暑、集中豪雨といった自然災害の危険性が指摘される中、公助はもとより地域における共助、自助の強化を行い、平時から連携することで、災害への備えと安全性の確保を推進すること。
- 5 まちの将来像「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」の実現に向け、行政は部署間の連携をより深め、全庁を挙げて組織横断的に計画の推進に取り組むこと。また、関連計画の策定や見直しにあたっては、総合計画との計画期間と内容に整合を図ること。
- 更に、毎年度、施策及び重点施策方針の評価により、業務の改善を継続的に図ること。また、実施計画により具体的な施策を公表することで、総合計画の進捗状況やその内容を住民にわかりやすく伝えること。

以上

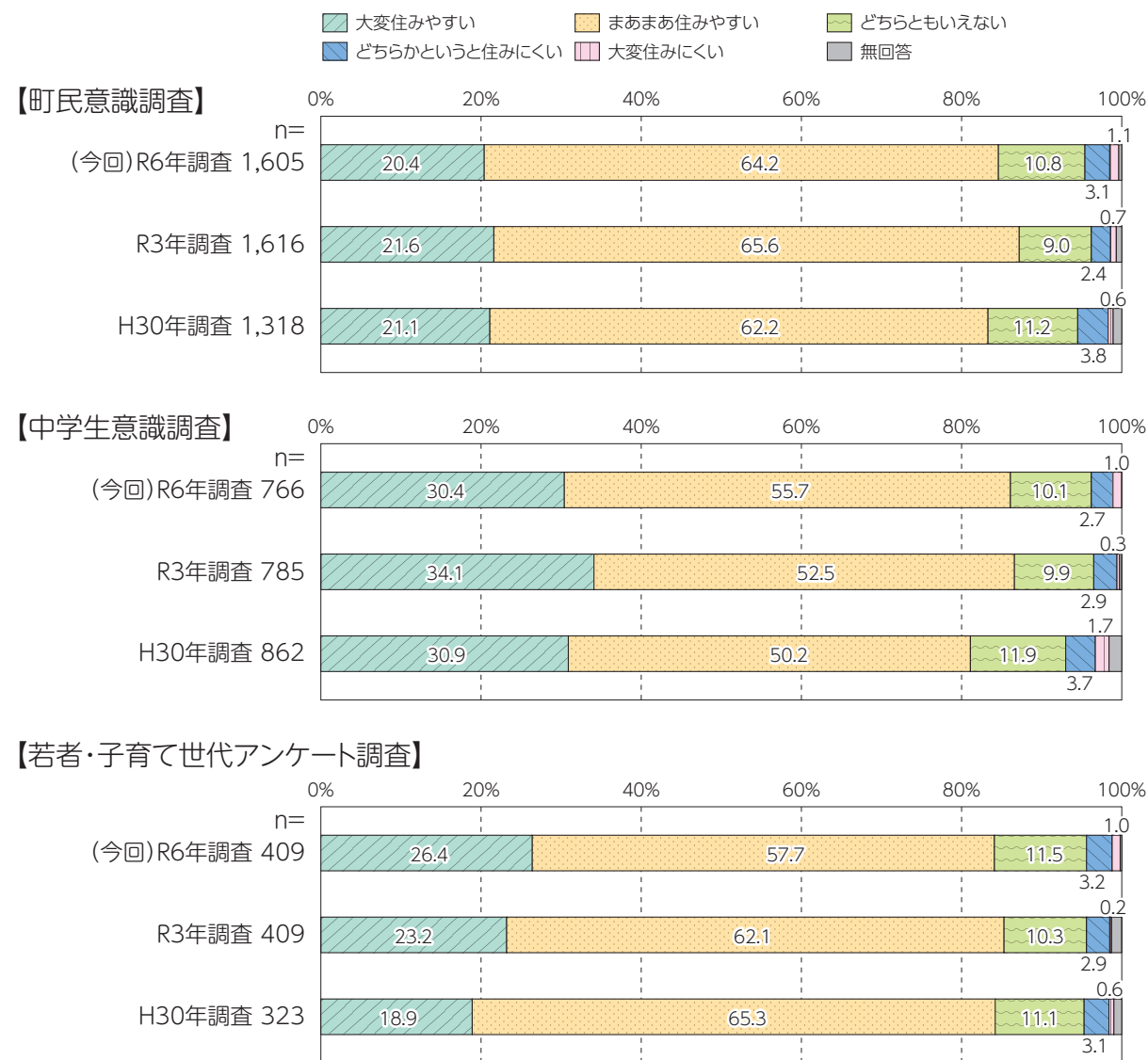


(1) 町の暮らしやすさ

●町の住みごちは、いずれの調査でも8割以上の回答者が『住みやすい』と評価しています。

- ・町民意識調査、中学生意識調査、若者・子育て世代アンケート調査のいずれの調査でも、8割以上の回答者が『住みやすい(「大変住みやすい」+「まあまあ住みやすい」)』と評価しています。
- ・令和3年調査と比べると『住みやすい』は下降していますが、平成30年調査と比べると、町民、中学生では高まっています。
- ・若者・子育て世代アンケート調査では、「大変住みやすい」が年々増加しています。

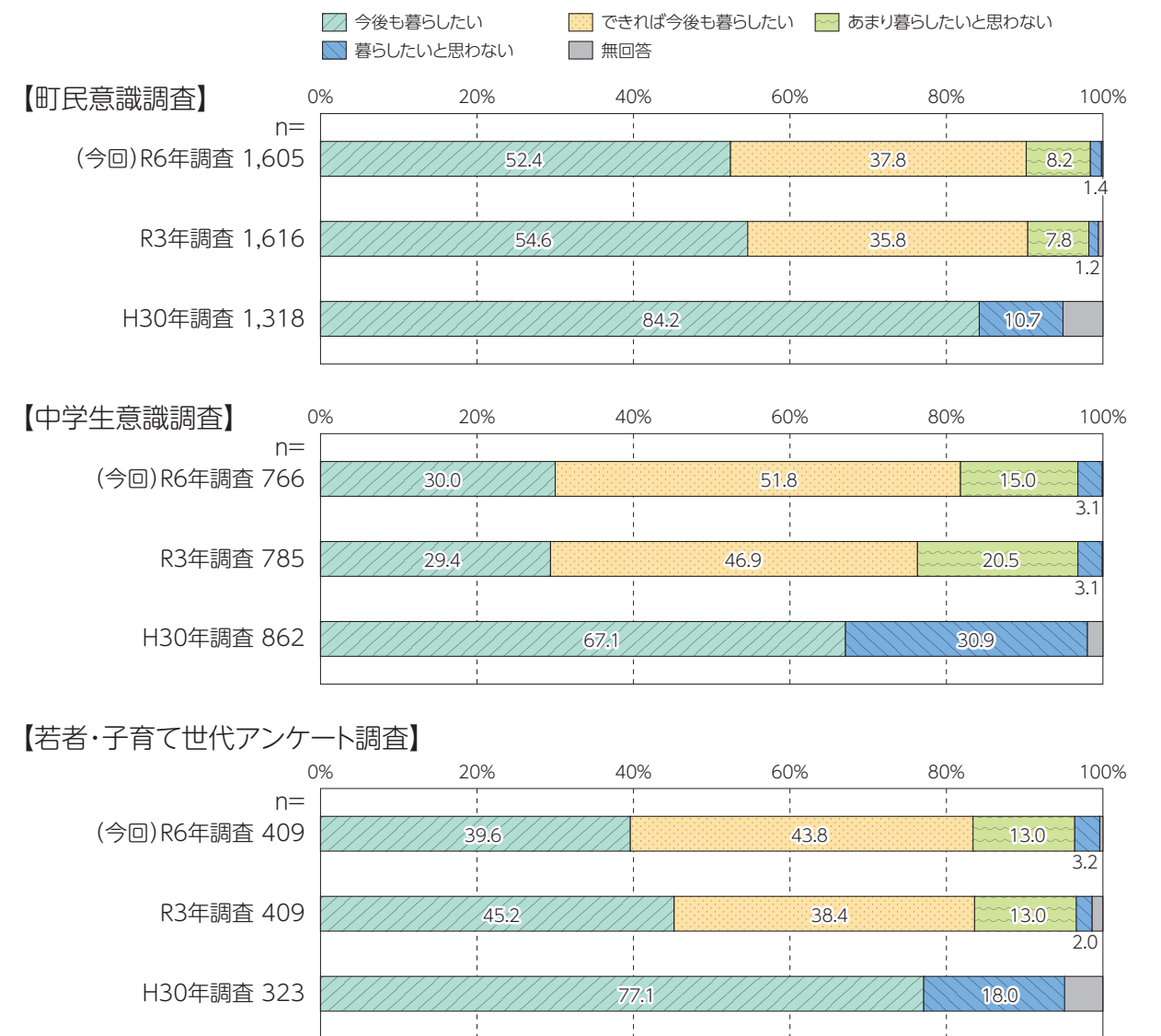
図表-1 住みごち(過去調査との比較)



●今後の居住意向について、町民意識調査では9割以上が『今後も暮らしたい』と回答しています。

- ・『今後も暮らしたい(「今後も暮らしたい」+「できれば今後も暮らしたい」)』の割合は、町民意識調査では90.2%と9割を超える非常に高い割合を示しています。中学生意識調査では81.8%、若者・子育て世代アンケート調査では83.4%です。
- ・令和3年調査と比べると、町民も若者・子育て世代も同程度ですが、中学生では『今後も暮らしたい』が5.5ポイント上昇しています。

図表-2 今後の居住意向(過去調査との比較)



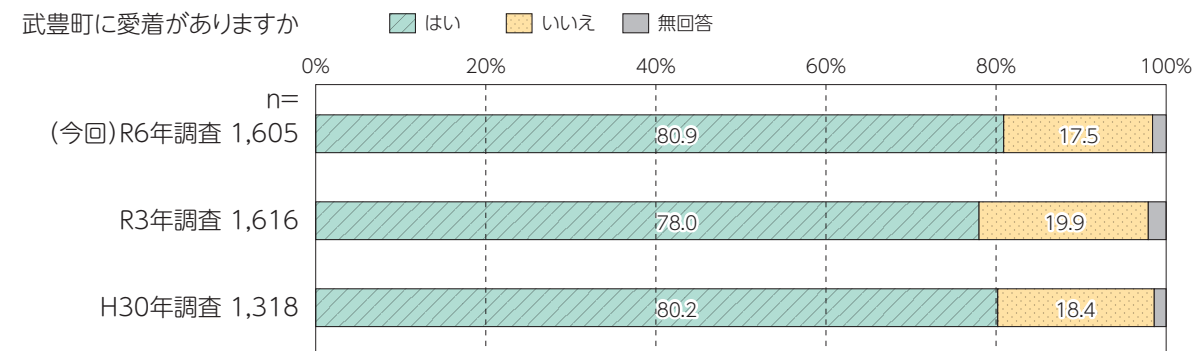
(2) 町への愛着、町の魅力

●町民の約8割が武豊町への愛着を感じています。

- ・町民意識調査では、約8割(80.9%)が「武豊町に愛着がある」と回答しており、令和3年調査、平成30年調査よりも高くなっています。
- ・中学生意識調査では、9割以上(94.3%)が『武豊町のことが好き』と回答しており、令和3年調査、平成30年調査よりも高くなっています。
- ・若者・子育て世代アンケート調査では、約7割(73.3%)が武豊町に愛着や親しみを『感じている』と回答しており、令和3年調査、平成30年調査よりも高くなっています。

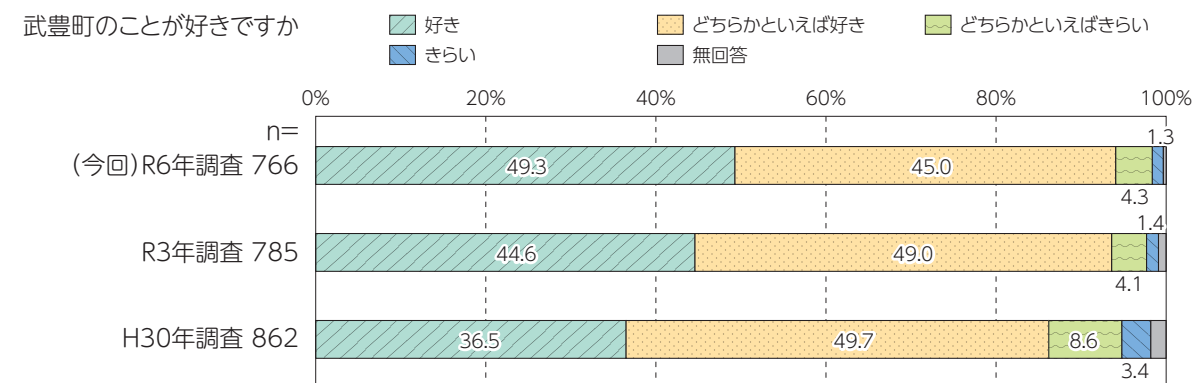
図表-3 武豊町への愛着(過去調査との比較)

【町民意識調査】



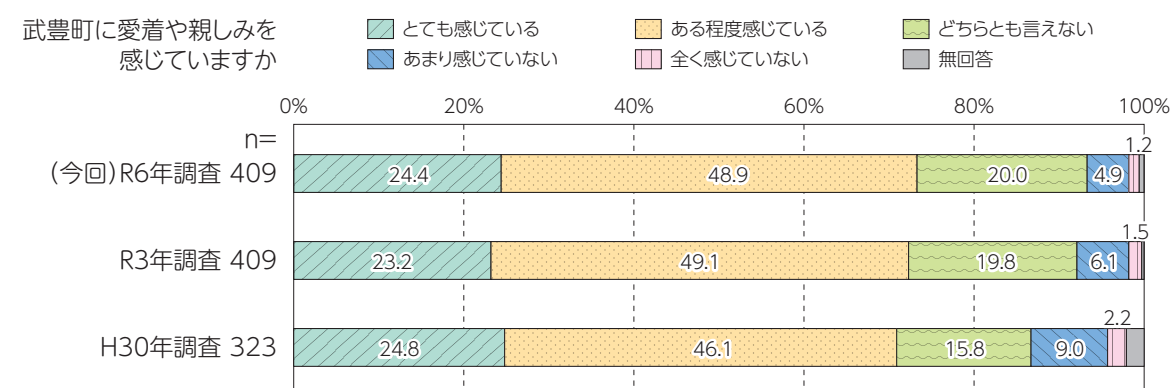
図表-4 武豊町に対する好感度(過去調査との比較)

【中学生意識調査】



図表-5 武豊町への愛着や親しみ(過去調査との比較)

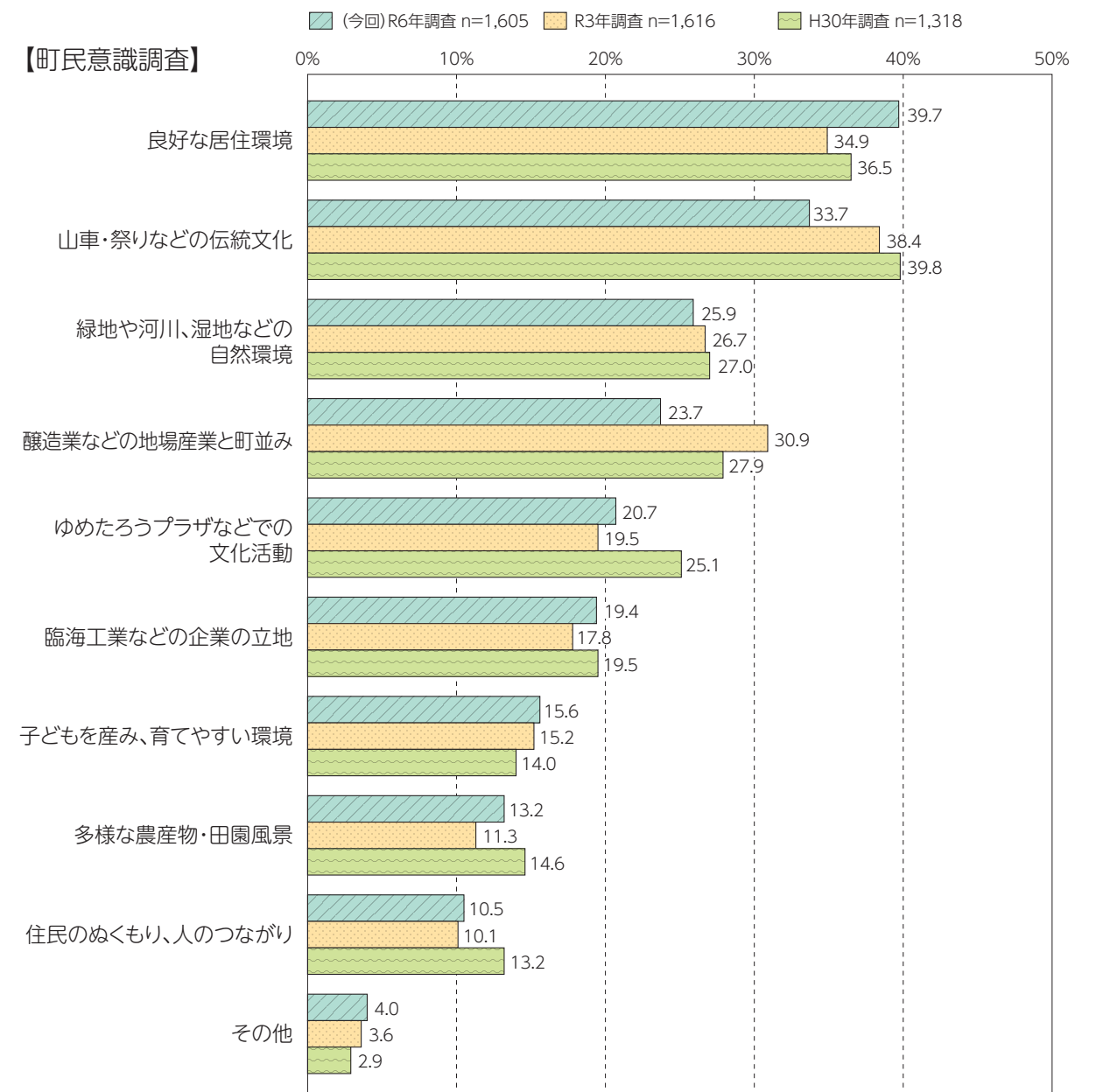
【若者・子育て世代アンケート調査】



●町民の約3割が、「良好な居住環境」と「山車・祭りなどの伝統文化」を町の魅力ととらえています。

- ・町の魅力、自慢できることでは、「良好な居住環境」、「山車・祭りなどの伝統文化」の2項目が3割以上の回答を、「緑地や河川、湿地などの自然環境」、「醸造業などの地場産業と町並み」、「ゆめたろうプラザなどでの文化活動」の3項目が2割以上の回答を得ています。

図表-6 町の魅力、自慢できること(過去調査との比較) 一複数回答(3つまで)一

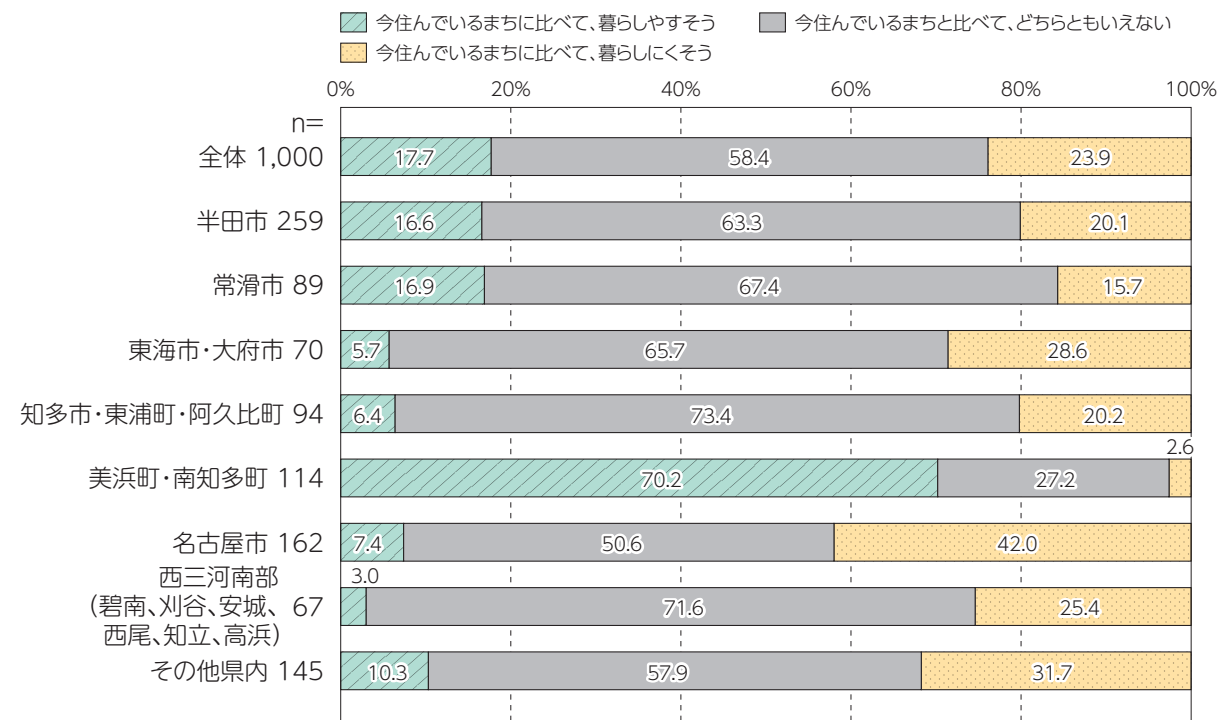


(3) 町外から見た武豊町のイメージ

- 美浜町、南知多町からは、武豊町は「今、住んでいるまちより暮らしやすそう」と思われています。
- ・美浜町・南知多町については、「今、住んでいるまちより暮らしやすそう」が多くなっています。
- ・しかしながら、他市町から見た武豊町の暮らしやすさについては、「どちらともいえない」が半数以上を占めており、「暮らしやすそう」より「暮らしにくそう」が多くなっています。

図表-7 居住地別、武豊町の暮らしやすさ

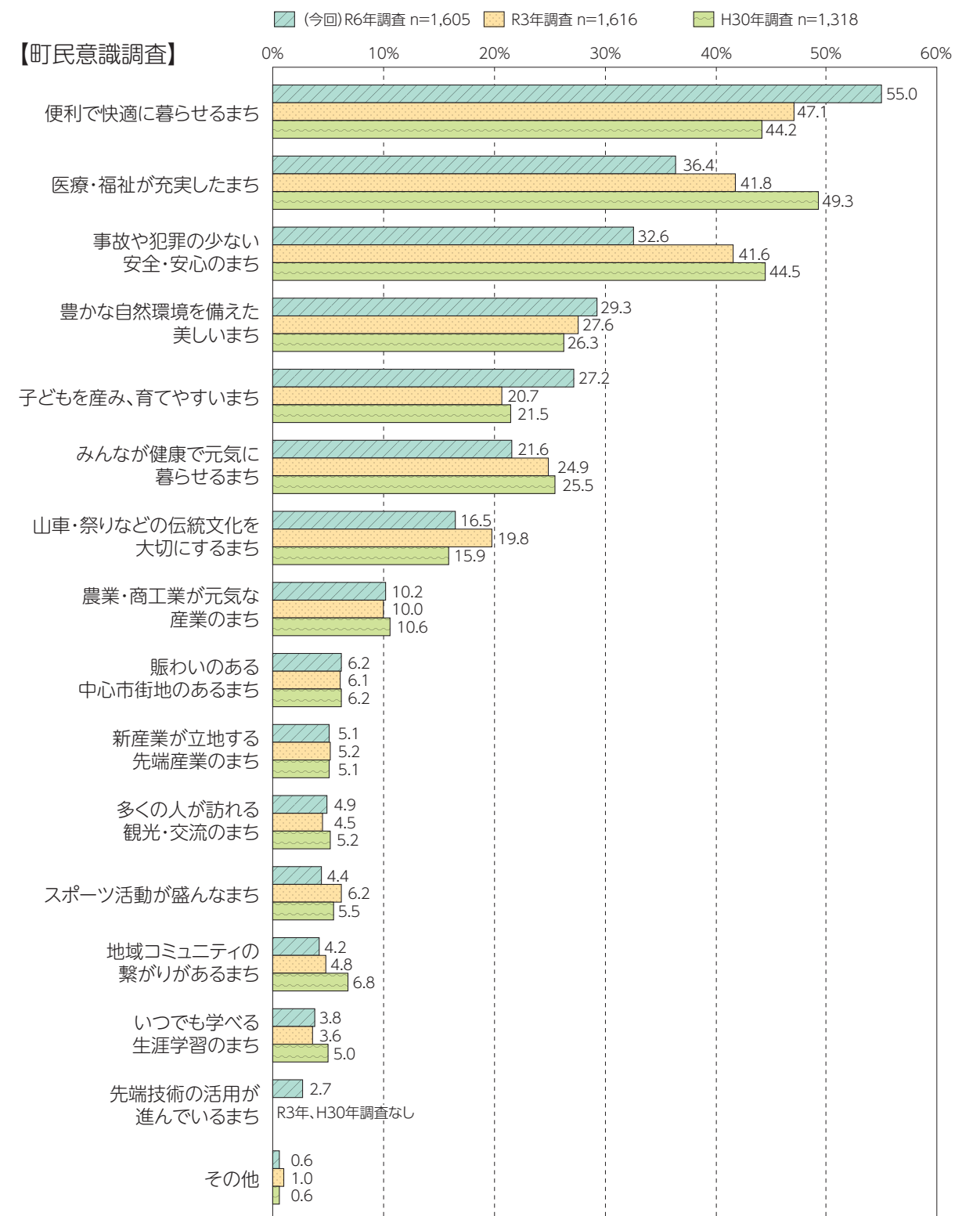
【来訪者webアンケート調査】



(4) 今後のまちづくり

- 将来の町のイメージとしては、「便利で快適に暮らせるまち」、「医療・福祉が充実したまち」、「事故や犯罪が少ない安全・安心のまち」が、3割を超える回答を得ています。
- ・将来の町のイメージとしては、「便利で快適に暮らせるまち」、「医療・福祉が充実したまち」、「事故や犯罪の少ない安全・安心のまち」の3項目が3割を超える高い回答を得ています。
- ・令和3年調査と比較すると、「便利で快適に暮らせるまち」は7.9ポイント上昇しています。また、「子どもを産み、育てやすいまち」は20.7%から27.2%と6.5ポイント上昇しています。

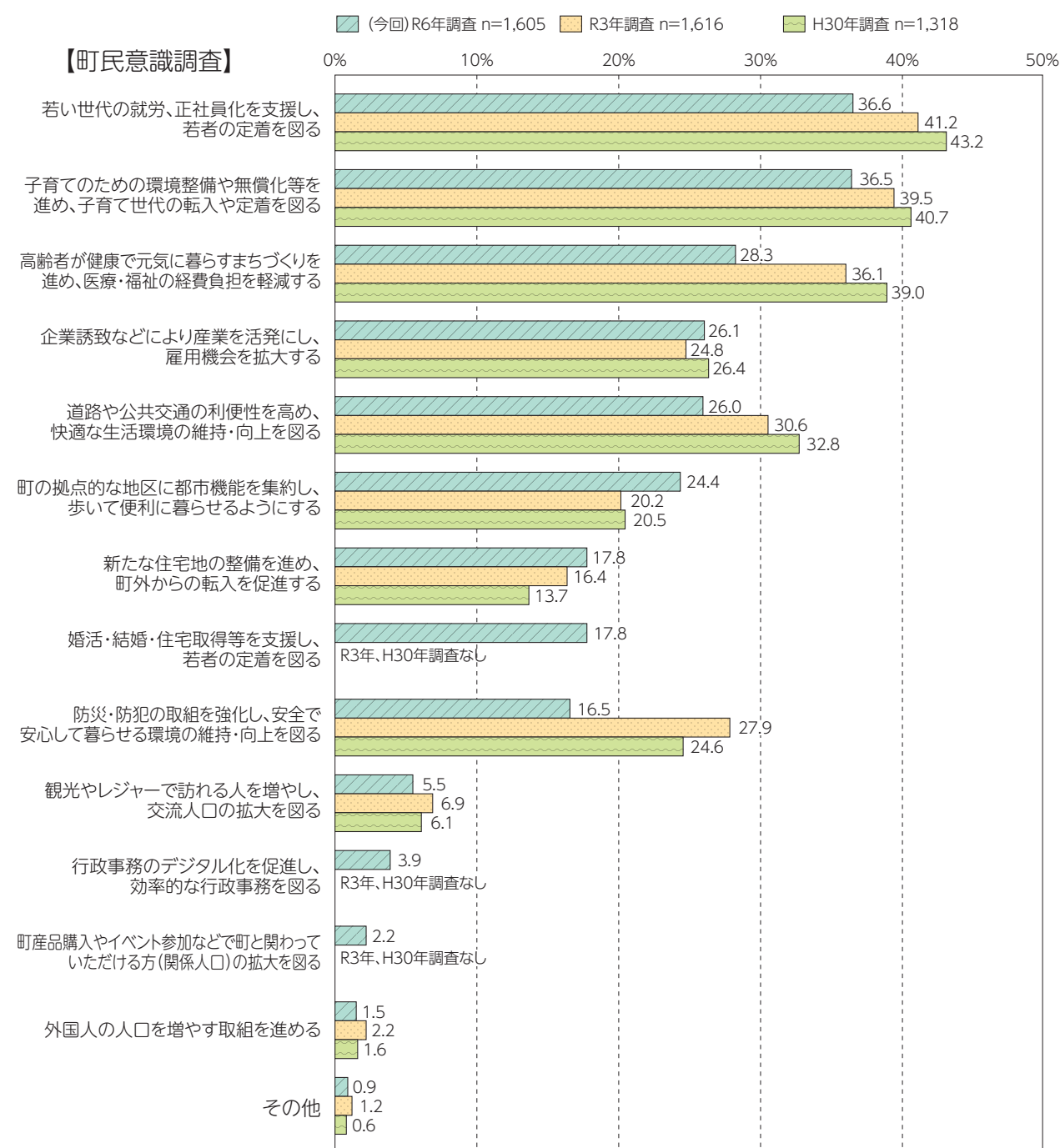
図表-8 将来の町のイメージ(過去調査との比較) ー複数回答(3つまで)ー



●人口減少社会に対応するためには、「若者の定着」や「子育て世代の定着」が望まれています。

- ・人口減少に対応するための取組については、「若い世代の就労、正社員化を支援し、若者の定着を図る」、「子育てのための環境整備や無償化等を進め、子育て世代の転入や定着を図る」の2項目が3割以上の回答を得ています。
- ・令和3年調査と比べると、「町の拠点的な地区に都市機能を集約し、歩いて便利に暮らせるようにする」は4.2ポイント、「新たな住宅地の整備を進め、町外からの転入を促進する」は1.4ポイント、「企業誘致などにより産業を活発にし、雇用機会を拡大する」は1.3ポイント上昇しています。

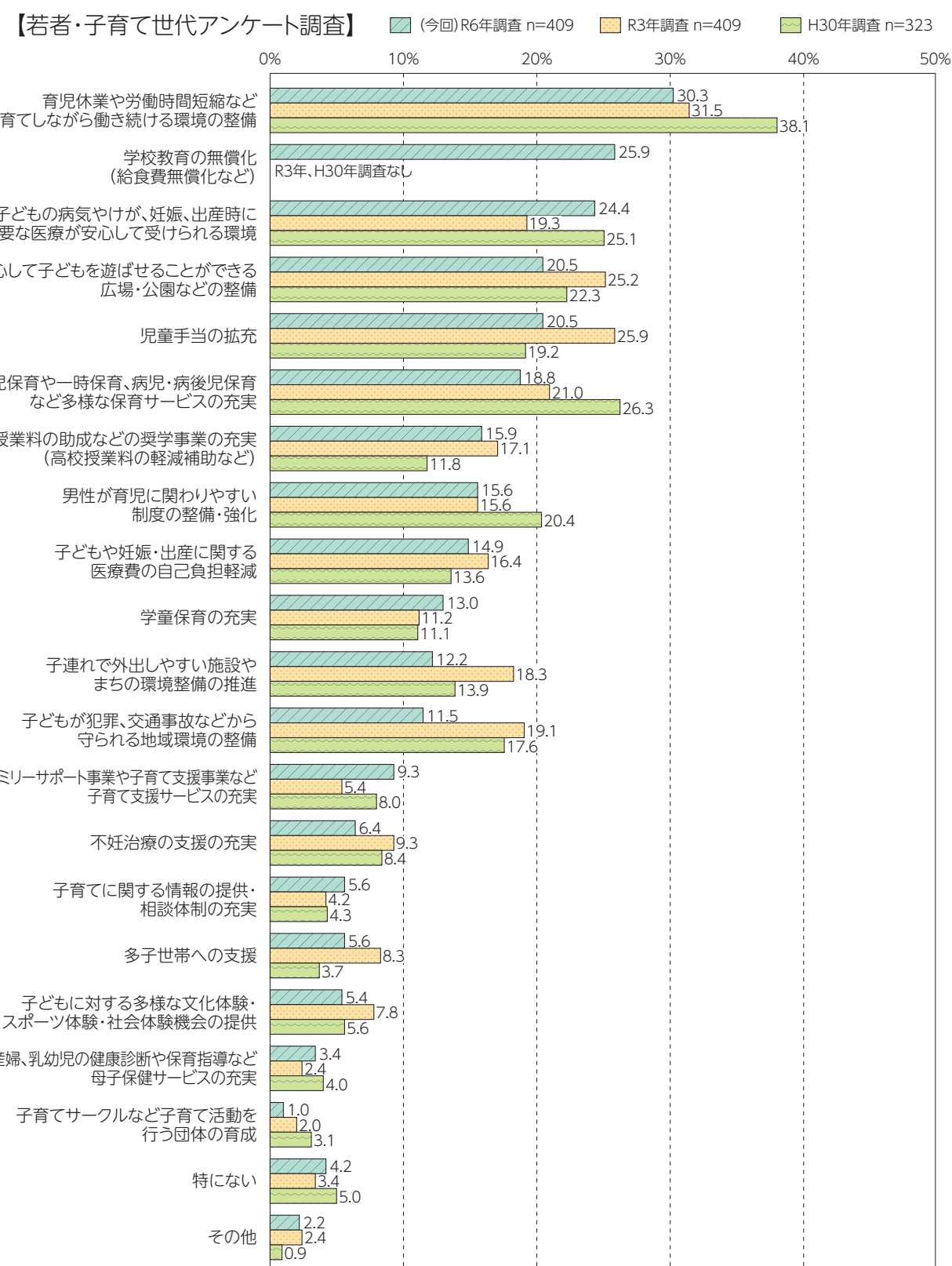
図表-9 人口減少に対応するための取組（過去調査との比較） ー複数回答（3つまで）ー



●若者や子育て世代からは、「子育てしながら働ける職場環境」、「学校教育の無償化」、「必要な医療が安心して受けられる環境」等の取組を望む意見が多くなっています。

- ・子育てしやすい町にするために力を入れることとしては、「育児休業や労働時間短縮など子育てしながら働き続ける環境の整備」、「学校教育の無償化（給食無償化など）」、「子どもの病気やけが、妊娠、出産時に必要な医療が安心して受けられる環境」の3項目が上位3つを占めました。

図表-10 子育てしやすい町にするために力を入れること（過去調査との比較） ー複数回答（3つまで）ー

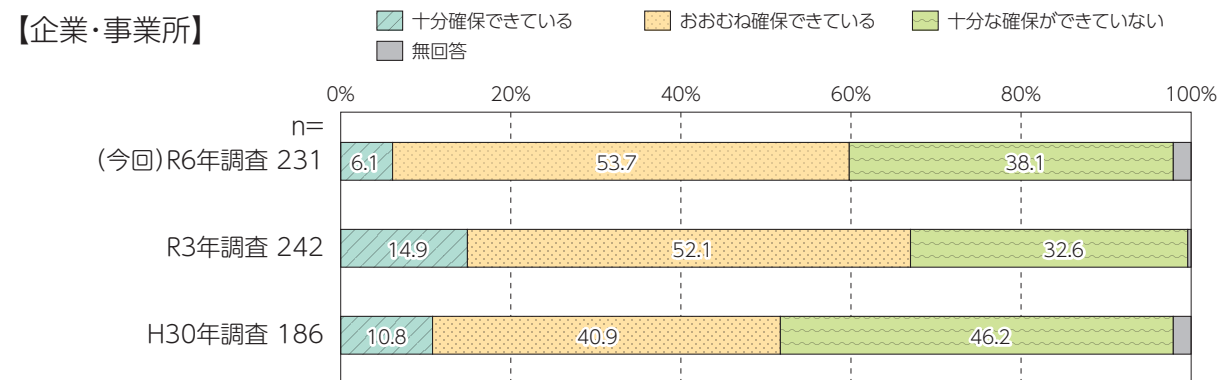


(5) 企業・事業所の動向、今後の展望

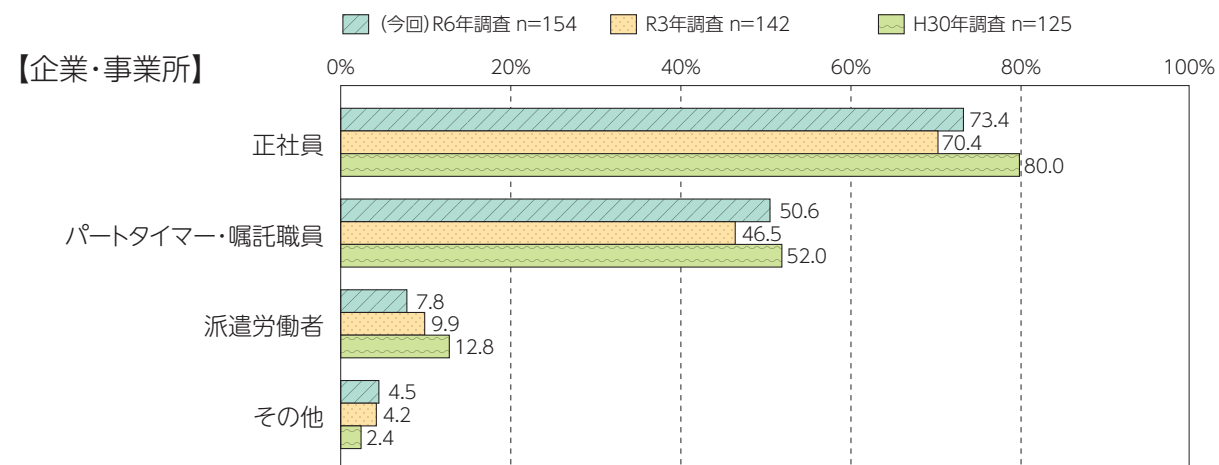
- 人材を十分に確保できていない事業所が増えています。今後の展望を考える上でも、「人件費コスト」が大きな影響を受ける要因としてとらえられています。
- 今後のビジネス展開を行うために必要なこととしては、「人材確保や人材育成に関する情報提供や支援の充実」が求められています。

- ・人材確保の見通しでは、令和3年調査と比較して「十分確保できている」が8.8ポイント低くなる一方で、「十分な確保ができていない」は5.5ポイント高くなっており、人材を確保できていない事業所が増えています。
- ・増加したい人材の勤務形態では、正社員を確保したいと考える事業所が7割を超えています。
- ・今後の業績の展望に大きな影響を受けるとされる要因としては、「人件費コスト」が最も高くなっています。
- ・今後のビジネス展開を行うために必要なことでは、「人材確保や人材育成に関する情報提供や支援の充実」、「道路交通網の整備」、「公共交通の利便性の向上」が求められています。

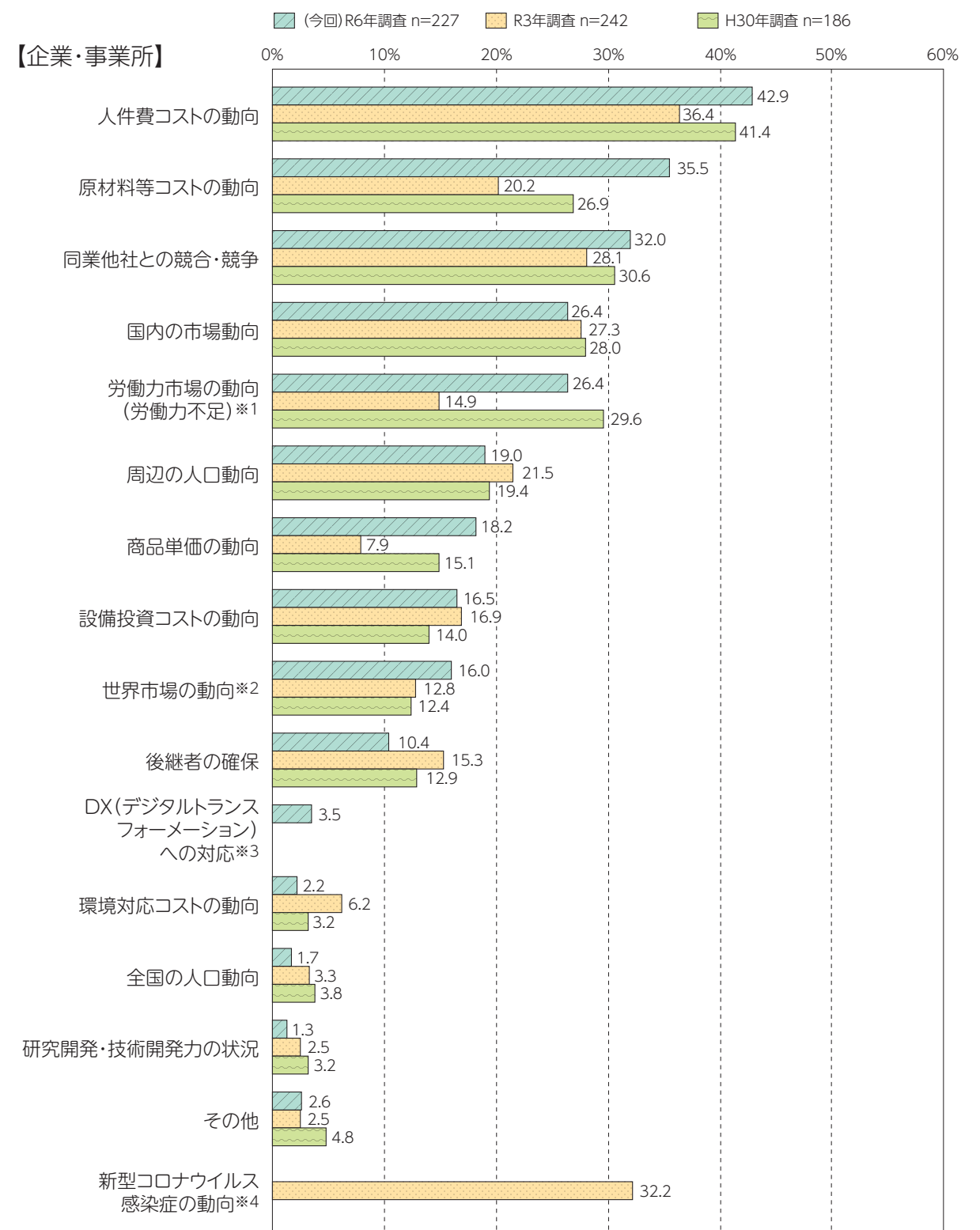
図表-11 人材確保の見通し(過去調査との比較)



図表-12 増加したい人材の勤務形態(過去調査との比較)



図表-13 業績の展望に大きな影響を受けるとされる要因(過去調査との比較) ー複数回答(3つまで)ー



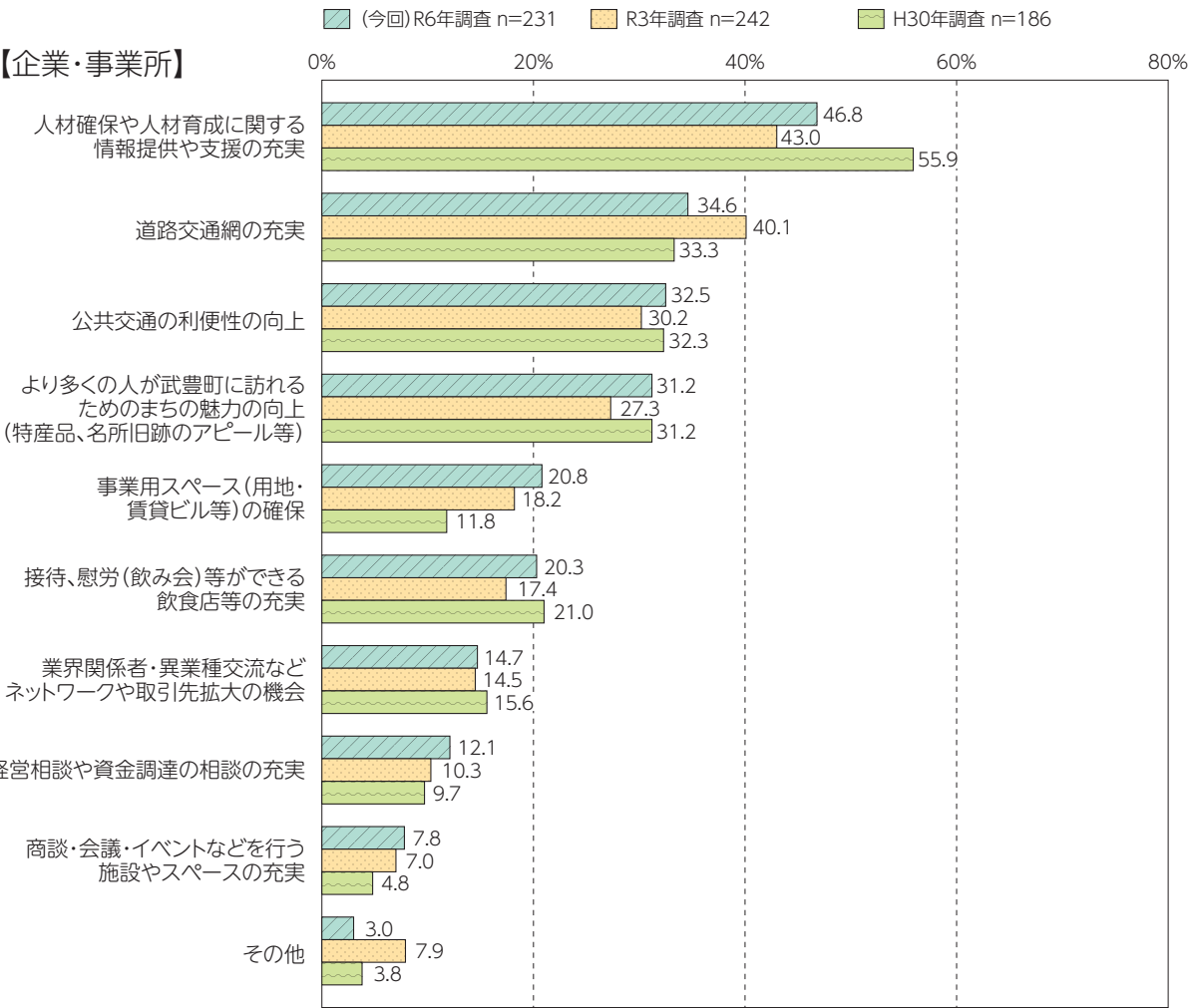
※1:「労働力市場の動向(労働力不足)」は、令和3年度調査以前では「労働力市場(労働力の確保に見通し)」としていた。

※2:「世界市場の動向」は、令和3年度調査以前では「市場の動向」としていた。

※3:「DX(デジタルトランスフォーメーション)への対応」は、今回調査から選択肢に加えたため、令和3年以前は調査していない。

※4:「新型コロナウイルス感染症の動向」は、令和3年度調査のみ選択肢に加えたため、今回および平成30年には調査していない。

図表-14 今後のビジネス展開を行うために必要なこと(過去調査との比較) ―複数回答(3つまで)―



3-2 まちづくり会議

(1)開催目的

第6次武豊町総合計画の策定から年月が経過し、その間に、コロナ禍、円安、物価高騰、DX推進など、まちを取り巻く社会環境も大きく変化しました。

こうした社会環境の変化をふまえつつ、今後、「武豊町がめざすべき姿」や「その実現のために取り組むべきこと」を町民の皆さんと一緒に考える場として『まちづくり会議』を開催しました。

(2)まちづくり会議参加者

まちづくり会議の参加者は、公募の方、各種関係団体から推薦していただいた方と、役場の中堅職員(策定部会メンバーの一部)の計32人です。

敬称略			
NO	区 分	氏 名	団体名・所属等
1	公募	羽山 英幸	
2	公募	三井 さやか	
3	公募	磯部 歩美	
4	公募	小玉 拓也	
5	公募	植田 智紀	
6	公募	鳥本 靖之	
7	公募	明壁 恭子	
8	公募	田中 晴雄	
9	公募	宮上 英善	
10	公募	皿井 一之	
11	公募	楳山 真美	
12	公募	井上 哲平	
13	公募	畠中 直美	
14	公募	柴田 純世	
15	団体推薦	藤野 由香梨	NPO法人Smiley Dream
16	団体推薦	犬塚 久夫	NPO法人武豊文化創造協会(NPOたけとよ)
17	団体推薦	藤田 綾乃	武豊町社会福祉協議会
18	団体推薦	室井 孝仁	武豊町防災ボランティアの会
19	団体推薦	永田 基弘	武豊町商工会
20	団体推薦	中川 貴子	武豊町農業委員会
21	団体推薦	馬場 日出子	武豊町観光ガイドボランティア協会
22	町職員(策定部会委員)	三井 悠揮	防災交通課
23	町職員(策定部会委員)	井筒 健太	企画政策課
24	町職員(策定部会委員)	田中 貴久	福祉課
25	町職員(策定部会委員)	戸田 辰也	子育て支援課
26	町職員(策定部会委員)	森 保樹	環境課
27	町職員(策定部会委員)	榎木谷 亘	産業課
28	町職員(策定部会委員)	鬼頭 瑛	都市計画課まちづくり推進室
29	町職員(策定部会委員)	外山 明加	学校教育課
30	町職員(策定部会委員)	上米良 由佳	町民会館
31	町職員(策定部会委員)	西村 翠	企画政策課
32	町職員(策定部会委員)	鳥居 直也	企画政策課

(3)開催実績

回	開催日時	テーマ	検討内容
第1回	令和6年(2024年) 11月23日(土) 10:00~12:00	理想とする武豊町の未来 (あるべき姿)を考えよう!	・ 未来の武豊町への期待と不安 ・ 理想とする武豊町の未来の姿
第2回	令和6年(2024年) 12月14日(土) 10:00~12:00	未来の姿を実現するための 取組アイデアを出し合おう!	・ 未来の姿を実現するための取組アイデア ・ 4つのテーマ(A~D)に分かれて協議 A. 子どもの学び・育ちを応援するまちへ B. みんなが元気に活動・活躍するまちへ C. 住みよいから、住みたいまちへ(その1) (産業育成と雇用の確保、良好な住環境の確保) D. 住みよいから、住みたいまちへ(その2) (たけとよファンづくり、一元的な町の情報収集・発信のしくみづくり)
第3回	令和7年(2025年) 1月11日(土) 10:00~12:00	未来の姿を実現するための 取組アイデアを深掘りしよう!	・第2回会議で出された取組アイデアをベースに、 重点的な取組について内容を深掘り



まちづくり会議の様子

3-3 パブリックコメント

区 分	概 要
募集案内	広報(令和7年(2025年)10月号)、町ホームページ及び町公式LINE
意見募集期間	令和7年10月8日(水)~11月7日(金)
資料の閲覧方法	役場企画政策課窓口、町ホームページ
募集方法	郵送、FAX、メールまたは役場企画政策課窓口に直接提出
募集結果	1名、3件

4-1 策定委員会 委員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
副町長	(近藤 千秋)※令和7年1月1日より不在	健康福祉部長	竹内 香
教育長	榊原 寛二	生活経済部長	杉浦 正享 (飯田 浩雅)
総務部長	池田 武彦	建設部長	榊原 全伸
企画部長	磯部 好文	教育部長	長澤 成江 (近藤 昭子)

()内は前任者

4-2 策定委員会 開催経緯

回	開催日時	検討内容
第1回	令和6年(2024年) 1月29日(月) 9:00~10:00	(1) 武豊町総合計画条例について (2) 第6次武豊町総合計画改定方針及び策定体制について (3) 第6次武豊町総合計画改定スケジュールについて (4) 各種アンケート調査の実施について (5) 武豊町総合計画策定部会員の推薦について
第2回	令和6年(2024年) 11月15日(金) 10:00~11:00	(1) 経過報告について ・策定スケジュール ・第6次武豊町総合計画成果指標報告 (2) まちづくり会議の開催について (3) 武豊町総合計画審議会委員(案)について ・町民等意識調査結果報告 ・策定部会経過報告
第3回	令和7年(2025年) 2月19日(水) 10:00~12:00	(1) 経過報告について ・まちづくり会議の開催報告 ・策定部会経過報告 (2) 策定スケジュールの変更について (3) 第1回総合計画審議会について (4) 第6次武豊町総合計画後期基本計画(案)について ・後期基本計画(重点施策方針・分野別計画案)修正案 ・審議会委員報告
第4回	令和7年(2025年) 6月13日(金) 13:30~15:00	(1) 経過報告について ・武豊町総合計画審議会委員報告 (2) 全員協議会(6月24日)での計画案の提示及び意見等聴取について (3) 第2回総合計画審議会(7月22日)における計画案の諮問について
第5回	令和7年(2025年) 8月29日(金) 13:30~15:00	(1) 第3回総合計画審議会(9月10日)における後期基本計画案の提示について (2) 答申書作成方針について (3) 策定スケジュールの変更について
第6回	令和7年(2025年) 11月27日(木) 13:10~14:30	(1) パブリックコメント実施結果について (2) 第6次武豊町総合計画後期基本計画(案)について (3) 第6次武豊町総合計画後期基本計画答申書(案)について (4) 今後のスケジュールについて

5 策定部会

5-1 策定部会 委員

部	課	役 職	氏 名
総務部	総務課	主査	磯村 慎亮
	防災交通課	主査	三井 悠揮
	税務課	副主幹	吉村 浩章
	収納課	主事 (主査)	宇井 真輔 (中村 優作)
企画部	企画政策課	副主幹	井筒 健太
	秘書広報課	主査 (主査)	小崎 瞳子 (出口 始)
健康福祉部	保険医療課	副主幹	高須 麻衣
	福祉課	副主幹 (副主幹)	布目 祐二 (田中 貴久)
	子育て支援課	副主幹 (主査)	西田 裕 (戸田 辰也)
	健康課	副主幹	毛利 悦子
生活経済部	住民窓口課	主事 (主事)	安部 果林 (杉浦 はず希)
	環境課	主査 (副主幹)	藤田 有輝 (森 保樹)
	産業課	主査 (主査)	黒田 英宏 (榎木谷 亘)
建設部	土木課	副主幹	小泉 勇志
	都市計画課	主査	守山 拓志
	都市計画課まちづくり推進室	主査 (主査)	上米良 政希 (鬼頭 瑛)
	上下水道課	主査 (主査)	内田 智也 (青木 清光)
教育部	学校教育課	主査	外山 明加
	生涯学習スポーツ課	主事	松岡 翼
	生涯学習スポーツ課町民会館	副主幹	上米良 由佳

(事務局)

企画政策課	次長兼課長	森田 良孝
	課長補佐	高松 幸永
	副主幹	西村 翠
	主査	鳥居 佑多
	主事	鳥居 直也

()内は前任者

5-2 策定部会 開催経緯

回	開催日時	検討内容
第1回	令和6年(2024年) 5月7日(火) 10:00~12:00	(1) 策定方針及び策定体制について (2) 全体スケジュール (3) 策定部会の役割及び進め方について (4) 計画策定に係るアンケート調査の実施について (5) 実施計画における総合計画進捗管理について
第2回	令和6年(2024年) 9月19日(木) 9:00~12:00	(1) 分野別施策評価(グループワーク:A~Dの4グループ) ： 取組分野毎、施策方針毎の5段階評価について検討 A. 市街地・住環境、交通基盤、上下水道、防災、防犯・交通安全 B. 出産・子育て、学校教育、健康・医療、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉 C. 生涯学習、スポーツ、文化芸術、産業、観光・交流、自然環境、生活環境 D. 住民活動・地域活動(住民協働)、相互理解(男女共同参画・多文化共生)、 タウンプロモーション、行政運営、財政運営
第3回	令和6年(2024年) 11月1日(金) 9:00~12:00	(1) 分野別主要課題の整理(グループワーク:A~Dの4グループ) ： 令和6年度町民等意識調査の結果について(報告) ： 分野別評価シート(第2回策定部会より)をベースに、施策方針毎の主要課題を検討 ※A~Dグループの担当は、第2回策定部会(上記)と同じ。 (2) まちづくり会議の開催について
各課 ヒアリング	令和6年(2024年) 12月2日(月)~ 12月20日(金)	第3編基本計画第3章分野別計画の策定に向けた各課等ヒアリング (1) 見直しすべき箇所の確認 ： 現状と課題、施策の基本方針(施策がめざす姿)、施策方針、成果指標、 関連計画について見直しすべき箇所の確認 (2) DX関連・人口減少対策の取組 ： 施策・業務のデジタル化、DX推進で検討すべき事項 ： 人口減少対策として導入可能な取組 (3) その他
第4回	令和7年(2025年) 1月23日(木) 9:30~12:00	(1) まちづくり会議の意見を踏まえた重点施策方針の見直しについて (グループワーク:重点施策方針ごと) ： 重点施策方針の指標や成果、課題の確認 ： まちづくり会議での意見の確認 (2) 後期基本計画(素案)の内容確認依頼について

6 成果指標一覧

施策の成果を確認できる指標を設定し、2018年の参考値と2024年の実績値、2030年の目標値を示しています。

なお、目標値下段の【当初目標値】は、前期基本計画(2021～2025)において定めていた目標値です。中間見直しにより目標値を変更している指標もあります。また、後期基本計画から追加した指標の当初目標値は【―】(バー表記)となっています。

後期基本計画(2026年度～2030年度)における2030年の目標値については、参考値や実績値、2021年度以降に策定された各個別計画、新型コロナウイルス感染症の影響等を参考にし、施策方針の内容に応じて見直しを行いました。

6-1 重点施策方針 成果指標

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
重点施策方針1 選ばれるまちへ				
人口の社会増	各年度の人口の社会動態 (転入者数－転出者数)	169人 (2014～2018年 度平均)	155人 (2020～2024年 度平均 ※2021は 除外)	170人 ----- 【170人(現状維持)】
若者世代の社会増	20～30歳代の人口の社会動態(転入者数－転出者数)	39人 (2014～2018年 度平均)	56人 (2020～2024年 度平均 ※2021は 除外)	60人 ----- 【―】
※社会動態は年度による変動が大きいため、社会増は5年平均としている。参考値、実績値も5年平均。ただし、2021年度のみ新型コロナウイルス感染症による影響が大きいため、平均値の算出から除外する。				
重点施策方針2 こどもの学び・育ちを応援するまちへ				
出生数	各年度の出生数	347人 (2014～2018年 度平均)	295人	300人 ----- 【320人】
こどもの幸福度	中学生意識調査で「あなたは、今、どの程度幸せですか」で回答した幸福度(0点～10点)の平均点	6.7点	7.1点	8点 ----- 【―】
若者・子育て世代からみた、町の住みごころ	若者・子育て世代アンケートで「大変住みやすい」または「まあまあ住みやすい」と回答した割合	84.2%	84.1%	86% ----- 【86%】
※出生数の参考値は5年平均。				
重点施策方針3 みんなが元気に活動・活躍するまちへ				
生きがいを感じている住民の割合	町民意識調査で、「生きがいにしているものがありますか」の問いに『はい』と回答した割合	65.9%	63.9%	70% ----- 【70%】
まちづくり活動への参加率	町民意識調査で、「地域の行事やお祭りに参加していますか」の問いに『はい』と回答した割合	43.5%	42.7%	50% ----- 【50%】
ボランティア、NPO活動に参加したい(これからも参加したい)住民の割合	町民意識調査で、「ボランティア、NPO活動に参加したい(これからも参加したい)」と回答した割合	33.7%	29.6%	40% ----- 【―】

6-2 分野別計画 成果指標

分野1 都市環境

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
1-1 市街地・住環境				
町の中心部の魅力や活気への満足度	町民意識調査で「中心市街地がにぎやかに活気づいている」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	11.3%	14.0%	20% ----- 【20%】
住環境への満足度	町民意識調査で「暮らしやすい住環境が整っている」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	35.3%	50.6%	55% ----- 【45%】
公園を利用する人の割合	町民意識調査で「近所の公園や児童遊園を利用している」と回答した割合	25.8%	35.5%	40% ----- 【30%】
1-2 交通基盤				
車での移動しやすさの満足度	町民意識調査で「幹線道路が整備され車で移動しやすい」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	31.0%	52.4%	60% ----- 【40%】
都市計画道路の整備率	町内における都市計画道路の整備が完了している延長の割合	55.5%	56.2%	57% ----- 【65%】
コミュニティバスの利用者数	1年間でコミュニティバスを利用した人数	61,617人/年	97,507人/年	109,000人/年 ----- 【73,000人/年】
1-3 上下水道				
下水道事業債年度末未償還残高	下水道施設の建設改良のために発行した事業債の残高	66.57億円	40.55億円	33億円 ----- 【35億円】
下水道経費回収率	下水道使用料で汚水処理費を賄える割合	68.1% (2020年)	74.9%	100%以上 ----- 【―】
重要給水施設までの水道管路の耐震化率	耐震管路総延長(km)÷管路総延長(km)(重要給水施設までの水道管路)×100	58.5%	75.8%	95% ----- 【100%】
生活排水処理率	基準日(3月31日)時点の、下水道・合併処理浄化槽の汚水処理施設の整備人口(2019年までは農業集落排水施設を含む)÷行政区内人口×100	76.4%	82.0%	87% ----- 【82%】

分野2 こども

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
2-1 出産・子育て				
子育てしやすさの満足度	町民意識調査で「子育てがしやすい」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	22.2%	33.9%	45% ----- 【30%】
子育て支援センター延べ利用者数	当該年度における、1年間の子育て支援センターの利用者数	20,698人/年	22,996人/年	24,000人/年 ----- 【24,000人/年】
こどもたちの普段の生活での幸福度(小学生)	全国学力・学習状況調査で「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」の問いに、『よくある』と回答した割合(小学6年生)	51.3% (2023年)	51.4%	60% ----- 【―】
こどもたちの普段の生活での幸福度(中学生)	全国学力・学習状況調査で「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」の問いに、『よくある』と回答した割合(中学3年生)	40.5% (2023年)	47.3%	55% ----- 【―】

分野3 学び

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
3-1 学校教育				
不登校児童生徒の担任以外への相談割合	学校教育課が実施する調査より、不登校児童生徒で担任以外へも相談等をした割合(相談先の充実とその周知)	23.1%	45.1%	60% 【―】
ボランティア活動への意欲	中学生意識調査で「地域をよくするための活動(区の活動やボランティア団体の活動)に参加してみたい」と回答した割合	44.2%	42.6%	50% 【50%】
3-2 生涯学習				
生涯学習事業の参加者数	1年間の講座、イベントの参加者数	24,887人/年	25,641人/年	26,000人/年 【26,000人/年】
趣味や教養、スポーツ活動を楽しんでいる住民の割合	町民意識調査で「趣味や教養、スポーツ等の活動を楽しんでいる」と回答した割合	52.9%	49.3%	55% 【55%】
図書館の利用者数	1年間の利用者数	198,086人/年	160,094人/年	200,000人/年 【200,000人/年】
中央公民館の利用者数	1年間の利用者数	90,754人/年	54,892人/年	63,400人/年 【91,500人/年】
3-3 スポーツ				
スポーツ実施率	生涯学習スポーツ課の実施したアンケート調査で、週に1回以上スポーツを行う人の割合(15歳以上)	―	55.5%	70% 【―】
スポーツ施設(総合体育館、運動公園、弓道場、緑地グラウンド、屋内温水プール)の利用者数	1年間でスポーツ施設を利用した人数	204,058人/年 (プール除く)	237,758人/年	242,800人/年 【212,300人/年】
3-4 文化芸術				
文化振興事業の参加者数	町民会館での1年間の文化振興事業参加者数	16,354人/年	15,385人/年	17,400人/年 【17,400人/年】
文化協会加入者数	文化協会へ加入している会員数	515人	344人	350人 【525人】
町民会館利用率	町民会館全体の1年間の利用率	51.4%	52.9%	60% 【60%】
芸術や文化に触れている人の割合	町民意識調査で「芸術や文化に触れている」に『はい』と回答した割合	34.4%	29.5%	40% 【40%】

分野4 健康・福祉

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
4-1 健康・医療				
健康づくりの機会や対応への満足度	町民意識調査で、「健康づくりの機会や対応が充実している」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	22.2%	29.9%	35% 【30%】
特定健康診査の受診率	国民健康保険加入者40歳から74歳(特定健診対象者)のうち、特定健診を受診した割合	56.6%	52.9%	70% 【65%】
病院や休日診療等の受診しやすさへの満足度	町民意識調査で、「病院や休日診療等を受診しやすい」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	23.6%	33.0%	35% 【30%】
4-2 地域福祉				
ボランティア活動への参加率	福祉課の実施したアンケート調査で「ボランティア活動」について『参加している』と回答した割合	23.0% (2016年)	12.3% (2021年)	35%(2026年) 【35%】(2026年)
地域で支え合う風土があることへの満足度	町民意識調査で「近所で共に助け合い、支え合う関わりがある」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	20.7%	28.6%	30% 【30%】
4-3 高齢者福祉				
第1号被保険者要支援・要介護認定率	第1号被保険者認定者数÷高齢者数×100 ※施策により上昇を抑える	13.0%	14.8%	17.5%以下 【18%】
ボランティアに参加している高齢者の割合	福祉課の実施した健康とくらしの調査で「ボランティアグループへの参加」に『月1回以上』と回答した割合	13.1% (2016年)	10.5% (2022年)	20%(2028年) 【20%】
4-4 障がい者福祉				
障がいのある方にとっての暮らしやすさ	福祉課の実施したアンケート調査(障がい者用、障がい児用合算)で「武豊町が障がいのある方にとって暮らしやすいまち」かどうかについて『暮らしやすいまちだと思う』と回答した割合	70.4% (2017年)	66.0% (2022年)	77%(2029年) 【77%】(2029年)
障害者差別解消法の認知度	福祉課の実施したアンケート調査(障がい者用、障がい児用、町民向け合算)で「障害者差別解消法」について『知っている』と回答した割合	20.9% (2017年)	28.9% (2022年)	40%(2029年) 【40%】(2029年)

分野5 安全・安心

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
5-1 防災				
緊急情報等配信サービス登録件数	メールサービス・公式LINE登録者数	【5,500件 (メールのみ)】	16,849件	17,500件 【7,000件 (メールのみ)】
災害への備えができていない住民の割合	町民意識調査で「普段から災害に備えている」と回答した割合	50.2%	51.5%	60% 【60%】
木造住宅耐震診断実施戸数	当該年度までに「民間木造住宅耐震診断事業」により、耐震診断を実施した木造住宅の総戸数	1,400戸	1,560戸	1,680戸 【2,000戸】

分野5 安全・安心

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
5-2 防犯・交通安全				
町道の歩道設置延長	基準日(4月1日)における歩道の総延長	39.0km	40.1km	41km ----- 【43km】
犯罪発生件数	当該年の1年間の刑法犯発生件数	223件/年	212件/年	150件/年 ----- 【150件/年】
交通事故発生件数(人身事故)	当該年の1年間の交通事故発生件数(人身事故)	145件/年	95件/年	90件/年 ----- 【100件/年】
交通事故発生件数(死亡事故)	当該年の1年間の交通事故発生件数(死亡事故)	0件/年	1件/年	0件/年 ----- 【―】
ヘルメット購入補助件数	累積人数	267人 (2021年)	1,506人	2,700人 ----- 【―】

分野6 産業・交流

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
6-1 産業				
認定新規就農者数(累計)	新規就農者で青年等就農計画の認定を受けたのべ人数	8人	13人	18人 ----- 【25人】
農地集積率	農地の所有・借用により農地として利用されている率	16.7%	23.7% (2023年)	45% ----- 【―】
製造業の売上(1事業所当たり)	経済センサス-活動調査の製造業1事業所当たりの売上	187,151万円 (2016年)	210,622万円 (2021年)	253,000万円 ----- 【―】
製造業の従事者数	経済センサス-活動調査の製造業の従業員数	5,861人 (2016年)	5,720人 (2021年)	6,000人 ----- 【―】
6-2 観光・交流				
町の中心部の魅力や活気への満足度	町民意識調査で「中心市街地がにぎやかに活気づいている」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	11.3%	14.0%	20% ----- 【20%】
鉄道駅の年間乗車人数 (定期券利用を除く)	JR武豊駅、名鉄上ヶ駅、名鉄知多武豊駅、名鉄富貴駅における年間乗車人数のうち、定期券利用者を除いた人数	53.7万人/年	47.5万人/年	55万人/年 ----- 【55万人/年】
まちの駅「味の蔵たけとよ」の年間購買客数	まちの駅「味の蔵たけとよ」で物品を購入した人数	88,785人/年	94,667人/年	105,000人/年 ----- 【105,000人/年】

分野7 環境

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
7-1 自然環境				
自然を身近に感じられることへの満足度	町民意識調査で「水や緑等の自然を身近に感じられる」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	38.3%	52.7%	53%(現状維持) ----- 【45%】
河川の水質	石川・堀川・新川でのBOD*30の平均	3.0mg/L	3.6mg/L	2.8mg/L ----- 【2.8mg/L】
温室効果ガス(CO ₂)の総排出量	武豊町内全域から排出される温室効果ガス(CO ₂)排出量のうち、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門(一般廃棄物の焼却処分に伴う排出)の合計	615千t-CO ₂	539千t-CO ₂ (2022年)	415千t-CO ₂ ----- 【―】
7-2 生活環境				
1人あたりの家庭系ごみ(資源除く)の排出量/日	家庭系ごみ総排出量(資源除く)/365日÷人口	531g	422g	419g ----- 【400g】
リサイクル率	(総資源化量/総排出量)×100	30.3%	41.4%	43% ----- 【―】

用語解説

*30 BOD(生物化学的酸素要求量)……132頁参照

分野8 まちづくり・地域経営

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
8-1 住民活動・地域活動(住民協働)				
町政・まちづくりに関心がある若い世代の割合	町民意識調査で「武豊町の町政・まちづくりに関心がある」に回答した15歳から39歳のうち『そう思う』または『ややそう思う』と回答した割合	44.2%	57.6%	65% ----- 【55%】
地域活動に参加したい(これからも参加したい)住民割合	町民意識調査で「地域活動(清掃、お祭り等)に参加したい(これからも参加したい)」に『そう思う』または『ややそう思う』と回答した割合	44.6%	45.3%	50% ----- 【50%】
ボランティア、NPO活動に参加したい(これからも参加したい)住民割合	町民意識調査で「ボランティア、NPO活動に参加したい(これからも参加したい)」と回答した割合	33.7%	29.6%	40% ----- 【40%】

分野8 まちづくり・地域経営

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
8-2 相互理解(男女共同参画・多文化共生)				
男女共同参画への満足度	町民意識調査で「男女が差別なく参画できる社会となっている」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	14.3%	21.3%	28% ----- 【25%】
異世代や外国人との交流がある住民割合	町民意識調査で「他の世代の人や外国人と交流したり、触れ合うことがある」と回答した割合	38.5%	24.9%	50% ----- 【50%】
8-3 タウンプロモーション				
町ホームページの年間アクセス件数	当該年度における、1年間の町ホームページへのアクセス総数	598,084件/年	1,576,946件/年 (2023年)	1,615,000件/年 ----- 【800,000件/年】
町に愛着を持っている住民の割合	町民意識調査で「武豊町に愛着がある」に『はい』と回答した割合	80.2%	80.9%	85% ----- 【85%】
今後も武豊町で暮らしたいと答えた中学生の割合	中学生意識調査で「今後も武豊町で暮らしたい」と回答した割合	67.1%	81.8%	90% ----- 【80%】

分野9 行財政

指 標	説 明	参考値 (2018年)	実績値 (2024年)	目標値(2030年) 【当初目標値】
9-1 行政運営				
町ホームページへの新着記事投稿件数	1年間でホームページの新着情報に投稿・更新した記事の件数	106件	316件/年	360件/年 ----- 【250件/年】
住民意向の反映状況への満足度	町民意識調査で「行政に町民の意向が反映されている」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	11.5%	16.0%	20% ----- 【15%】
行政サービスに対する満足度	町民意識調査で「行政サービスが充実している」ことに『満足』または『やや満足』と回答した割合	20.0%	28.8%	35% ----- 【30%】
9-2 財政運営				
実質公債費比率*10	当該年度における実質公債費比率(町の収入に対する負債返済の割合)	1.0%	2.3%	5%以内 ----- 【5%以内】

用語解説

*10 実質公債費比率……23頁参照。

7 総合計画の変遷

計画名称	策定年・計画期間	将来像・計画の愛称
第1次武豊町総合計画	1975年(昭和50年)策定 ※基本計画は1976年策定	明るく 住みよい 豊かな町づくり
第2次武豊町総合計画	1982年(昭和57年)策定	明るく 住みよい 豊かな町づくり
第3次武豊町総合計画	1990年度(平成2年度)～	明るく 住みよい 豊かなまちづくり ～TAK2001～
第4次武豊町総合計画	1998年度(平成10年度)～	心かよい 人が輝くまち 武豊 ～武豊ハートフルプラン～
第5次武豊町総合計画 (第5次武豊町総合計画 後期戦略プラン)	2008年度(平成20年度)～2020年度(令和2年度) (2015年度(平成27年度)～2020年度(令和2年度))	心つなぎ みんな輝くまち 武豊 ～たけとよ ゆめたろうプラン～
第6次武豊町総合計画 (第6次武豊町総合計画 後期基本計画)	2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度) (2026年度(令和8年度)～2030年度(令和12年度))	心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン ～スマイルビジョンTAKETOYO～

8 関連規定

8-1 武豊町総合計画条例

令和元年9月26日条例第5号

武豊町総合計画条例
(趣旨)
第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。
(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
(2) 基本構想 本町の将来像及びそれを実現するためのまちづくりの目標を示すものをいう。
(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向を示すものをいう。
(4) 実施計画 基本計画に基づく具体的事業を示すものをいう。
(総合計画の策定)
第3条 町長は、本町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
(総合計画審議会)
第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として、武豊町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 前項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。
(総合計画審議会への諮問)
第5条 町長は、総合計画を策定するときは、あらかじめ、前条に規定する武豊町総合計画審議会に諮問するものとする。
(議会の議決)
第6条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。
(基本計画及び実施計画の策定)
第7条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。
(総合計画との整合性の確保)
第8条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。
(公表)
第9条 町長は、総合計画を策定し又は変更をしたときは、速やかにこれを公表するものとする。
(委任)
第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。
附 則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。
(武豊町総合計画審議会条例の廃止)
2 武豊町総合計画審議会条例(昭和48年条例第19号)は、廃止する。

8-2 武豊町総合計画審議会規則

令和元年9月26日規則第5号

武豊町総合計画審議会規則
(趣旨)
第1条 この規則は、武豊町総合計画条例(令和元年条例第5号)第4条第1項の規定に基づき、武豊町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)
第2条 審議会は、町長の諮問に応じて次に掲げる総合計画の策定に関する事項について、必要な調査及び審議を行い、その意見を答申するものとする。
(1) 武豊町総合計画基本構想に関すること。
(2) 武豊町総合計画基本計画に関すること。
(3) その他町長が必要と認める事項
(組織)
第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
(1) 町教育委員会の委員
(2) 各種団体の代表者
(3) 知識経験を有する者
(4) 公募による者
(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
(会長及び副会長)
第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(任期)
第5条 委員の任期は、委嘱の日から、審議会における調査及び審議が終了し、その結果を町長に答申するまでの期間とする。
(会議)
第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
(委任)
第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は、町長が別に定める。
附 則
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

はじめに

基本構想

基本計画

都市環境

こども

学び

健康・福祉

安全・安心

産業・交流

環境

まちづくり・地域経営

行財政

資料編

第6次武豊町総合計画

スマイルビジョンTAKETOYO

後期基本計画

令和8年(2026年)3月
編集:武豊町役場 企画部 企画政策課
〒470-2392
愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
TEL:0569-72-1111(代表)

[ホームページ](https://www.town.taketoyo.lg.jp/) <https://www.town.taketoyo.lg.jp/>
